

に接近すべからず。請ふ出して外官と爲さん」と。帝乃ち允の宿望を追述し、奇の才を稱し、擢でて祠部郎と爲す。有司言はく、「御牛の青絲を斷えたり」と。詔して、青麻を以て之に代へしむ。初めて諫官を置き、散騎常侍傅玄・皇甫陶を以て之と爲す。玄は幹の子なり。玄、魏末の士風類敵せるを以て、上疏して曰はく、「臣聞く、先王の天下を御するや、教化、上に隆に、清議、下に行はる。近者、魏武、法術を好みて、天下、刑名を貴び、魏文、通達を慕うて、天下、節を守るを賤し、其の後、綱維を攝はず、放誕、朝に盈ち、遂に天下をして復た清議する無からしむ。陛下、龍のごとく興りて禪を受け、堯舜の化を弘む。惟ふに未だ清遠有禮の臣を擧げて以て風節を敦くせず、未だ虚鄙の士を退けて以て不恪を懲さず。臣、是を以て、猶ほ敢て言ふ有り」と。上、其の言を嘉納し、玄をして詔を草して之を進めしむ。然れども亦、革むる能はざるなり。

〔一四〕 綱。牛の鼻繩。
 〔一五〕 傅幹は漢の傅燮の子。
 〔一六〕 攝。整ふ也。
 〔一七〕 放誕とは何晏・阮籍の輩を謂ふ。
 〔一八〕 司馬氏の世系を叙するなり。
 〔一九〕 司馬鈞。五十卷漢の安帝元初二年に見ゆ。

〔二〇〕 初め漢の征西將軍 司馬鈞 豫章の太守量を生み、量、潁川の太守信を生み、信、京兆の尹防を生み、防、宣帝を生む。

二年、春正月丁亥、即ち魏の廟を用ひて、征西府君以下を祭る。景帝を并せて、凡そ七室あり。

景帝の夫人羊氏を尊びて景皇后と曰ふ。弘訓宮に居る。

丙午、皇后弘農の楊氏を立つ。后は魏の通事郎文宗の女なり。

羣臣奏す、「五帝は即ち天帝なり。王氣時に異なり、故に名號、五有り。今より明堂の南郊、宜しく五帝の座を除くべし」と。之に従ふ。帝は王肅の外孫なり。故に郊祀の禮、有司、多く肅の議に従ふ。

二月、漢の宗室の禁錮を除く。

三月、吳、大鴻臚張儼・五官中郎將丁忠を遣はして來りて弔祭せしむ。

吳の散騎常侍王蕃、體氣高亮にして、顔を承け指に順ふ能はず。吳主悅はず。散騎常侍萬彧、中書丞陳聲、從つて之を證す。丁忠、使して還るや、吳主大に羣臣を會す。蕃・沈醉して頓伏す。吳主、其の詐なるを疑ひ、蕃を擧うて外に出でしむ。之を頃くして召し還す。蕃、好く威儀を治め、行止自若たり。吳主大に怒り、左右を呵し、殿下に於

〔一〕 通事郎。魏の黃初の初、中書既に監令を置き、又、通事郎を置く。

〔二〕 五帝。鄭玄以爲へらく、吳天上帝は、天皇大帝北辰耀魄寶なり。五帝は五行精氣の神なり。即ち青帝靈威仰、赤帝赤熛怒、黃帝含樞紐、白帝白招矩、黑帝汁光紀なりと。王肅これを駁して以爲らく、五帝は天に非ずと。唯だ家語の文を用ひて大皞・炎帝・黃帝・少皞・顓頊の五帝を謂ひて、五人の帝と爲す。晉の羣臣、肅の説を祖として、以爲らく、五帝は即ち天帝なり。王氣、時に異なり、故に其の號を殊にす。五と雖も、其の實は一神なり。明堂の南郊、宜しく五帝の座なる五郊を除き、五精の號を改めて、同じく吳天上帝と稱すべしと。帝、これに従へるなり。

〔三〕 漢云。魏既に漢に代り、諸劉を禁錮せしが、今、これを除きしなり。

〔四〕 弔祭。文王の喪を以てなり。

て之を斬らしめ、出でて來山に登り、親近をして蕃の首を擲ち、虎跳狼争を作し、之を昨齧せしむ。首皆碎壞す。丁忠、吳主に説きて曰はく、「北方、守戦の備無し。弋陽、襲うて取る可し」と。吳主、以て羣臣に問ふ。鎮西大將軍陸凱曰はく、「北方、新に巴蜀を并せ、使を遣はして和を求むるは、援を我に求むるに非ざるなり。力を蓄へて以て時を俟たんと欲するのみ。(今)敵執方に彊し。而るに微幸して勝を求めんと欲するは、未だ其の利を見ざるなり」と。吳主、兵を出さずと雖も、然れども遂に晉と絶つ。凱は遜の族子なり。

夏五月壬子、博陵の元公王沈卒す。

六月丙午晦、日、之を食する有り。

文帝の喪に、臣民、皆、權制に従ひ、三日にして服を除く。既に葬り、帝も亦之を除く。然れども猶ほ素冠疏食し、哀毀すること喪に居る者の如し。秋八月、帝將に崇陽陵に謁せんとす。羣臣奏して言はく、「秋著未だ平がす。恐らくは帝、悲感摧傷せんことを」と。帝曰はく、「朕、山陵に奉瞻するを得ば、體氣自ら佳ならんのみ」と。又詔して曰はく、「漢

【五】來山。即ち樊山。武昌城の南に在り。今の湖北省江漢道鄂城縣の西に在り。

【六】昨齧。啖ひ噬む。

【七】弋陽。もと縣の名。漢のとき汝南郡に屬す。魏の文帝、分ちて弋陽郡を立つ。今の河南省汝陽道潢川縣の地。故城は今の縣の西に在り。

【八】權制。權宜の制度。

【九】秋著。秋節、尙ほ殘暑有る也。

【一〇】漢文云云。漢の文帝の遺詔、十五卷後七年に見ゆ。眞

德秀曰はく、文帝の此の詔は、乃ち短喪の始なり。然れども

本文は蓋し東民の爲めに設くるのみ。景帝は嗣君なり。此

れに緣りて其の喪を短くす可けんやと。

【一】情云云。哀慕の情の至らざるを患ふるのみ。衣服に在らざる也。跂は踵を擧ぐる也。

【二】勤勤。懇切丁寧なる貌。

【三】三年の喪は天子より庶人に違す。天子の貴と雖も、亦、以て其の孝思を遂げ三年の服を爲すを得。

【四】苴絰。喪の時、首と腰とにまとふ麻布。

【五】沈痛。深き哀痛。

【六】稻を食ひ云云。論語の語に據る。喪にありては食食粗衣にして、新穀を食し美衣を纏ふべきにあらざるをいふ。

文、天下をして哀を盡さしめざるは、亦、帝王の至謙の志なり。山陵に見ゆるに當りて、何の心か服無からん。其れ議して衰絰を以て行に從はん。羣臣は自ら舊制に依れ」と。尙書令裴秀奏して曰はく、「陛下、既に除きて復た服するは、義、依る所無し。若し君服して而も臣・服せざるは、亦、未だ之に敢て安んせざるなり」と。詔して曰はく、「(一)情の跂及する能はざるを患ふるのみ。衣服には何か存らん。諸君の(二)勤勤の至り、豈に苟くも相違はんや」と。遂に止む。中軍將軍羊祜、傅玄に謂つて曰はく、「三年の喪、貴しと雖も服を遂ぐるは、禮なり。今、主上至孝にして、其の服を奪ふと雖も、實に喪の禮を行ふ。若し此に因りて先王の法を復せば、亦善からずや」と。玄曰はく、「日を以て月に易ふること、已に數百年。一旦、古に復するは、行ひ難きなり」と。祜曰はく、「天下をして禮の如くならしむるを得ずとも、且く主上をして服を遂げしむるは、猶ほ愈らずや」と。玄曰はく、「主上(ナ)除かずして、天下、之を除くは、此れ、但だ父子(禮)のみ有り・復た君臣(禮)無しと爲すなり」と。乃ち止む。戊辰、羣臣奏し、服を易へ膳を復せんと請ふ。詔して曰はく、「毎に幽冥を感念して、苴絰の禮を終ふるを得ず、以て沈痛と爲す。況んや當に稻を食ひ錦を衣るべけんや。(稻ヲ食

衣ル)適に其の心を激切するに足る。相解く所以に非ざるなり。朕は本諸生の家、禮を傳へ來ること久し。何ぞ一旦便ち此情を(二七)所天に易ふるに至らんや。相從ふこと已に多し。試に(二八)孔子の宰我に答ふるの言を省みる可し。紛紜を事とする無かれ」と。遂に疏素を以て三年を終ふ。

臣光曰はく、三年の喪は天子より庶人に達す。此れ先王の禮經、百世まで易らざる者なり。漢文は、心を師として學ばず、古を變じ禮を壞り、父子の恩を絶ち、君臣の義を虧く。後世の帝王、哀戚の情に篤き能はず、而して羣臣諂諛し、肯て(二九)釐正するもの莫し。晉武に至りて、獨り天性を以て、矯めて之を行ふ。不世の賢君と謂ふ可し。而るに表傳の徒、固陋の庸臣、常に習ひ故に玩れて、(三〇)其の美を將順する能はず。惜しいかな。

【二七】所天。儀禮に曰はく、父は子の天なりと。
【二八】孔子云。論語陽貨篇に、宰我问ふ、三年の喪は、葬已に久し。君子、三年、禮を爲さずんば、禮必ず壞れん。三年、樂を爲さずんば、樂必ず崩れん。舊穀既に没し、新穀既に升る、葬にして已む可しと。孔子曰はく、夫の稻を食ひ、夫の錦を衣ること、汝に於て安きかと。曰はく、安しと。孔子曰はく、汝安くば則ちこれを爲せと。宰我出づ。孔子曰はく、予(宰我の字)の不仁なるや。子生れて三年、然る後、父母の懷を免る。夫の三年の喪は天下の通喪なり。予や其の父母に三年の愛あるかと。
【二九】釐正。理め正す。
【三〇】將順は順つてこれを行ふ也。孝經に曰はく、君子の上、に事ふるや、其の美を將順し、其の惡を匡救すと。

吳主、陸凱を以て左丞相と爲し、萬或を右丞相と爲す。吳主、人の己を視るを惡む。羣臣侍見す

るに、敢て目を擧ぐるもの莫し。陸凱曰はく、「君臣、相識らざるの道無し。若し猝に不虞有らば、赴く所を知らざらん」と。吳主、乃ち凱に自ら視るを聽す。而して它人は故の如し。吳主、武昌に居り、揚州の民、流に汜りて供給し、甚だ之に苦しみ、又、奢侈、度無く、公私窮賸す。凱上疏して曰はく、「今、四邊、事無し。當に務めて民を養ひ財を豊にすべし。而るに更に奢を窮め欲を極め、災無くして而も民命盡き、爲す無くして而も國財空し。臣竊に之を憂ふ。昔、漢室既に衰へ、三家鼎立す。今、曹・劉、道を失ひ、皆、晉の有と爲れり。此れ目前の明驗なり。臣愚、但だ陛下の爲めに國家を惜むのみ。武昌の土地は、危險、堵确にして、王者の下に非ず。且つ(三一)童謠に云はく、「寧ろ建業の水を飲むとも、武昌の魚を食はじ。寧ろ建業に還りて死すとも、武昌に止まりて居らじ」と。此を以て之を觀れば、人心と天意とを明かにするに足る。今、國に一年の蓄無く、民に離散の怨有り。國に(三二)露根の漸有り、而して官吏務めて苛急を爲し、之を或は恤ふるもの莫し。大帝の時、後宮の列女、及び諸繡絡、數、百に満たず。景帝以來、乃ち千數有り。此れ財を耗らすの甚だしきものなり。

【三一】童謠云云。此れ流に汜りて供給するを苦しみて、是の謠を爲す也。
【三二】露根。木を以て喩と爲す也。木の能く生殖繁茂するは根本有るを以て也。根漸く露はるときは、其の本將に拔け、枯死するに至らんとす。
【三三】曹・劉。魏と蜀漢とをいふ。
【三四】堵确。堵は土瘠せたるなり。确は石多きなり。
【三五】童謠云云。此れ流に汜りて供給するを苦しみて、是の謠を爲す也。
【三六】露根。木を以て喩と爲す也。木の能く生殖繁茂するは根本有るを以て也。根漸く露はるときは、其の本將に拔け、枯死するに至らんとす。

又、左右の臣、率ね其の人に非ず。羣黨相扶け、忠を害み賢を隠す。此れ皆政を盡し民を病ましむる者なり。臣願はくは陛下、百役を省息し、苛擾を罷め去り、宮女を料り出し、清く百官を選ばば、則ち天悦び民附き、國家永く安からん」と。吳主、悦ばずと雖も、其の宿望を以て、特に之を優容す。九月、詔す、「今より、詔して欲する所有り、及び已に奏して可を得と雖も、而も事に於て便ならざる者は、皆、情を隠す可からず」と。

戊戌、有司奏す、「大晉、禪を魏に受く、宜しく一に前代の正朔服色を用ふる事、【二七】虞の唐に遵ふ故事の如くすべし」と。之に従ふ。

冬十月丙午朔、日、之を食する有り。

永安の山賊施但、民の勞怨するに因り、衆數千人を聚め、吳主の庶弟永安侯謙を劫し、亂を作す。建業に至る比ほひ、衆萬餘人あり。未だ至らざること二十里にして住まり、吉日を擇びて城に入り、使を遣はし、謙の命を以て丁固・諸葛靚を召す。固・靚、其の使を斬り、兵を發して、牛屯に逆へ戰ふ。但の兵、皆、甲冑無く、即時に敗散す。謙獨り車中に坐す。之を生獲す。固敢て殺さず、狀を以て吳主に白す。吳主、其の母及び弟俊を并せて、皆、之を殺す。初め望氣者云はく、「荊州に王氣有り、當に揚州を破るべし」と。故に吳主徙りて武昌に都す。但が反するに及びて、自ら以爲へらく、計を得たりと。數百人を遣はし、鼓譟して建

【二七】 虞。帝舜。
【二八】 唐。帝堯。
【二九】 永安。今の湖北省錢塘道武康縣の地。
【三〇】 牛屯。建業城を去ること二十一里。

業に入り、但の妻子を殺さしめて云はく、「天子、荊州の兵をして、來りて揚州の賊を破らしむ」と。十一月、初めて、【三一】圓丘・方丘の祀を南北郊に并す。

山陽國の將軍を罷め、其の禁制を除く。

十二月、吳主還りて建業に都す。后の父衛將軍錄尚書事滕牧をして留まりて武昌に鎮せしむ。朝士、牧が尊威なるを以て、頗る推して（牧チ）諫争せしむ。滕后の寵、是に由りて漸く衰ふ。更に牧を遣はして蒼梧に居らしむ。爵位をば奪はずと雖も、其の實は遷せるなり。道に在りて、憂を以て死す。何太后、常に滕后を保佑す。太史又言はく、「中宮をば易ふ可からず」と。吳主、【三二】巫覡を信ず。故に廢せられざるを得たり。常に【三三】升平宮に供養し、復た進見せず。諸姬、皇后の璽紵を佩ぶる者甚た衆し。滕后は朝賀表疏を受くるのみ。吳主、黃門をして徧く州郡を行り、將吏の家の女を【三四】料取せしむ。其の二十石・大臣の子女は、歳歳に名を言ふ。年十五六にして、一たび簡閱す。簡閱して・中らざれば、乃ち出でて嫁するを得。後宮、千を以て數ふ。而も採擇して・已む無し。

【三一】 圓丘・方丘の祀。冬至に皇皇たる帝天を圓丘に祭り、夏至に皇皇たる后地を方丘に祭る。今、二至の祀を以て二郊に合はする也。
【三二】 山陽國云云。魏、漢の獻帝を奉じて山陽公と爲し、河内の山陽縣の濁鹿城に國し、督軍を置き、以て之を防衛せり。晉の時に至りて、帝の孫康嗣きて立つ。人心、漢を去ること久し。故に其の衛兵を罷め、其の禁制を除く。
【三三】 巫覡。みこ。女なるを巫と曰ひ、男なるを覡と曰ふ。
【三四】 升平宮。皓、其の母何太后宮を尊びて升平宮と曰ふ。
【三五】 料取。吳志が續傳注には料取に作る。

三年、春正月丁卯、子衷を立てて皇太子と爲す。詔して以はく、「近世、太子を立てる毎に、必ず赦有り。今、世運將に平かならんとす。當に之に示すに好惡を以てし、百姓をして多幸の望を絶たしむべし。」小人を曲惠するは、朕、取る無し」と。遂に赦せず。

司隸校尉上黨の李熹、刻す、「故の立進の令劉友・前の尙書山濤・中山王睦・尙書僕射武陔、各官の稻田を占む。請ふ濤・睦等の官を免せん。陔は已に亡せり。請ふ其の諡を貶せん」と。詔して曰はく、「友、百姓を侵削し、以て朝士を繆惑す。其れ考竟し、以て邪佞を懲せよ。濤等は其の過を貳たびせず。皆、問ふ所有る勿かれ。熹は志を亢くして公に在り、官に當りて行ふ。邦の司直と謂ふ可し。光武、云へる有り、貴戚すら且つ手を斂めて以て二鮑を避く」と。其れ羣僚に申救して、各司る所を愼ましめよ。寛宥の恩は、數遇ふ可からざるなり」と。睦は宣帝の弟の子なり。

臣光曰はく、政の大本は、刑賞に在り。刑賞明かならずんば、政何を以てか成らん。晉の武帝、山濤を赦して李熹を褒するは、其の刑賞に於ける、兩つながら之を失す。熹が言ふ所をして是と爲さしめば、則ち濤は赦す可からず。言ふ所を非と爲さば、則ち熹は褒するに足らず。之を褒して言はしめ、言ひて而も用ひずんば、怨、下に結び、威、上に玩ばれん。將た安にか之を用ひするは、亦難からずや。

帝、李熹を以て太子太傅と爲し、韃爲の李密を徴して太子洗馬と爲す。密、祖母老いたるを以て固辭す。之を許す。密、人と交はるに、毎に其の得失を公議して、之を切責す。常に言はく、「吾、獨り世に立ち、影を顧み儔無く、然るに懼れざるは、人に彼此無きを以ての故なり」と。

吳・大赦す。右丞相萬或を以て巴丘に鎮せしむ。

夏六月、吳主、昭明宮を作る。二千石以下、皆、自ら山に入り、木を伐るを督す。大に范圍を開き、土山・樓觀を起し、伎巧を窮極す。功役の費、億萬を以て計る。陸凱諫むれども、聽かず。中書丞華覈・上疏して曰はく、「漢文の世、九州晏然たり。賈誼獨り以爲へらく、「火を抱きて積薪の下に厝き・而して其の上に寝ぬるが如し」と。今、大敵、九州の地に據り、大半の衆を有ち、國家と相呑むの計を爲さんと欲す。徒に漢の淮南・濟北のみに非ざるなり。賈誼の世に比して、孰をか緩急と爲す。今、倉庫空置し、編戶、業を失ひ、而して北方、穀を積み民を養ひ、心を専らにして

【五】太子洗馬。東宮の官屬にして、職、謁者に比す。太子出づるときは前驅して、威儀を導き、圖書を掌る。

【六】昭明宮。太初宮の東に在り。
【七】賈誼云云。十四卷漢の文帝六年に見ゆ。

東に向ひ、又、交趾淪没し、嶺表動搖す。曾背、嫌有り、首尾、難多し。乃ち國朝の厄會なり。
 若し此急務を捨て、力を功作に盡さば、卒に風塵不虞の變有らんには、當に版築を委てて烽燧に應じ、怨民を驅りて白刃に赴かしむべし。此れ乃ち大敵の因りて以て資と爲す所の者なり」と。時に吳の俗奢侈なり。覈又上疏して曰はく、『今、事多くして役繁く、民貧しくして俗奢る。百工、無用の器を作り、婦人、綺靡の飾を爲す。轉た相倣效し、獨り有する無きを恥づ。兵民の家すら、猶ほ復た俗を逐ふ。内に、甌石の儲無く、而も出づるに綾綺の服有り。上に尊卑等級の差無く、下に財を耗し力を費すの損有り。其の富給を求むるも、庸ぞ得可けんや』と。吳主、皆、聽かず。

秋七月、王祥、睢陵公を以て罷む。
 九月甲申、詔して吏の俸を増す。

何曾を以て太保と爲し、義陽王望を太尉と爲し、荀顛を司徒と爲す。
 星氣讖緯の學を禁ず。

吳主、孟仁を以て丞相(事)を守り、法駕を奉じ、東して其の父文帝の神を、明陵より迎へしむ。

中使相繼ぎ、起居を奉問す。巫覡言はく、『文帝を見るに、被服顔色、平生の如し』と。吳主、悲喜し、迎へて、東門の外に拜す。既に廟に入るや、七日に比るまでに三たび祭り、諸の倡伎を設け、晝夜娛樂す。

是の歲、鮮卑の拓跋沙漠汗を遣りて、其の國に歸らしむ。

四年、春正月丙戌、賈充等、刑修する所の律令を上る。帝親自講に臨み、尙書郎裴楷をして執讀せしむ。楷は秀の從弟なり。侍中盧瑛、中書侍郎范陽の張華、新律の死罪の條目を抄し、之を亭傳に懸け、以て民に示さんと請ふ。之に従ふ。又、河南の尹杜預に詔して、黜陟の課を爲らしむ。預、奏す、『古は黜陟するに、心に擬議して、法に泥ます。末世は遠きを紀する能はずして、専ら密微を求む。心を疑うて耳目を信じ、耳目を疑うて簡書を信ず。簡書愈々繁くして、官方愈々僞る。魏氏の考課は、即ち京房の遺意にして、其文、至つて密なりと謂ふ可し。然れども苛細に失し、以て本體に違ふ。故に歷代、通ずる能はざるなり。豈に唐堯の舊制を申べ。大を取り小を捨て、密を去り簡に就き、之をして從ひ易からしむるに若かんや。夫れ曲に物理

- 【一】 交趾淪没云。前卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。
- 【二】 兵民云云。下、兵民の家に至るまで、亦、俗好に隨つて奢侈を事とす。
- 【三】 甌。小甌。二斛を受く。
- 【四】 星氣。星は占星、氣は望氣。東漢以來、讖緯の學あり。
- 【五】 明陵。吳興の烏程縣に在り。孫皓、其父を烏程の西山に改葬し、明陵と曰ふ。烏程縣は今の浙江省錢塘道吳興縣の地。

- 【一】 東門。建業城の東門。
- 【二】 拓跋沙漠汗。入りて質たること、七十七卷魏の元帝景元二年に見ゆ。
- 【三】 充等が刑修する所は、漢律九章に就きて十一篇を増し、合せて二十篇六百二十條。其の律に入らざる者は、悉く以て令と爲して施行す。凡そ律令、合せて二千九百二十六條。
- 【四】 抄。謄寫する也。
- 【五】 官方。官と爲るの方術。
- 【六】 魏氏の考課。劉劭の考課法、其の略、七十三卷魏の明帝景初元年に見ゆ。

を盡し、神にして之を明かにするは、其の人に存す。人を去りて法に任ずるときは、則ち文を以て理を傷ふ。違官に委任し、各統ぶる所を考せしむるに若くは莫し。歳ごとに其の人を第し、其の優劣を言ひ、此の如くすること六載にして、主者總集し、其の言を採案し、六たび優れる者は超擢し、六たび劣れる者は廢免し、優れること多く劣れること少き者は平叙し、劣れること多く優れること少き者は左遷す。其の間、對する所、鈞しからず、品に難易有るは、主者固に當に輕重を準量し、微しく降殺を加ふべし。曲に法を以て盡すに足らざるなり。其れ優劣・情に徇ひ・公論に叶はざる者有らば、當に監司に委ねて、隨つて之を彈すべし。若し上下をして公に過を相容れしめば、此れ清議大に頹ると爲す。考課の法有りと雖も、亦、益無きなり」と。事、竟に・行はれず。

丁亥、帝、籍田を洛水の北に耕す。
 戊子、大赦す。
 二月、吳主、左御史大夫丁固を以て司徒と爲し、右御史大夫、孟仁を司空と爲す。
 三月戊子、皇太后王氏殂す。帝、喪に居るの制、一に古禮に遵ふ。

- 【五】 文。法文。
- 【六】 達官。顯官なり。一官の長に居り、其の事、上に專達するを得るなり。
- 【七】 六たび優るとは、六載俱に優なるを謂ふ。六たび劣るとは、六載俱に劣なるを謂ふ。
- 【八】 監司。御史・司隸及び諸州の刺史なり。
- 【九】 彈。彈劾する也。
- 【一〇】 孟仁。本名は宗。皓の字を避けてこれを改む。

夏四月戊戌、睢陵の元公王祥卒す。門に雜帛の寶無し。其の族孫戎歎じて曰はく、「太保は、正始の世に當りて、能言の流に在らざれども、間之と言ふに及びて、理致清遠なり。豈に徳を以て其の言を掩ふに非ずや」と。

己亥、(一三) 文明皇后を葬る。有司又奏す、「既に虞して、衰服を除かん」と。詔して曰はく、「終身の愛を受け、而も數年の報無きは、情の忍びざる所なり」と。有司固く請ふ。詔して曰はく、「患は篤孝なる能はざるに在り。毀傷を以て憂と爲す勿かれ。前代の禮典、質文、同じからず。何ぞ必ずしも限るに近制を以てし、達喪をして闕然たらしめんや」と。羣臣請うて・已ます。乃ち之を許す。然れども猶ほ素冠疏食し、以て三年を終ふること、文帝の喪の如し。

- 【一】 胡三省曰はく、正始の所謂能く言ふ者は、何平叔數人なり。魏轉じて晉と爲る、何ぞ世に益あらんや。王祥の尙ぶ可き所以は、後母に孝なると、晉王を拜せざるとなるのみ。君子猶ほ、其の人の柱石に任じて而も人の棟梁を傾くるを謂ふ。理致清遠とは、言か徳か。清談の禍、永嘉に迄り、流れて江左に及び、猶ほ未だ已まざるなりと。
- 【二】 文明皇后。王太后の諡。
- 【三】 虞。神を安んずるの祭なり。葬日に虞し、柔日に遇うて再び虞し、而して三たび虞するに剛日を用ふ。骨肉は土に歸し、魂氣は之かざる所無し。孝子、其の彷徨するが爲めに、故に三たび祭りて以てこれを安んず。
- 【四】 達喪。通喪なり。

己卯、帝、崇陽陵に謁す。

晉世祖武帝泰始四年

九月、(一)青・徐・兗・豫の四州、大水あり。

大司馬石苞、久しく淮南に在り、威惠甚だ著る。淮北の監軍王琛、之を惡む。密に「苞、吳人と交通す」と表す。會、吳人將に入りて寇せんとす。苞、壘を築き水を遏め、以て自ら固む。帝、之を疑ふ。羊祜、深く帝の爲めに言ふ、「苞は必ず然らず」と。帝、信せず。乃ち詔を下し、苞が賊執を料らず。壘を築き水を遏め、百姓を勞擾するを以て、其の官を策免し、義陽王望を遣はし、大軍を帥ゐて以て之を徵せしむ。(二)苞、河内の孫鑠を辟して掾と爲す。鑠、先に汝陰王駿と善し。駿、時に許昌に鎮す。鑠過りて之に見ゆ。駿、臺已に軍を遣はして苞を襲はしむるを知り、私に之に告げて曰はく、「禍に與る無かれ」と。鑠既に出で、馳せて壽春に詣り、苞に勸めて兵を放ち、歩して都亭を出で罪を待たしむ。苞、之に従ふ。帝之を聞き、意解く。

苞、關に詣り、樂陵公を以て第に還る。吳主、東關に出で、冬十月、其の將施績をして江夏に入り、萬或をして襄陽に寇せしむ。義陽王望に詔し、中軍の歩騎二萬を統べて、(三)龍陂に屯し、二方の聲援を爲さしむ。會、荊州の刺史胡烈、績を拒ぎ、之を破る。望、兵を引きて還る。

吳の交州の刺史劉俊・大都督修則・將軍顧容、前後三たび交趾を攻む。交趾の太守楊稷、皆、拒ぎて之を破る。鬱林・九眞、皆稷に附く。稷、將軍毛吳・董元を遣はして合浦を攻めしむ。(四)古城に戦ひ、大に吳の兵を破り、劉俊・修則を殺す。餘兵、散じて合浦に還る。稷、吳を表して鬱林の太守と爲し、元を九眞の太守と爲す。

十一月、吳の丁奉・諸葛靚、(五)芍陂に出で、合肥を攻む。安東將軍汝陰王駿、拒ぎて之を却く。義陽王望を以て大司馬と爲し、荀顛を太尉と爲し、石苞を司徒と爲す。

五年、春正月、吳主、子瑾を立てて皇太子と爲す。

二月、(一)雍・涼・梁州を分ちて秦州を置き、胡烈を以て刺史と爲す。是より先、鄧艾、(二)鮮卑の降者數萬を納れ、雍・涼の間に置き、民と雜居せしむ。朝廷、其の久しくして患を爲さんことを恐れ、烈が素より名を西方に著せるを以て、故に(三)烈(烈)之を鎮撫せしむ。

青・徐・兗の三州、大水あり。帝、吳を滅ぼすの志有り。壬寅、尙書左僕射羊祜を以て、荊州の諸軍事を都督し、襄陽に鎮せし

【一】青州は齊國・濟南・樂安・城陽・東萊を統ぶ。徐州は彭城・下邳・東海・琅邪・廣陵・臨淮を統ぶ。兗州は陳留・濮陽・濟陰・高平・任城・東平・濟北・泰山を統ぶ。豫州は潁川・汝南・襄城・汝陰・梁國・沛・譙・魯・弋陽・安豐を統ぶ。

【二】魏の高貴郷公甘露三年、諸葛誕を平げ、苞代りて淮南に鎮す。是に至るまで凡そ十一年。

【三】都亭。壽春の都亭なり。

【四】龍陂。即ち摩陂なり。名を更めしこと、七十二卷魏の明帝青龍元年に見ゆ。

【一】合浦。廣東省欽廉道合浦縣。

【二】古城は合浦の古城なり。

【三】芍陂。水の名、安徽省淮泗道壽縣の東に在り。

【四】雍州は京兆・馮翊・扶風・安定・北地・新平・始平を統ぶ。涼州は金城・西平・武威・張掖・西郡・燉煌・酒泉・青海を統ぶ。梁州は漢中・梓潼・廣漢・新都・涪陵・巴西・巴東を統ぶ。秦州は隴西・南安・天水・略陽・武都・陰平等の郡を統ぶ。

【五】此れ河西の鮮卑なり。

め、征東大將軍衛瓘をして、青州の諸軍事を都督し、臨菑に鎮せしめ、鎮東大將軍東莞王佃をして、徐州の諸軍事を都督し、下邳に鎮せしむ。祐、遠近を綏懷し、甚だ江漢の心を得たり。吳人に與するに大信を開布し、降者去らんと欲すれば、皆之を聽し、成選の卒を減じ、以て田を墾くこと八百餘頃。其の始めて至るや、軍に百日の糧無し。其の季年に及びては、乃ち十年の積有り。祐、軍に在るや、常に輕裘緩帶し、身、甲を被らず。鈴閣の下、侍衛するもの、十數人に過ぎず。

濟陰の太守巴西の文立・上言す、「故の蜀の名臣の子孫、中國に流徙する者をば、宜しく才を量りて叙用し、以て巴蜀の心を慰め、以て吳人の望を傾くべし」と。帝、之に従ふ。己未、詔して曰はく、「諸葛亮、蜀に在り、其の心力を盡し、其の子瞻、難に臨みて義に死せり。其の孫京は、宜しく才に隨つて吏に署すべし」と。又、詔して曰はく、「蜀の將傅僉、父子、其の主の死せり。天下の善は一なり。豈に彼此に由りて以て異と爲さんや。僉の息著・募、没して、奚官に入る。宜しく免して庶人と爲すべし」と。

- 【三】 鈴閣の下。鈴下の卒及び閣下の威儀なり。鈴下とは、使令する有れば、鈴を掣きて以てこれを呼ぶ、因りて以て名と爲す。閣下の威儀は、出入贊導及び調を納れ事を受くるを掌る。近侍の士卒なり。
- 【四】 其の子瞻云云。七十八卷魏の元帝景元四年に見ゆ。
- 【五】 父子云云。傅彤が死すること、六十九卷魏の文帝黃初三年に見ゆ。傅僉が死せるは、諸葛瞻と同年なり。
- 【六】 息は子なり。著と募とは二子の名なり。
- 【七】 奚官。少府に、奚官令有り、男女の没入する者これに屬す。

帝、文立を以て散騎常侍と爲す。漢の故の尙書韋爲の程瓊、雅より徳業有り、立と深く交はる。帝、其の名を聞き、以て立に問ふ。(立)對へて曰はく、「臣、至つて其の人を知る。但だ年、八十に垂なんとし、稟性謙退にして、復た當時の望無し。故に以て上聞せざるのみ」と。瓊、之を聞きて曰はく、「廣休は、黨せずと謂ふ可し。此れ吾が夫の人を善しとする所以なり」と。

秋九月、星有り紫宮に孛す。

冬十月、吳・大赦し、建衡と改元す。

皇子景度を封じて城陽王と爲す。

初め汝南の何定、嘗て吳の大帝の給使と爲る。吳主位に即くに及びて、自ら先帝の舊人なるを表し、還りて内侍せんことを求む。吳主、以て樓下都尉と爲し、酤糶の事を典知せしむ。遂に専ら威福を爲す。吳主、之を信任し、委ぬるに衆事を以てす。左丞相陸凱、面のあたり定を責めて曰はく、「卿、前後の主に事へて不忠にして、國政を傾亂するものを見るに、寧んぞ壽を以て終るを得る者有らんや。何を以てか専ら姦邪を爲し、天聽を塵穢するや。宜しく自ら改厲すべし。然らずんば、方に卿が不測の禍有るを見ん」と。定、大に之を恨む。凱、心を公家に竭し、忠懇内より發し、表疏するに、皆、事を指して飾らず。疾病なるに及びて、吳主、中書令董朝を遣はし、言はんと欲する所を問はしむ。凱、陳す、「何定をば信用す可からず、宜

- 【八】 復云云。其の意望、聞達を當時に求めざる也。
- 【九】 廣休。文立の字。
- 【一〇】 事云云。皆、實事を指摘して、文飾を爲さず。

しく授くるに外任を以てすべし。奚熙は小吏にして、浦里塘を建起す。亦、聽く可からず。姚信・樓玄・賀邵・張悌・郭遵・薛瑩・滕修及び族弟喜・抗は、或は清白忠勤に、或は資才卓茂にして、皆、社稷の良輔なり。願はくは陛下、重ねて神思を留め、訪ふに時務を以てし、各をして其の忠を盡し、萬一を拾遺せしめよ」と。邵は齊の孫、瑩は綜の子、玄は沛の人、修は南陽の人なり。凱尋いで卒す。吳主、素より其の切直を衝む。且つ日に何定の譖を聞く。之を久しうして、竟に凱の家を建安に徙す。

吳主、監軍虞汜・威南將軍薛瑒・蒼梧の太守丹陽の陶璜を遣はし、荊州の道よりし、監軍李曷・督軍徐存をして建安の海道よりし、皆、合浦に會し、以て交趾を撃たしむ。

十二月、有司奏す、『東宮、敬を二傳に施すこと、其の儀同じからず』と。帝曰はく、『夫れ師傅を崇敬するは、道を尊び教を重んずる所以なり。何ぞ臣不臣と言はんや。其れ太子をして拜禮を申ねしめよ』と。

六年、春正月、吳の丁奉、渦口に入る。揚州の刺史牽弘、撃ちて之を走らす。

吳の萬彧、巴丘より建業に還る。

夏四月、吳の左大司馬施績卒す。鎮軍大將軍陸抗を以て、信陵・西陵・夷道・樂郷・公安の諸軍

事を都督し、樂郷に治せしむ。抗、吳主の政事多く闕けたるを以て、上疏して曰はく、『臣聞く、徳均しきときは、則ち衆き者、寡きに勝ち、力侔しきときは、則ち安き者、危きを制すと。此れ六國の秦に并せられし所以、西楚の漢に屈せし所以なり。今、敵の據る所は、特に關右の地、鴻溝以西のみに非ず。而して國家は、外は連衡の援無く、内は西楚の疆きに非ず、庶政陵遲し、黎民未だ父まらず。議者の恃む所は、徒だ長江峻山の封域を限帶するを以て

す。此れ乃ち國を守るの末事にして、智者の先とする所に非ざるなり。臣、念うて此に及ぶ毎に、中夜、枕を撫し、餐に臨みて食を忘る。夫れ君に事ふるの義は、犯して而も欺く勿し。謹んで時宜十七條を陳べ、以て聞す』

と。吳主納れず。李曷、建安の道利ならざるを以て、導將馮斐を殺し、軍を引き還る。初め何定、嘗て子の爲めに婚を曷に求む。曷許さず。乃ち『曷、枉げて馮斐を殺し、擅に軍を徹して還る』と白し、曷及び徐存を誅し、其の家屬を并せ、仍て曷の戸を焚く。定、又、諸將をして、各御犬を上らしむ。一犬、直織數十匹に至り、纓紐は直錢一萬。以て兎を捕へ廚に供す。吳人、皆、罪を

【一】 賀齊は吳主權の將たり。
 【二】 恨み怒る所あれども蓄へて發せざるを衝と爲す。
 【三】 建安。縣の名、今の福建省建安道建甌縣の地。
 【四】 二傳。晉の制に、太子太傅は、中二千石、少傅は二千石。太子先づ諸傅を拜して、然る後これに答ふ。
 【五】 臣不臣。蓋し有司の奏する所の言なるべし。
 【一】 渦口。渦水が淮水に入る所。今の安徽省淮河道懷遠縣の東北に在り。

【二】 信陵縣は建平郡に屬す。今の湖北省荆南道神歸縣の東に在り。西陵は即ち夷陵なり。同省同道宜昌縣の西北に在り。樂郷は同省同道松滋縣に在り。公安は同省同道公安縣の地。
 【三】 關右の地。秦をいふ。
 【四】 鴻溝以西。漢の據りし地なり。
 【五】 纓紐。犬を繋ぐ繩。

定に歸す。而して吳主、以て忠勤と爲し、爵列侯を賜ふ。陸抗・上疏して曰はく、『小人は 理道に明かならず、見る所既に淺し。情を竭し節を盡さしむと雖も、猶ほ任ずるに足らず。況んや其の姦心素より篤くして、憎愛移易するをや』と。吳主從はず。

六月戊午、胡烈、鮮卑の秃髮樹機能（毛）萬斛堆に討ち、兵敗れ、殺さる。都督雍涼州諸軍事扶風王亮、將軍劉旂を遣はし、之を救ふ。旂、觀望して進まず。亮、坐して貶せられて平西將軍と爲り、旂、斬に當す。亮・上言す、『節度の咎は、亮に由りて出づ。乞ふ 其の死を丐へよ』と。詔して曰はく、『若し罪、旂に在らずんば、當に在る所有るべし』と。乃ち亮の官を免す。尙書樂陵の石鑿をして、安西將軍（事）を行ひ、秦州の諸軍事を都督し、樹機能を討たしむ。樹機能の兵盛なり。鑿、秦州の刺史杜預をして兵を出して之を撃たしむ。預以へらく、『虜、勝に乘じ馬肥えたり。而して官軍は 縣乏す。宜しく力を并せて、大に芻糧を運び、春を須ちて進み討つべし』と。鑿、預を奏す、『軍興を稽乏す』と。檻車をもて徴して廷尉に詣らしめ、贖を以て論す。既にして鑿、樹機能を討ち、卒に克つ能はず。

秋七月乙巳、城陽王景度・卒す。
丁未、汝陰王駿を以て鎮西大將軍と爲し、雍・涼等の州の諸軍事を都督し、關中に鎮せしむ。

冬十一月、皇子東を立てて汝南王と爲す。
吳主の從弟前將軍秀、夏口の督たり。吳主、之を惡む。民間皆言ふ、『秀當に圖らるべし』と。

會 吳主、何定を遣はし、兵五千人を將ゐ、夏口に獵せしむ。秀驚き、夜、妻子・親兵數百人を將ゐて來り奔る。十二月、秀を票騎將軍・開府儀同三司に拜し、會稽公に封す。
是の歲、吳、大赦す。
初め魏人、南匈奴の五部を并州の諸郡に居き、中國の民と雜居せしむ。（南匈奴）自ら謂へらく其の先は漢氏の外孫なりと。因つて姓を劉氏と改む。

- 【一〇】 秀は吳主權の弟匡の孫。
- 【一一】 秀云云。其封賞を厚くして以て吳人を誘ふ也。
- 【一二】 南匈奴の五部。六十七卷漢の獻帝建安二十一年に見ゆ。今の山西省の北邊に置きたるなり。
- 【一三】 其の先云云。初め漢の高帝、女を以て單于に妻はす。故に自ら、漢氏の外孫なりと謂ひ、姓劉氏を冒すなり。

七年、春正月、匈奴の右賢王劉猛、叛きて塞を出づ。

豫州の刺史石鑿、吳軍を撃ちて虚しく首級を張るに坐す。詔して曰はく『鑿、大臣に備はり、吾が信を取る所なり。而るに乃ち下と同じく詐を爲す。義、爾るを得んや。今、田里に遣り歸し、終身、復た用ふるを得ざれ』と。

吳の人刁玄、詐りて讖文を増して曰はく、『黃旗紫蓋、東南に見ゆ。終に天下を有つ者は、荆揚の君

なり」と。吳主、之を信ず。是の月晦、大に兵を擧げて、華里に出で、太后・皇后及び後宮數千人を載せ、牛渚より西に上る。東觀の令華覈等固く諫むれども、聽かず。行きて大雪に遇ひ、道途陷壞す。兵士、甲を被り、仗を持ち、百人共に一車を引き、寒凍して殆ど死せんとす。皆曰はく、「若し敵に遇はば、便ち當に戈を倒にすべし」と。吳主、之を聞き、乃ち還る。帝、義陽王望を遣はし、中軍二萬騎三千を統べ、壽春に屯し、以て之に備へしむ。吳師退くと聞き、乃ち罷む。

三月丙戌、鉅鹿の元公裴秀卒す。

夏四月、吳の交州の刺史陶璜、九眞の太守董元を襲ひ、之を殺す。楊稷、其の將王素を以て之に代らしむ。

北地の胡、金城に寇す。涼州の刺史牽弘、之を討つ。衆胡、皆、内に叛き、樹機能と共に弘を、青山に圍む。弘、軍敗れて死す。初め大司馬陳騫、帝に言つて言はく、「胡烈・牽弘は、皆、勇にして謀無く、自ら用ふるに彊し。邊を綏んずるの材に非ざるなり。將に國の恥を爲さんとす」と。時に弘、揚州の刺史たり、多く騫の命に承順せず。帝以爲へらく、騫、弘と協はずして之を毀ると。是に於て弘を徵す。既に至る。尋いで復た以て涼州の刺史と爲す。騫竊に歎息し、以爲へらく必ず敗れんと。二人、果して羌戎の和を失ひ、兵敗れ身没す。

征討すること連年、僅にして能く定まる。帝乃ち之を悔ゆ。

五月、皇子憲を立てて城陽王と爲す。

辛丑、義陽の成王望卒す。

侍中尙書令車騎將軍賈充、文帝の時より、寵任せられて事を用ふ。帝の太子と爲るや、充頗る力有り。故に益、帝に寵有り。充、人と爲り巧諂にして、太尉行太子太傅荀顛・侍中中書監荀勗・越騎校尉安平の馮統と、黨友を相爲す。朝野、之を惡む。帝、侍中裴楷に問ふに、方今の得失を以てす。

〔楷〕對へて曰はく、「陛下、命を受け、四海、風を承く。未だ徳を堯舜に比せざる所以は、但だ賈充の徒が尙ほ朝に在るを以てなるのみ。宜しく天下の賢人を引きて、與に政道を弘むべし。宜しく人に示すに私を以てすべからず」と。侍中樂安の任愷・河南の尹頴川の庾純、皆、充と協はず。充、其の近職を解かんと欲し、乃ち薦む、「愷は忠貞なり。宜しく東宮に在るべし」と。帝、愷を以て太子少傅と爲し、而して侍中たること故の如し。會、樹機能、秦雍に寇亂す。帝、以て憂と爲す。愷曰はく、「宜しく威望の重臣の智略有る者を得、以て之を鎮撫すべし」と。帝曰はく、「誰か可なる者ぞ」と。愷因つて充を薦む。純も亦之を稱す。秋七月癸酉、充を以て都督秦涼二州諸軍事と爲し、侍中・車騎將軍たること故の如し。充、之を患ふ。

〔六〕帝云云。七十七卷七十八卷魏紀に見ゆ。
〔七〕近職。侍中をいふ。

○吳の大都督薛瑒、陶璜等の兵十萬と共に、交趾を攻む。城中、糧盡き援絶え、吳の陥るる所と爲る。楊稷・毛吳等を虜にす。璜、吳の勇健を愛し、之を活かさんと欲す。吳、璜を殺さんと謀る。璜乃ち之を殺す。修則の子允、生きながら其の腹を剖き、其の肝を剖きて曰はく、「復た能く賊を作さんや不や」と。吳猶ほ罵りて曰はく、「恨むらくは汝が孫皓を殺さざるを。汝が父は何の死狗ぞや」と。王素、逃げて南中に歸らんと欲す。吳人、之を獲たり。九真・日南、皆、吳に降る。吳・大赦す。陶璜を以て交州の牧と爲す。璜討ちて夷獠を降す。州境皆平ぐ。

八月丙申、城陽王憲卒す。

益州の南中の四郡を分ちて、寧州を置く。

九月、吳の司空孟仁卒す。

冬十月丁丑朔、日、之を食する有り。

十一月、劉猛、并州に寇す。并州の刺史劉欽、撃ちて之を破る。

賈充將に鎮に之かんとす。公卿、夕陽亭に餞す。充私に計を荀勗に問ふ。勗曰はく、「公、宰相と爲り、乃ち一夫に制せらる。亦鄙しからずや。然れども是の行や、之を辭すること實に難し。獨だ婚を太子に結ぶのみ有り。辭せずして自ら留まる可し」と。充曰はく、「然らば則ち孰か懷を寄

【八】 修則が吳に殺さるること前の四年に見ゆ。
 【九】 寧州は建寧郡を以て州に名づけ、建寧・興古・雲南・永昌の四郡を統ぶ。
 【一〇】 并州は太原・上黨・西河・樂平・雁門・新興を統ぶ。
 【一一】 夕陽亭。河南城の西に在り。

す可き」と。勗曰はく、「勗請ふ之を言はん」と。因つて馮統に謂つて曰はく、「賈公遠く出でば、吾等、執を失はん。太子の婚尙ほ未だ定まらず。何ぞ帝に勸めて賈公の女を納れざるや」と。統も亦之を然りとす。初め帝將に衛瑾の女を納れて太子の妃と爲さんとす。充の妻郭槐、楊后の左右に賂ひ、后をして帝に説かしめ。其の女を納れんことを求む。帝曰はく、「衛公の女は、五可有り。賈公の女は、五不可有り。衛氏は、種賢にして子多く、美にして長白なり。賈氏は種妬にして子少く、醜にして短黒なり」と。后固く以て請を爲す。荀勗、荀勗・馮統、皆、「充の女絶美にして、且つ才徳有り」と稱す。帝遂に之に従ひ、充を留めて復た舊任に居らしむ。

十二月、光祿大夫鄭袤を以て司空と爲す。袤、固辭して受けず。
 是の歲、安樂の思公劉禪卒す。

吳、武昌の都督廣陵の范慎を以て太尉と爲す。右將軍司馬丁奉卒す。
 吳、明年の元を改めて鳳皇と曰ふ。

【一】 種賢云云。五可をいふ。種賢なること一なり。子多きこと二なり。美なること三なり。身の長高きこと四なり。色白きこと五なり。五不可は之に反す。
 【二】 右將軍司馬。吳志三嗣主傳には、右大司馬に作る。是なるに似たり。
 【三】 左部。即ち五部の一。

八年、春正月、監軍何植、劉猛を討ち、屢之を破る。潜に利を以て其の左部の帥李恪を誘ふ。恪、猛を殺して以て降る。

二月辛卯、皇太子、賈妃を納る。妃、年十五、太子よりも長すること二歳、妬忌にして構詐多し。太子、嬖して而も之を畏る。

壬辰、安平の獻王孚卒す。年九十三。孚、性忠愼にして、宣帝、政を執るや、孚常に自ら退損す。後、廢立の際に逢ひ、未だ嘗て謀に預らず。景文二帝、孚の屬尊きを以て、亦、敢て逼らず。帝位に即くに及びて、恩禮尤も重し。元會に、孚に詔して、輿に乗りて殿に上らしむ。帝、階に於て迎へ拜す。既に坐し、帝親ら觴を奉じて壽を上ること、家人の禮の如くす。帝、拜する毎に、孚跪きて之を止む。孚、尊寵せらるると雖も、以て榮と爲さず、常に憂色有り、終に臨みて遺令して曰はく、『有魏の貞士、河内の司馬孚、字は叔達、伊ならず、周ならず、夷ならず、見ならず、身を立て道を行ひ、終始、一の若し。當に衣するに時服を以てし、斂するに素棺を以てすべし』と。詔して、東園溫明の祕器を賜ひ、諸の施行する所、皆、漢の東平の獻王の故事に依らしむ。其の家、孚の遺旨に遵ひ、給する所の器物をば、一に施用せず。帝、右將軍皇甫陶と事を論ず。陶、帝と言を争ふ。散騎常侍鄭徽、表し

【二】廢立云云。孚、廢立の際に於て、柔にして而も能く正し。七十六卷正元元年・七十七卷景元元年に見ゆ。

【三】昨階。東階にして、主人の階なり。

【四】伊。伊尹。

【五】周。周公。

【六】夷。伯夷。

【七】惠。柳下惠。

【八】東園溫明。形、方漆桶の如く、一面を開き、これに漆畫し、鏡を以て其の中に置き、以て尸の上に懸け、大斂に并にこれを蓋ふ。東園は署の名なり、少府に屬す。其の署は主として此の器を作る。

【九】祕器。梓棺をいふ。凶具なるを以て、故にこれを祕す。

【一〇】東平の獻王。四十八卷漢の章帝の建初八年に見ゆ。

て之を罪せんと請ふ。帝曰はく、『忠讜の言、唯だ聞かざるを思ふ。徽が職を越えて妄に奏するは、豈に朕の意ならんや』と。遂に徽の官を免す。

夏、(一)汶山の白馬胡、諸種を侵掠す。(二)益州の刺史皇甫晏、之を討たんと欲す。(三)典學從事蜀郡の何旅等諫めて曰はく、『胡夷相殘ふは、固より其の常性なり。未だ大患と爲さず。今、盛夏に軍を出さば、水潦將に降らんとし、必ず疾疫有らん。宜しく秋冬を須ちて之を圖るべし』と。晏聽かず。胡、康木子燒香言はく、『軍出では必ず敗れん』と。晏、衆を沮むと

以爲ひ、之を斬る。軍、觀阪に至る。牙門張弘等、汶山の道險なるを以て、且つ胡の衆を畏れ、夜に因りて亂を作し、晏を殺す。軍中驚き擾る。

(一)兵曹從事健爲の楊倉、兵を勅して力戦して死す。弘遂に晏を誣ひて云はく、『己を率ゐて共に反す。故に之を殺せり』と。首を京師に傳ふ。晏の主簿蜀郡の何攀、方に母の喪に居る。之を聞き、洛に詣り、晏が反せざるを證す。弘等、兵を縱ちて抄掠す。廣漢の主簿李毅、太守弘農の王潛

に言つて曰はく、『皇甫侯は、諸生より起る。何を求めてか反せん。且つ廣漢は成都と密邇し、而して梁州に統べらるるは、朝廷、以て益州の裕

【一】汶山。郡の名、四川省西川道茂縣に在り。舊茂州及び松潘の地を轄す。

【二】益州は蜀・健爲・汶山・漢嘉・江陽・朱提・越巂・牂柯を統ぶ。

【三】典學從事。學校及び部の諸郡の文學掾を典る。

【四】康木子燒香。胡人の名。

【五】觀阪。汶山郡都安縣に在り。都安縣は今の四川省西川道灌縣の地。

【六】漢より以來、諸州に軍事あるときは、兵曹從事を置く。

【七】州の主簿は閣下の事を録し、文書を省覽す。郡の主簿の職とする所も略に同じ。

【八】廣漢郡は廣漢縣(故城は今の四川省嘉陵道遂寧縣の東北に在り)に治し、成都と相近し。

領を制し・正に今日の變を防がんと欲すればなり。今、益州、亂有るは、乃ち此の郡の憂なり。張弘は小豎にして、衆の與せざる所なり。宜しく即時に赴き討つべし。失ふ可からざるなり」と。潜、先づ上請せんと欲す。毅曰はく、「主を殺すの賊は、惡たること尤も大なり。當に常制に拘はらざるべし。何の請ふことか之れ有らん」と。潜乃ち兵を發して弘を討つ。詔して、潜を以て益州の刺史と爲す。潜、弘を撃ちて之を斬り、三族を夷ぐ。潜を關内侯に封ず。初め潜、羊祜の參軍と爲る。祜深く之を知る。祜の兄の子暨白す、「潜の人と爲り、志、大にして奢侈なり。専ら任す可からず。宜しく以て之を裁する有るべし」と。祜曰はく、「潜、大才有り、將に以て其の欲する所を濟さんとす。必ず用ふ可きなり」と。更に轉じて、車騎從事中郎と爲す。潜、益州に在るや、明かに威信を立て、蠻夷多く之に歸附す。俄に大司農に遷る。時に帝、羊祜と、陰に吳を伐つを謀る。祜以爲へらく、吳を伐つには、宜しく上流の執に藉るべしと。密に表して潜を留め、復た益州の刺史と爲し、水軍を治めしめ、尋いで、龍驤將軍を加へ、益梁の諸軍事を監せしむ。潜に詔して、屯田の軍を罷め、大に舟艦を作らしむ。別駕何攀以爲はく、「屯田の兵は、五六百人に過ぎず。(屯田ノ兵) 船を作るとも、猝に辦する能はじ。後の者未だ成らざるに、前の者已に腐れん。宜しく諸郡の兵を召し、萬餘人を合はせて之を造るべし。歲終に成る可からん」と。潜、先づ上して報を須

【一五】 裁。裁制する也。

【一六】 車騎從事中郎。祜、車騎將軍たり。其の屬に從事中郎有り、秩比千石。

【一七】 龍驤將軍の號、此に始まる。

たんと欲す。攀曰はく、「朝廷、猝に萬兵を召すと聞かば、必ず聽さじ。輒ち召すに如かず。設ひ當に却けらるべしとも、功夫已に成らば、執、止むを得ざらん」と。潜、之に従ひ、攀をして舟艦器仗を造るを典らしむ。是に於て大艦を作る。長さ百二十歩、二千餘人を受け、木を以て城を爲り、樓櫓を起し、四出の門を開き、其上は、皆、馬を馳せて往來するを得。時に船を作る。木梯、江を蔽うて下る。吳の、建平の太守吳郡の吾彦、流楸を取り、以て吳主に白して曰はく、「晉、必ず、吳を攻むるの計有らん。宜しく建平の兵を増し、以て其の衝要を塞ぐべし」と。吳主從はず。彦乃ち鐵鎖を爲り、横に江路を斷つ。王濬、中制を受けて兵を募ると雖も、而も虎符無し。庶漢の太守敦煌の張敷、潜の從事を收へて列上す。帝、敷を召して還らしめ、責めて曰はく、「何ぞ密に啓せずして、便ち從事を收ふる」と。敷曰はく、「蜀漢は絶遠にして、劉備嘗て之を用ふ。輒ち收ふとも、臣猶ほ以て輕しと爲す」と。帝、之を善しとす。

【一八】 木梯。木の削りたる層。

【一九】 建平。吳の置きたる郡の名、今の湖北省荆南道秭歸縣の地。

壬辰、大赦す。

秋七月、賈充を以て司空と爲す。侍中・尚書令にして兵を領すること故の如し。充、侍中任愷と與に、皆、帝に寵任せらる。充、名教を専らにせんと欲して、愷を忌む。是に於て、朝士各、附く所有り、朋黨紛然たり。帝、之を知り、充、愷を召し、式乾殿に宴し、而して之に謂つて曰はく、「朝廷は

宜しく壹なるべし。大臣は當に和すべし」と。充・愷等各拜謝す。既にして充・愷、帝已に知りて而も責めざるを以て、愈・憚る所無く、外は相崇重し、内は怨むこと益々深し。充乃ち愷を薦めて吏部尙書と爲す。愷、侍觀すること轉た希なり。充因つて荀勗・馮紇と、間を承けて共に之を譖す。愷、是に由りて罪を得、家に廢す。

八月、吳主、昭武將軍西陵の督歩闡を徵す。闡世、西陵に在り。猝に徵され、自ら職を失はんと以ひ、且つ讒有らんことを懼れ、九月、城に據りて來り降り、兄の子璣・璠を遣はし、洛陽に詣りて任と爲す。詔して、闡を以て都督西陵諸軍事・衛將軍・開府・儀同三司・侍中と爲し、交州の牧を領せしめ、宜都公に封す。

冬十月辛未朔、日、之を食する有り。敦煌の太守尹璩・卒す。涼州の刺史楊欣、敦煌の令梁澄を表して太守を領せしむ。功曹宋質、輒ち澄を廢し、議郎令狐豐を表して太守と爲す。楊欣、兵を遣はして之を撃つ。質に敗らる。

吳の陸抗、歩闡・叛すと聞き、亟かに將軍左奔・吾彥等を遣はして之を討たしむ。帝、荊州の刺史楊肇を遣はし、闡を西陵に迎へしめ、車騎將軍羊祜をして、歩軍を帥るて江陵に出でしめ、巴東の監軍徐胤をして、水軍を帥るて建平を撃ち、以て闡を救はしむ。陸抗、西陵の諸軍に救して、嚴圍を築き、赤谿より〔二〕故市に至り、内は以て闡を圍み、外は以て晉兵を禦がしむ。晝夜〔三〕催促すること、敵已に至るが如し。衆甚だ之に苦しむ。諸將諫めて曰はく、「今宜しく三軍の銳きに及びて、急に闡を攻むべし。晉の救至る比には、必ず抜く可からん。何を圍を事として以て士民の力を敵らさん」と。抗曰はく、「此の城は、處勢既に固く、糧穀又足り、且つ凡そ備禦の具は、皆〔四〕抗が宿に規る所なり。今、反つて之を攻むとも、猝に抜く可からじ。北兵至り、而も備無く、表裏に難を受けば、何を以てか之を禦がん」と。諸將、皆、闡を攻めんと欲す。抗、衆心を服せんと欲し、聽して「たびたび攻めしむ。果して利無し。圍備始めて合ふ。而して羊祜の兵五萬、江陵に至る。諸將咸以へらく、抗は宜しく〔五〕上るべからずと。抗曰はく、「江陵は城固く兵足り、憂ふ可き者無し。假令敵、據らば、則ち〔六〕南山の羣夷、皆、當に擾動すべし。其の患、量る可からざるなり」と。乃ち自ら衆を帥るて西陵に赴く。初め抗、江陵の北は道路平易なるを以て、江陵の督張咸に敕して、大堰を作りて水を遏め、平土を漸漬せしめ、以て寇叛を絶つ。羊祜、遏むる所の水に因りて、船を以て糧を運ば

【二】 侍中たらざるを以て、侍觀すること稀なり。

【三】 闡云云。吳主權、步璩を用ひて西陵を督せしめ、驍平して、子協、これに繼ぐ。闡は協の弟なり。

【四】 璣・璠は皆協の子なり。

【五】 令狐豐。令狐は姓、豐は名。

【一】 赤谿。湖北省荊南道舊宜昌府内。

【二】 故市。即ち步璩の故城。四川省東川道舊夔州府内。

【三】 催促。催促する也。

【四】 抗云云。抗、先に營て西陵を督せり。

【五】 上る。樂郷より西して西陵に赴くをいふ。

【六】 南山。江南の諸山、羣夷の依阻する所なり。

んと欲し、「將に堰を破りて以て歩軍を通せんとす」と揚聲す。抗、之を聞き、威をして亟かに之を破らしむ。諸將皆惑ひ、屢諫むれども聽かず。祐、當陽に至り、堰敗ると聞き、乃ち船を改めて車を以て糧を運び、大に功力を費す。十一月、楊肇、西陵に至る。陸抗、公安の督孫遵をして、南岸に循うて羊祜を拒がしめ、水軍の督留慮をして、徐胤を拒がしめ、抗自ら大軍を將ゐて、圍に憑りて肇に對す。將軍朱喬、營都督俞贊、亡げて肇に詣る。抗曰はく、「贊は、軍中の舊吏にして、吾が虚實を知る。吾、常に夷兵の素より簡練せざるを慮る。若し敵、圍を攻めば、必ず此の處を先にせん」と。即夜、夷兵を易へ、皆、精兵を以て之を守る。明日、肇果して故の夷兵の處を攻む。抗、命じて之を撃たしむ。矢石雨のごとく下る。肇の衆、死する者相屬く。十二月、肇、計、屈し夜通る。抗、之を追はんと欲す。而れども歩圍が力を畜へて間を伺はんことを慮り、兵、分つに足らず。是に於て、但だ鼓を鳴らして衆を戒め、將に追はんとする者の若くす。肇の衆、兇懼し、悉く甲を解きて、挺走す。抗、輕兵をして之を躡ましむ。肇の兵大に敗る。祐等、皆、軍を引きて還る。抗、遂に西陵を拔き、關及び同謀の將吏數十人を誅し、皆、三族を夷ぐ。自餘、請うて赦す所の者、數萬口。東して

【三〇】 南岸に防ぎて、祐の軍をして渡るを得ざらしむる也。
 【三一】 胤が流に順つて東下せんことを恐る、故に水軍を以てこれを拒ぐ。
 【三二】 圍、長圍なり。長圍に憑りて以てこれに對するときは、彼は客にして、我は主たり。

【三七】 兇、恐懼の聲。
 【三八】 挺走、身を抜きて走るなり。
 【三九】 元と謀を同じうするに非ずして、脅されて従ひし者は、請うてこれを赦す。

樂郷に還る。貌、矜色無く、謙冲なること常の如し。吳主、抗に都護を加ふ。羊祜は坐して、平南將軍に貶せられ、楊肇は免せられて庶人と爲る。吳主既に西陵に克ち、自ら謂へらく、天助を得たりと。志、益、張大なり。術士尙廣をして、天下を取らんことを筮せしむ。庚子の歲、青蓋當に洛陽に入るべし」と。吳主喜び、徳政を修めず、専ら兼并の計を爲す。

賈充、朝士と宴飲す。河南の尹庾純、酔うて充と言を争ふ。充曰はく、「父老をも、歸りて供養せず。卿は天地無しと爲す」と。純曰はく、「高貴郷公は何にか在る」と。充慙ち怒り、上表して職を解く。純も亦上表して自ら劾す。詔して、純の官を免じ、仍て五府に下し、其の臧否を正す。石苞以爲はく、「純、祭官にして親を忘る。當に名を除くべし」と。齊王攸等以爲はく、「純は禮律に於て、未だ違ふ有らず」と。詔して攸の議に従ひ、復た純を以て國子祭酒と爲す。

吳主が華里に遊ぶや、右丞相萬彧、右大司馬丁奉、左將軍留平と、密に謀りて曰はく、「若し華里に至りて、歸らずんば、社稷の事重し、自ら還

【四〇】 謙冲、謙遜なり。

【四一】 吳の官に左右都護あり。今、抗に都護を加ふるは、盡く諸將を護せしむる也。

【四二】 庚子の歲、其の後吳亡びて、皓、洛陽に入れるは、庚子の歲なり。

【四三】 青蓋、青蓋車。

【四四】 高貴郷公云云、其の君を弑せるを斥す也。

【四五】 五府、當時、賈充を除くの外、公位に居る者五有り、故に五府に下す也。

【四六】 國子祭酒、帝、初めて國子學を立て、定めて國子祭酒、博士各一人、助教十五人を置き、以て生徒を教ふ。

【四七】 華里に遊ぶ、前の七年に見ゆ。

らざるを得じ」と。吳主頗る之を聞く。或等が舊臣なるを以て、隱忍して發せず。是の歲、吳主、會に因りて、毒酒を以て或に飲ましむ。酒を傳ふる人、私に之を減す。又、留平に飲ましむ。平、之を覺り、它藥を服して以て解き、死せざるを得たり。或、自殺す。平、憂懣すること月餘、亦死す。或の子弟を廬陵に徙す。初め或、忠清の士を選びて以て近職に補せんと請ふ。吳主、大司農樓玄を以て、宮下鎮と爲し、殿中の事を主らしむ。玄、身を正くして衆を帥む、

法を奉じて行ひ、應對切直なり。吳主、浸く悦ばず。中書令領太子太傅賀邵、上疏して諫めて曰はく、【四九】頃年より以來、朝列紛錯し、眞偽相質り、忠良排墜し、信臣、害せらる。是を以て、正士、【五〇】方を摧き、而して庸臣苟くも媚び、意に先だち指を承け、各時趣を希ひ、人、理に反くの評を執り、士、道に詭ふの論を吐く。遂に清流をして濁に變じ、忠臣をして舌を結ばしむ。陛下、九天の上に處り、【五一】百里の室に隱れ、言出づれば風のごとく靡き、令行はるれば景のごとく從ひ、寵媚の臣を【五二】親治し、日に意に順ふの辭を聞き、將に謂はんとす、此の輩實に賢にして、天下已に平かなりと。臣聞く、興國の君は、其の過を聞くを樂しむ。荒亂の主は、其の譽を聞くを樂しむ。其の過を聞く者は、過日に消して福臻り、其の譽を聞く者は、譽日に損して禍至ると。陛下、刑法を嚴にして以て直辭を禁じ、善士を黜けて以て諛口に逆ふ。杯酒造次

- 【四八】 宮下鎮。官名。
- 【四九】 頃年。近年。
- 【五〇】 方を摧く。圭角を削りて圓と爲す也。
- 【五一】 百里。管子に曰はく、堂上は百里よりも遠しと。
- 【五二】 親治。親近する也。

にも、死生、保せず。仕ふる者は退くを以て幸と爲し、居る者は出づるを以て福と爲す。誠に、洪緒を保光し、道化を熙隆する所以に非ざるなり。何定は、本僕隸の小人にして、身に行能無し。而るに陛下、其の候媚を愛し、假すに威福を以てす。夫れ小人、入るを求め、必ず奸利を進む。定、問者妄に事役を興し、江邊の戍兵を發し、以て麋鹿を驅り、老弱飢寒凍死、大小怨み歎く。傳に曰はく、國の興るや、民を視ること赤子の如く、其の亡ぶるや、民を以て草芥と爲す」と。今法禁轉た苛く、賦調益繁く、中官近臣、所在に事を興し、而して長吏、罪を畏れ、民を苦しめ、辨せんことを求む。是を以て、人力堪へず、家戸離散し、呼嗟の聲、和氣を感傷す。今、國に一年の儲無く、家に月を経るの蓄無く、而して後宮の中、坐食する者萬有餘人。又、【五三】北敵、目を注ぎ、國の盛衰を伺ふ。長江の限も、久しく恃む可からず。苟くも我守る能はずんば、一葦、

杭る可きなり。願はくは陛下、基を豊にし本を疆くし、情を割き道に従はんことを。則ち、【五四】成康の治興り、【五五】聖祖の祚隆ならん」と。吳主、深く之を恨む。是に於て、左右共に誣ふ、「樓玄、賀邵相逢ひ、【五六】駐まりて共に耳語して大笑し、政事を誘誦せり」と。俱に詰責せられ、玄を送りて廣州に付し、邵は原されて職に復す。既にして復た玄を交趾に徙し、竟に之を殺す。之を久しうして、何定、姦機發聞し、亦、誅に伏す。

- 【五三】 北敵。晉をいふ。
- 【五四】 杭。渡る也。
- 【五五】 成康。周の成王、康王。
- 【五六】 聖祖とは孫權をいふ。
- 【五七】 駐。車を駐むる也。

羊祜、江陵より歸り、務めて徳信を修め、以て吳人を懐く。兵を交ふる毎に、日を刻して方めて戦ひ、掩襲の計を爲さず。將帥、譎計を進めんと欲する者有れば、輒ち飲ましむるに醇酒を以てし、言ふを得ざらしむ。祜、軍を出して、吳の境に行き、穀を刈りて糧と爲せば、皆、侵す所を計り、絹を送りて之を償ふ。衆を江河に會して遊獵する毎に、常に晉の地に止まる。若し禽獸先に吳人に傷つけられ、而して晉兵に得らるる者は、皆送りて之を還す。是に於て、吳の邊人皆悦服す。祜、陸抗と境を對し、使命常に通ず。抗、祜に酒を遺る。祜、之を飲みて疑はず。抗疾み、藥を祜に求む。祜、成藥を以て之に與ふ。抗即ち之を服す。人多く抗を諫む。抗曰はく、「豈に人を酖する。羊叔子有らんや」と。抗、其の邊戍に告げて曰はく、「彼は専ら徳を爲し、我は専ら暴を爲さば、是れ戦はずして自ら服するなり。各、分界を保たんのみ。細利を求むる無からん」と。吳主、二境交和すと聞き、以て抗を詰る。抗曰はく、「一邑一郷も、以て信義無かる可からず。況んや大國をや。臣、此の如くせずんば、正に是れ其の徳を彰さん。祜に於て傷つくる無きなり」と。吳主、諸將の謀を用ひ、數、晉の邊を侵盜す。陸抗上疏して曰はく、「昔、有夏、罪多くして、殷湯、師を用ひ、紂、淫虐を作して、周武、鉞を授く。苟くも其の時無くんば、復た大聖と雖も、亦宜しく威を養ひ自ら保つべし。輕しく動く可からざるなり。今、農を力め國を富まし、官

【五八】刻。期する也。

【五九】成藥。調合したる藥。

【六〇】羊叔子。羊祜、字は叔子。

【六一】其の徳。羊祜の徳をいふなり。

を審かにし能に任じ、黜陟を明かにし、刑賞に任じ、諸司に訓ふるに徳を以てし、百姓を撫するに仁を以てするを務めずして、諸將に聽きて名に徇ひ、兵を窮め武を驕し、動もすれば萬計を費し、士卒彫瘁し、寇、衰ふるを爲さずして、我、已に大に病めり。今、帝王の資を争うて、而も十百の利を味るは、此れ人臣の姦便にして、國家の良策に非ざるなり。昔、齊・魯三たび戦ひ、魯人再び克ち、而も亡ぶること踵を旋らさざりき。何となれば則ち大小の執異なればなり。況んや今、師の克獲する所、喪ふ所を補はざるをや」と。吳主從はず。羊祜、中朝の權貴に附結せず。荀勗・馮統の徒、皆、之を惡む。從甥王衍、嘗て祜に詣りて事を陳ぶ。辭甚だ清辯なり。祜、之を然りとせず。衍、衣を拂うて去る。祜顧みて賓客に謂つて曰はく、「王夷甫、方に當に盛名を以て大位に處るべし。然れども俗を敗り化を傷ふは、必ず此の人ならん」と。江陵を攻むるに及びて、祜、軍法を以て、將に王戎を斬らんとす。衍は戎の從弟なり。故に二人、皆、之を憾み、言論多く祜を毀る。時人、之が語を爲して曰はく、「二王、國に當らば、羊公、徳無からん」と。

【六二】王夷甫。王衍の字。

卷の第八十

晉紀二

世祖武皇帝上の下

泰始九年、春正月辛酉、密陵の元侯鄭袤卒す。

二月癸巳、樂陵の武公石苞卒す。

三月、皇子祗を立てて東海王と爲す。

吳、陸抗を以て大司馬・荊州の牧と爲す。

夏四月戊辰朔、日、之を食する有り。

初め 鄧艾が死するや、人、皆、之を冤とす。而れども朝廷、之が爲めに辯ずる者爲し。帝位に即くに及びて、議郎敦煌の段灼・上疏して曰はく、

「鄧艾、心、至忠を懷き、而して叛逆の名を荷ひ、巴蜀を平定し、而して三族の誅を受く。艾、性剛急にして、功に矜り善に伐り、朋類に協同する能はず、故に肯て之を理するもの莫し。臣竊に以爲ふ

【一】 泰始九年。西紀二七三年なり。

【二】 鄧艾の死。七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。

に、艾は本屯田の掌櫃の人、寵位已に極まり、功名已に成れり。七十の老公、復た何の求むる所あらん。正に劉禪初めて降り、遠郡未だ附かざるを以て、命を矯め制を承け、權して社稷を安んず。鍾會、悖逆の心有り、艾の威名を畏れ、其の疑似に因りて、其の事を構成す。艾、詔書を被り、即ち疆兵を遣り、身を束ねて縛に就き、敢て願望せず。誠に、先帝に見え奉らば、必ず死に當するの理無きことを知ればなり。會が誅を受くるの後、艾の官屬將吏、愚癡相聚まり、自ら共に艾を追ひ、檻車を破壊し、其の囚執を解く。艾、困地に在り、狼狽して據を失ふ。未だ嘗て腹心の人と、平素の謀有らず、獨り、腹背の誅を受く。豈に哀しからずや。陛下、龍興し、大度を闡弘す。謂ふに、艾が舊墓に歸葬せらるるを聽し、其の田宅を還し、蜀を平ぐるの功を以て、繼ぎて其の後を封じ、艾をして棺を闔ち諡を定め、死して恨むる所無からしむべし。則ち天下の名に狗ふの士、功を立つるを思ふの臣、必ず湯火に投じ、陛下の爲めに死するを樂しまん」と。帝、其の言を善しとす、而れども未だ從ふ能はず。會帝、給事中樊建に問ふに、諸葛亮が蜀を治むるを以てし、曰はく、「吾獨り亮の如き者を得て之を臣とせざるか」と。建、稽首して曰はく、「陛下、鄧艾の冤を知りて、而も直す能はず。亮を得と雖も、馮唐の言の如き無きを得んや」と。帝笑つて曰はく、「卿の言、我が意を起せり」と。乃ち艾の孫朗を以て郎中と爲す。

【三】艾云云。鄧艾はもと、義陽の棘陽の人、魏の太祖、荆州を破るや、汝南に徙り、農民の爲めに饋を養ふ。
 【四】腹背云云。前後、皆、誅を免れざるを謂ふ。
 【五】馮唐云云。用ふる能はざるを言ふ。馮唐の事は、十四卷漢の文帝十四年に見ゆ。

家人の筐篋中の物なるのみ」と。昭、左國史を領す。吳主、其の父の爲めに紀を作らんと欲す。昭曰はく、「文皇は極位に登らず。當に傳と爲すべし。當に紀と爲すべからず」と。吳主悦ばず。漸く責怒せらる。昭憂へ懼れ、自ら衰老を陳べ、侍史の二官を去らんことを求む。聽かれず。時に疾病有り、醫藥監・護して之を持す。益々、恐る。吳主、羣臣に酒を飲まするに、能否を問はず、率ね七升を以て限と爲す。昭に至りては、獨り茶を以て之に代ふ。後更に偪り強ひらる。又、酒後、常に侍臣をして公卿を嘲弄し、私短を發摘せしめ、以て歡と爲す。時に愆失有れば、輒ち收縛せられ、誅戮に至る。昭以爲へらく、外は相毀傷し、内は尤恨を長じ、羣臣をして睦まじからざらしむ、佳事と爲さずと。故に但だ經義を難問するのみ。吳主、以爲へらく、詔命を奉せず、意、忠盡ならずと。前後の嫌忿を積み、遂に昭を收へて獄に付す。昭、獄に因りて辭を上り、著す所の書を獻じ、此を以て免るるを求めんことを冀ふ。而るに吳主、其の書の垢き故りたるを怪しみ、更に詰責せらる。遂に昭を誅し、其の家を零陵に徙す。五月、何曾を以て司徒を領せしむ。

【六】家人云云。蓋し圖緯を稱引して、以て祥瑞の應を言ふ。故に其の書を謂つて、家人の筐篋中の物と爲す也。
 【七】左國史。吳に左右國史有り、皆、記述を掌る。
 【八】文皇。吳主、其の父和を諡して文皇帝と曰ふ。
 【九】侍史。侍中及び左國史。

六月乙未、東海王祗卒す。

秋七月丁酉朔、日、之を食する有り。

詔して、公卿以下の女を選びて、六宮に備へ、蔽匿する者有れば、不敬を以て(罪)論じ、采擇未だ畢らざれば、權に天下の嫁娶を禁ず。帝、楊后をして之を擇ばしむ。后、惟だ潔白長大なるを取りて、其の美なる者を捨つ。帝、卞氏の女を愛し、之を留めんと欲す。后曰はく、「卞氏は(三)三世の後族なり。屈するに卑位を以てす可からず」と。帝怒り、乃ち自ら之を擇ぶ。選に中る者は、絳紗を以て臂に繫く。公卿の女は三夫人・九嬪と爲し、二千石・將校の女は(二)良人以下に補す。

九月、吳主、悉く其の子弟を封じて(三)十一王と爲し、王ごとに三千の兵を給す。大赦す。

是の歲、鄭冲、壽光公を以て罷む。

吳主の愛姬、人を遣はして市に至り、民物を奪はしむ。司市中郎將陳聲、素より吳主に寵有り、之を繩すに法を以てす。姬、吳主に(二)愬ふ。吳主怒り、它事を假りて、鋸を燒きて聲の頭を斷ち、其の身を(四)四望の下に投す。

十年、春正月乙未、日、之を食する有り。

閏月癸酉、壽光の成公鄭冲卒す。

丁亥、詔して曰はく、「近世以來、(三)多く内寵に由り、以て后妃に登り、尊卑の序を亂る。今より、妾媵を以て正嫡と爲すを得ず」と。

(三)幽州を分ちて平州を置く。

三月癸亥、日、之を食する有り。

詔して、又、良家及び小將吏の女五千人を取り、宮に入れて之を選ぶ。

母子、宮中に號哭し、聲、外に聞ゆ。

夏四月、己未、臨淮の康公荀顛卒す。

吳の左夫人王氏卒す。吳主、哀念し、數月出でず。葬送甚だ盛なり。時

に何氏、太后の故を以て、宗族驕横なり。吳主の舅の子何都、貌、吳主に

類たり。民間、訛言す、「吳主已に死し、立つ者は何都なり」と。會稽、又、

訛言す、「章安侯奮、當に天子と爲るべし」と。奮の母仲姬の墓は豫章に

在り、豫章の太守張俊、之が爲めに(三)掃除す。(四)臨海の太守奚熙、會稽の太守郭誕に書を與へて、國

政を非議す。誕、但だ熙の書を白し、(五)妖言を白さず。吳主怒り、誕を收へて獄に繋ぐ。誕懼る。功

【一】三世の後族。魏の武帝の卞后は、諡して宣后と曰ふ。弟秉、蘭及び琳を生む。蘭の孫女は高貴郷公の后と爲り、琳の女は陳留王の后と爲る。即ち三世、后となれるなり。
【二】良人。女官の名、漢の制には後宮の號、十四等あり、良人は八百石に視へ、爵、庶長に比す。
【三】十一王。史、其の名を逸す。
【四】愬。訴と同じ。
【五】幽州。山の名、吳郡建業(江蘇省金陵道江寧縣)城外にあり。

【一】魏の三祖、卞・郭・毛を立てて后と爲せるをいふ。
【二】幽州は范陽・燕・北平・上谷・代・遼西を統ぶ。昌黎・遼東・樂浪・玄菟・帶方の五郡を分ちて平州を置く。
【三】掃除。掃は糞掃なり。塵埃を掃ふこと。除は荆棘を芟除する也。
【四】臨海。吳主休永安三年、會稽の東部都尉を分ちて臨海郡と爲す。
【五】妖言。即ち前の訛言をいふ。

曹邵疇曰はく、「疇在り、明府、何ぞ憂へん」と。遂に吏に詣りて自ら
列して白す、「疇、身を本郡に廁き、位、朝右を極む。以へらく、
の語は、本事實に非ずと。其の醜聲を疾み、聞見するに忍びず。垢を含
み疾を藏し、之を翰墨に彰さず。躁を鎮め靜に歸し、之をして自ら息ましめ
んと欲す。故に誕、其の是とする所を屈し、黙して以て従はる。此の
愆たる、實に疇に由れり。(一)敢て死を逃れず、罪に有司に歸す」と。因
りて自殺す。吳主、乃ち誕の死を免し、送りて建安に付して船を作ら
しむ。其の舅、三郡の督何植を遣はして奚熙を收へしむ。熙、兵を發し
て自ら守る。其の部曲、熙を殺し、首を建業に送る。又、張俊を車裂す。
皆、三族を夷ぐ。并に章安侯奮及び其の五子を誅す。

秋七月丙寅、皇后楊氏、殂す。初め帝、太子の不慧なるを以て、嗣と爲
すに堪へざらんことを恐れ、(二)常て密に以て后に訪ふ。后曰はく、「子を
立つるには長を以てし、賢を以てせず。豈に動かす可けんや」と。鎮軍大
將軍胡奮の女、(三)貴嬪と爲り、帝に寵有り、后、疾篤きや、帝、貴嬪を立て
て后と爲さば、太子の安からざるを致さんことを恐れ、帝の膝に枕し、泣

きて曰はく、「叔父駿の女也、(四)徳色有り。願はくは陛下、以て六宮に備へよ」と。帝、涕を流して
之を許す。

前の太常山濤を以て吏部尚書と爲す。(一)濤、選を典ること十餘年、一
官缺くる毎に、輒ち才資の(官)爲す可き者を擇び、啓して數人を擬し、
詔旨の向ふ所有るを得、然る後、顯かに之を奏す。帝の用ふる所、或は擧
首に非ず。衆情、察せず、濤が輕重(其)意に任ずといふを以て、之を帝に
言ふ。帝益之を親愛す。濤、人物を甄拔し、各題目を爲して之を奏す。
時に山公の啓事と稱す。濤、嵇紹を帝に薦め、以て(二)祕書郎と爲さんと
請ふ。帝、詔を發して之を徵す。紹、父康が罪を得たるを以て、私門
に屏居し、辭して就かざらんと欲す。濤、之に謂つて曰はく、「君が爲めに
之を思ふこと久し。天地四時すら、猶ほ消息有り。況んや人に於てをや」
と。紹乃ち命に應ず。帝、以て祕書丞と爲す。初め(三)東關の敗に、文帝、
僚屬に問うて曰はく、「近日の事は、誰か其の咎に任せん」と。安東司馬王
儀は、(三)修の子なり。對へて曰はく、「責、元帥に在り」と。文帝怒りて
曰はく、「司馬は罪を孤に委せんと欲するか」と。引き出して之を斬らしむ。

- 【六】 列。陳する也。
- 【七】 朝右。郡の功曹は、位、郡朝の右に居る。
- 【八】 噂。衆まり語る也。
- 【九】 垢を含み云云。左傳に曰はく、川澤は汗を納れ、山藪は疾を藏し、國君は垢を含むと。
- 【一〇】 誕云云。誕、疇の説に従ひ、黙して妖言を白さざるを謂ふ。
- 【一一】 吳、侯官の地を分ちて建安縣を立つ。今の福建省建安道建甌縣の地。又、曲郡都尉を立て、謫徙の人を主り、舟船を作らしむ。
- 【一二】 三郡。臨海・建安・會稽なり。建安は亦郡の名。
- 【一三】 常。嘗と通す。
- 【一四】 貴嬪。晉の制、貴人・夫人・貴嬪を三夫人と爲す。皆、金章紫綬なり。

- 【一五】 徳色有り。道德有り、容色有り。
- 【一六】 帝、禪を受くるや、濤、吏部郎より尙書に遷る。母の喪に居るや、復た情を奪つて起たしむ。
- 【一七】 才資。才能資序。
- 【一八】 晉の制、祕書監の屬官に、丞あり、郎あり。
- 【一九】 父康云云。七十八卷魏の元帝景元三年に見ゆ。
- 【二〇】 東關の敗。七十五卷魏の邵陵厲公嘉平四年に見ゆ。
- 【二一】 修。王修、六十四卷漢の獻帝建安八年に見ゆ。
- 【二二】 元帥。文帝、時に安東將軍と爲り、諸軍を監す。

儀の子哀、父の非命を痛

み、隱居して教授す。三たび【三】 徵せられ七たび辟せらるれども、皆、就かず。未だ嘗て西に向つて坐せず。墓側に廬し、旦夕、柏を攀ちて悲號す。涕涙、樹に著き、樹、之が爲めに枯る。詩を讀みて「哀哀たる父母、我を生みて劬勞す」に至れば、未だ嘗て三復して涕を流さずんばあらず。門人、之が爲めに蓼莪を廢す。家貧しくして、口を計りて田し、身を度りて蠶す。人或は之に饋れども受けず、之を助くれども聽かず。諸生密に爲めに麥を刈れば、哀輒ち之を弃つ。遂に仕へずして終る。

臣光曰はく、昔、舜、鯀を誅し、而して禹、舜に事ふ。敢て至公を廢せざるなり。嵇康・王儀の死するは、皆、其の罪を以てせず。二子、晋室に仕へずして、可なり。嵇紹、苟くも 蕩陰の忠無くんば、殆ど君子の譏を免れざらんか。

吳の大司馬陸抗、疾病なるや、上疏して曰はく、「西陵・建平は、國の蕃表にして、既に 上流に處り、敵を二境に受く。若し敵、舟を汎べ流に順ひ、星のごとく犇り電のごとく邁ぎば、援を他部に恃みて以て【三】 倒縣を救ふ可きに非ざるなり。此れ乃ち社稷の安危の機にして、徒に

【三】 徵辟。徵は詔して召すなり。辟は公府及び州郡の召辟なり。

【四】 未だ云云。哀は城陽に居り、晋朝は洛陽に在り。故に未だ嘗て西に向はざる也。

【五】 柏云云。支那にては墓所に柏を植う。

【六】 哀哀云云。詩經の蓼莪の辭。

【七】 蕩陰。後の八十五卷惠帝の永興元年に見ゆ。

【八】 蕃表。蕃は藩籬なり。表は外なり。二郡、外に藩籬たるをいふ。二郡は今の湖北省荆南道方面をいふ。

【九】 上流。吳志陸遜傳には下流に作る。

【一〇】 敵云云。二郡の境、西は巴變を距ぎ、北は魏興上庸に接し、二面皆敵を受くる也。

【一一】 倒縣。倒懸に同じ。

封疆の侵陵の小害のみに非ざるなり。臣の父遜、昔、西垂に在りて、上言す、【二】 西陵は、國の西門にして、守り易しと云ふと雖も、亦復た失ひ易し。若し守られざる有らば、但に一郡を失ふのみに非ず、荆州は吳の有に非ざらん。如し其れ虞有らば、當に國を傾けて之を争ふべし」と。臣、前に、精兵三萬を屯せんことを乞ふ。而るに主者、常に循ひ、未だ肯て 差赴せず。【三】 步闡より以後、益、更に損耗す。今、臣が統ぶる所千里、外は 羸敵日

久しく、以て變を待ち難し。臣愚以爲へらく、諸王は幼冲なれば、兵馬を用ひて以て要務を 防ぐ無からん。又、黃門宦官、占募を開き立て、兵民、役を避け、逋逃して占に入る。乞ふ特に 詔して簡閱し、一切料り出し、以て疆場の敵を受くる常處を補ひ、臣が所部をして八萬に足り満たしめ、衆務を省息し、力を并せて備禦せん。庶幾はくは虞無からん。若し其れ然らずんば、深く憂ふ可きなり。臣死するの後、乞ふ西方を以て屬と爲さん」と。卒するに及びて、吳主、其の子晏・景・玄・機・雲をして分ちて其の兵に將たらしむ。機・雲は皆善く文を屬し、名、世に重し。初め周紡の子處、膂力、人に絶れ、細行を修めず。郷里、之を患ふ。處嘗て父老に問うて曰はく、「今、時和し歳豊にして、而も人樂しまざるは、何ぞや」と。父老・歎じて曰はく、「三害、除

【二】 西陵。湖北省江漢道黃岡縣の西北に在り。

【三】 差赴。差遣する也。

【四】 步闡。反すること、前卷八年に見ゆ。

【五】 羸敵。強敵なり。

【六】 兵馬。十一王、各、三千の兵を給するを謂ふ。

【七】 防。吳志陸遜傳には妨に作る。

かれず。何の樂か之れ有らん』と。處曰はく、『何の謂ぞや』と。父老曰はく、『南山の白額虎、長橋の蛟、子を并せて三と爲す』と。處曰はく、『若し患ふる所此に止まらば、吾能く之を除かん』

と。乃ち山に入りて虎を求め、之を射殺し、因つて水に投じて蛟を搏殺し、遂に機・雲に従つて學を受け、志を篤くして書を讀み、節を砥ぎ行を礪く。暮年に及ぶ比、州府交辟す。

八月戊申、元皇后を峻陽陵に葬る。帝及び羣臣、喪を除き吉に即く。博士陳達、議して以爲はく、『今時、行ふ所は、漢帝の權制なり。太子は國事有る無し。自ら宜しく服を終ふべし』と。尙書杜預以爲はく、『古は天子・諸侯、三年の喪、始め齊斬を同じくし、既に葬りて服を除き、諒闇以て居り、心喪して制を終ふ。故に周公、高宗、喪に服すること三年』と言はずして、『諒闇』と云ふ。此れ心喪に服するの文なり。

叔向、景王が喪を除けるを譏らずして、其の宴樂の已だ早きを譏る。既に葬れば應に

【三〇】 南山は湖秀以南の諸山をいふ。長橋は今の江蘇省蘇常道宜興縣に在り。

【三一】 子。周處を謂ふ。

【三二】 元皇后。楊皇后の諡。

【三三】 喪を除き吉に即く。喪服を除きて吉服を著る也。

【三四】 始め云云。齊衰斬衰の服は、其の始には、天子より庶人に至るまで、以て異なる無きをいふ。

【三五】 周公云云。周公、無逸を作りて曰はく、其れ高宗に在りては、乃ち或は亮陰三年と。杜預、遂に此の言を引き、以て喪に服せざるの證と爲す。

【三六】 叔向云云。左傳昭公十五年、晉の荀躒、周に如き、穆后を葬る。既に葬りて喪を除き、文伯を以て宴す。叔向曰はく、王其れ終らざらんか。吾、これを聞く、樂む所は必ず卒ると。今、王、憂を樂む。若し卒ふるに憂を以てせば、終ると謂ふ可からず。王、一歳にして、三年の喪二有り。是に於てか、喪賓を以て宴す。憂を樂むこと甚だし。三年の喪は、貴と雖も服を遂ぐるは禮なり。王、遂げずと雖も、宴樂することはなばだ早し。亦、禮に非ざるなりと。

【三七】 子。一本、君子に作る、從ふべし。

【三八】 禮云云。論語陽貨篇に、孔子曰はく、禮と云ひ、禮と云ふ、玉帛を云はんやと。禮は精神にあつて形式にあらざるをいふ。

【三九】 百日にして卒哭す。

【四〇】 素冠。喪三年なること能はざるを刺る詩篇。

【四一】 富平津。今の河南省河北道孟縣に在り。

【四二】 殷周云云。殷は河内に都し、周は洛に都し、二代、河を夾みて都を建て、河橋を立てず、故に以て言を爲す。

【四三】 杜預、孟津の渡險なるを以て、河橋を富平津に建てんと請ふ。議者以爲へらく、『殷・周の都する所、聖賢を歴れども作らざるは、必ず立つ可からざるが故なり』と。預、固く之を爲らんと請ふ。橋成るに及びて、帝、百寮を從へて會に臨み、觴を擧げて預に屬して曰はく、『君に非ずんば、此の橋立たざりしならん』と。預對へて曰はく、『陛下の明に非ずんば、臣も亦其の功を施す所無かりしならん』と。

除くべくして、諒闇の節に違へることを明かにするなり。子の禮に於ける、諸を内に存するのみ。禮は玉帛の謂に非ず。喪は豈に衰麻の謂ならんや。太子は、出づれば則ち軍を撫し、守れば則ち國を監す。事無しと爲さず。宜しく卒哭して衰麻を除き、而して諒闇を以て三年を終るべし』と。帝、之に従ふ。

臣光曰はく、規矩は方圓を主とす。然れども庸工は規矩無ければ、則ち方圓、得て制す可からざるなり。衰麻は哀戚を主とす。然れども庸人は衰麻無ければ、則ち哀戚、得て勉む可からざるなり。素冠の詩、正に是が爲めなり。杜預巧に經傳を飾り、以て人情に附く。辯は則ち辯なり。臣謂へらく、陳達の言の質略にして敦實なるに若かざるなりと。

九月癸亥、大將軍陳騫を以て太尉と爲す。

杜預、孟津の渡險なるを以て、河橋を富平津に建てんと請ふ。議者以爲へらく、『殷・周の都する所、聖賢を歴れども作らざるは、必ず立つ可からざるが故なり』と。預、固く之を爲らんと請ふ。橋成るに及びて、帝、百寮を從へて會に臨み、觴を擧げて預に屬して曰はく、『君に非ずんば、此の橋立たざりしならん』と。預對へて曰はく、『陛下の明に非ずんば、臣も亦其の功を施す所無かりしならん』と。

晉世祖武皇帝泰始十年

二三三

是の歳、邵陵厲公曹芳卒す。初め芳の廢せられて【五】金墉に遷るや、太宰中郎陳留の范榮、素服して拜送し、左右を哀動す。遂に疾と稱して出でず、陽り狂して言はず、乘る所の車に寝ね、足地を履まず。子孫、婚宦の大事有れば、輒ち密にこれに諮る。合へば則ち色、變ずる無く、合はざれば則ち眠寢安からず。妻子、此を以て其の旨を知る。子喬等三人、竝に學業を棄て、人事を絶ち、疾に家庭に侍し、足、邑里を出でず。帝位に即くに及びて、詔して、二千石の祿を以て病を養はしめ、帛百匹を加賜す。喬、父の疾篤きを以て、辭して敢て受けず。【三】 榮、言はざること、凡そ三十六年、年八十四、寝ぬる所の車に終る。吳、比に三年、大に疫す。

【二】 咸寧元年、春正月戊午朔、大赦し、改元す。吳、地を掘りて銀尺を得たり、上に刻文有り。吳主・大赦し、天冊と改元す。

吳の中書令賀邵、中風にして言ふ能はず、職を去る。數月にして、吳主、其の詐なるを疑ひ、收へて酒藏に付し、掠考すること千數、卒に一言無し。乃ち鋸を燒きて其の頭を斷ち、其の家屬を臨

- 【一】 咸寧元年。西紀二七五年なり。
- 【二】 銀尺。吳志三嗣主傳に曰はく、地を掘りて銀尺を得たり、長さ一尺、廣三分、上に刻して年月の字有り。
- 【三】 臨海。今の浙江省會稽道臨海縣。
- 【四】 邵陵厲公の廢せられしより、是に至るまで二十一年。史、公の卒するに依りて、榮の事を究め言ふ也。
- 【五】 金墉。城の名、今の河南省河洛道洛陽縣の東北に在り。

海に徙す。又、樓玄の子孫を誅す。

夏六月、鮮卑の拓拔力微、復た其の子沙漠汗を遣はして入貢す。將に還らんとするとき、幽州の刺史衛瓘、表して之を留めんと請ひ、又、密に金を以て其の諸部の大人に賂ひ、之を離間す。

秋七月甲申晦、日、之を食する有り。冬十二月丁亥、宣帝の廟を追尊して高祖と曰ひ、景帝を世宗と曰ひ、文帝を太祖と曰ふ。大に疫し、洛陽の死者、萬を以て數ふ。

二年、春、令狐豐卒す。弟宏繼ぎて立つ。楊欣、討ちて之を斬る。帝、疾を得甚だ劇し。愈ゆるに及びて、羣臣、壽を上る。詔して曰はく、「疫氣の死亡者を念ふ毎に、之が爲めに愴然たり。豈に一身の休息を以て、百姓の艱難を忘れんや」と。諸の禮を上る者をば、皆、之を絶つ。

初め齊王攸、文帝に寵有り。【文】攸を見る毎に、輒ち牀を撫し、其の小字を呼びて曰はく、「此れ桃符の座なり」と。【三】 幾ど太子と爲さんとせしこと數なりき。【文】終に臨みて、帝の爲めに漢の淮南王・魏

- 【一】 令狐豐が自ら敦煌の太守と爲ること、前卷泰始八年に見ゆ。
- 【二】 幾ど云云。七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。
- 【三】 淮南王云云。漢の文帝、淮南の厲王長を誅し、魏の文帝、陳思王植を容るる能はず。此の二事を引きて以て帝を戒むる也。

の陳思王の事を叙して泣き、攸の手を執りて以て帝に授く。太后、終に臨みて、亦、涕を流して帝に謂つて曰はく、『桃符は性急なり。而して汝は兄と爲りて慈ならず。我若し起たずんば、必ず恐らくは汝、相容るる能はざらん。是を以て汝に屬す。我が言を忘るる勿かれ』と。帝の疾甚だしきに及びて、朝野、皆、意を攸に屬す。攸の妃は、賈充の長女なり。河南の尹夏侯和、充に謂つて曰はく、『卿の二婿は、親疎等しきのみ。人を立つるには當に徳を立つべし』と。充答へず。攸、素より荀勗及び左衛將軍馮統の傾諂するを惡む。勗乃ち統をして帝に説かして曰はく、『陛下、前日、疾若し愈えずんば、齊王、公卿、百姓の歸する所と爲り、太子、高く讓らんと欲すと雖も、其れ免るるを得んや。宜しく遣りて藩に還し、以て社稷を安んずべし』と。帝陰に之を納れ、乃ち和を徙して光祿勳と爲し、充の兵糧を奪ふ、而れども位遇は替る無し。

吳の施但の亂に、或るひと京下の督孫楷を吳主に諧して曰はく、『楷、時に赴き討たず、兩端を懷けり』と。吳主、數、之を詰讓し、徴して宮下の鎮・驃騎將軍と爲す。楷自ら疑ひ懼れ、夏六月、妻子を將りて來奔す。車騎將軍に拜し、丹

- 【四】二婿、攸と太子をいふなり。
- 【五】陛下云云の數句は、晉書馮統傳には、陛下、前日、疾若し愈えずんば、太子其れ廢せん。齊王、公卿百姓の歸する所と爲る。高く讓らんと欲すと雖も、其れ免るるを得んや』とあり、高讓云云の二句は明かに齊王を指して言ふ。文理甚だ順なり。
- 【六】充は文帝の時より兵糧を領す。
- 【七】施但の亂。前卷泰始二年に見ゆ。
- 【八】京下の督は京口に鎮す。孫楷は孫韶の子。
- 【九】宮下の鎮。建業に在り。

陽侯に封す。秋七月、吳人或は吳主に言つて曰はく、『臨平湖、漢末より、此の湖塞がるるときは天下亂れ、此の湖開くときは天下平かなり』と。近ごろ故無くして忽ち更

に開通す。此れ天下當に太平なるべく、青蓋、洛に入るの祥なり』と。吳主、以て奉禁都尉歷陽の陳訓に問ふ。(訓)對て曰はく、『臣は止た能く氣を望むのみ。湖の開塞に達する能はず』と。退きて其の友に告げて曰はく、『青蓋、洛に入るとは、將に(觀)璧を衝むの事有らんとす。吉祥に非ざるなり』と。或るひと小石の『皇帝』の字を刻せるを獻じて云はく、『湖邊に得たり』と。吳主、大赦し、天璽と改元す。(四)湘東の太守張詠、算縉を出さず。吳主、在所に就きて之を斬らしめ、首を諸郡に徇ふ。會稽の太守車浚、公清にして政績有り。郡の旱飢するに値ひ、表して振貸せんことを求む。吳主、以て私恩を收むと爲し、使を遣はして梟首せしむ。尙書熊睦、微しく諫むる所有り。吳主、刀環を以て之を撞殺し、身に完肌無し。

- 【一〇】臨平湖。浙江省錢塘道杭縣にあり。
- 【一一】蕪。荒蕪する也。
- 【一二】青蓋云云。青蓋の占、前卷泰始八年に見ゆ。
- 【一三】奉禁都尉は吳の置ける官なり。蓋し官禁に侍奉するを以て稱と爲す。
- 【一四】吳主亮の太平二年、長沙東部都尉を分ちて湘東郡を立つ。
- 【一五】歷陽。歷陵の誤なるべし。歷陵縣は都陽郡に屬す。故城は今の江西省萍陽道德安縣の東に在り。
- 【一六】七穿。七つの穴。
- 【一七】駢羅。ならび、つらなる。

八月己亥、何曾を以て太傅と爲し、陳騫を大司馬と爲し、賈充を太尉と爲し、齊王攸を司空と爲す。吳の歷陽山に、七穿の駢羅せる有り。穿中黃赤なり。俗、之を石印と謂ひ、云はく、『石

印の封發くときは、天下當に太平なるべし」と。歴陽の長・上言す、「石印發けり」と。吳主、使者を遣はし、太牢を以て之を祠らしむ。使者、高梯を作り、其の上に登り、朱を以て石に書して曰はく、「楚は九州の渚、吳は九州の都、揚州の士、天子と作る。四世の治、太平の始」と。還りて以て聞す。吳主大に喜び、其の山神を封じて王と爲し、大赦し、明年の元を改めて天紀と曰ふ。

冬十月、汝陰王駿を以て征西大將軍と爲し、羊祜を征南大將軍と爲す。

皆、府を開きて辟召し、儀、三司に同じ。祜・上疏し、吳を伐たんと請うて曰はく、「先帝、西は巴蜀を平げ、南は吳會に和し、海内以て休息するを得るに庶幾かりき。而るに吳復た信に背き、邊事をして更に興らしむ。夫れ期運は、天の授くる所なりと雖も、而も功業は必ず人に因りて成る。一たび大舉して掃滅せずんば、則ち兵役、時として息むを得る無きなり。蜀平ぐの時、天下皆謂へらく、吳當に并に亡ぶべしと。是より以來、十有三年なり。夫れ之を謀るは、多しと雖も、之を決するは、獨ならんことを欲す。凡そ險阻を以て全きを得るは、其の執均しく力敵するを謂ふのみ。若し輕重齊しからず、強弱、執を異にせば、險阻有りと雖も、保つ可からざるなり。蜀の國たる、險ならざるに非ざるなり。皆云はく、「一夫、戟を荷へば、千人も當る莫し」と。兵を進むるの日に及びて、曾て藩籬の限無く、勝に乗じて席

- 【一〇】 巴蜀を平ぐ。七十八卷魏の元帝景元四年に見ゆ。
- 【一〇】 吳會に和す。七十八卷成熙元年に見ゆ。
- 【一一】 吳復た云云。前卷泰始元年に見ゆ。
- 【一二】 十有三年。景元四年、蜀亡びしより、是に至るまで十三年。

卷し、徑に成都に至り、漢中の諸城、皆、鳥栖して、敢て出でざりき。戰心無きに非ず、誠に力、以て相抗するに足らざればなり。劉禪降を請ふに及びて、諸營堡、索然として俱に散せり。今、江淮の險は、劔閣に如かず、孫皓の暴は、劉禪に過ぎ、吳人の困しむは、巴蜀よりも甚だし。而して大晉の兵力は、往時よりも盛なり。此の際に於て四海を平壹せずして、更に兵を阻みて相守らば、天下をして征伐に困しむ、經歷して盛衰せしめ、長久なる可からざるなり。今若し梁益の兵を引ゐて、水陸俱に下り、荆楚の衆、進みて江陵に臨み、平南豫州、直に夏口を指し、徐・揚、青・兗、竝に秣陵に會せば、一隅の吳を以て、天下の衆に當り、孰分れ形散じ、備ふる所皆急ならん。巴漢の奇兵、其の空虛に出で、一處傾壞せば、則ち上下震蕩せん。智者有りと雖も、吳の謀を爲す能はざらん。吳、江に緣りて國を爲し、東西數千里、敵する所の者大にして、寧息有る無し。孫皓、情を恣にし意に任せ、下に與するに忌多し。將、朝に疑ひ、士、野に困しみ、保世の計、一定の心有る無し。平常の日すら、猶ほ去就を懷く。兵臨むの際、必ず應ずる者有らん。終に、力を齊しくし死を致す能はざらんこと、已に知る可きなり。其の俗急速にして、久しきを持する能は

- 【一三】 漢中の諸城。漢樂の諸城を謂ふ。
- 【一四】 兵將、盛壯の年を以て出でて成し、營陳を經歷し、衰老に至るなり。
- 【一五】 梁益の兵。王濬・唐彬、梁州・益州の兵を統ぶ。其の後、吳を平ぐるに、皆祜の規る所の如し。
- 【一六】 荆楚。羊祜の統ぶる所なり。
- 【一七】 平南豫州。胡奮、平南將軍たり、王戎、豫州の刺史たり。
- 【一八】 徐・揚。王渾の統ぶる所。
- 【一九】 青・兗。琅邪王伉の統ぶる所。

す。弓弩戟楯は、中國に如かず。唯だ水戦のみ有り、是れ其の便とする所なり。一たび其の境に入らば、則ち長江は復た保する所に非ず、還りて城池に趣き、長を去りて短に入らん。吾が敵に非ざるなり。官軍は、縣に進み、人、死を致すの志有り、吳人は内に顧み、各、離散の心有らん。此の如くんば、軍、時を踰えずして、克たんこと必ず可し」と。帝深く之を納る。而るに朝議方に、秦涼を以て憂と爲す。祐復た表して曰はく、「吳平がば則ち胡自ら定まらん。但だ當に速かに大功を濟すべきのみ」と。議者、多く・同じからざる有り。賈充・荀勗・馮統、尤も吳を伐つを以て不可と爲す。祐・歎じて曰はく、「天下、意の如くならざる事、十に常に七八に居る。天の與ふるを取らずんば、豈に事を更る者時に後るるを恨むに非ずや」と。唯だ度支尚書杜預・中書令張華、帝の意と合ひ、其の計を贊成す。

【二九】縣。縣と通す。
 【三〇】秦涼。鮮卑の樹機能未だ平がざるを謂ふ也。泰始六年叛せるなり。
 【三一】天云云。吳をば取る可くして而も取らず、機會一たび失せば、其の事を見るを経たる者、豈に時に後れたるの恨有らざらんや。
 【三二】國號晉にして、後の父を封じて臨晉侯と爲すは、不祥の徵なりと云ふ。

丁卯、皇后楊氏を立て、大赦す。后は元皇后の從妹なり、美にして婦徳有り。帝初め后を聘するや、後の叔父球・上表して曰はく、「古より一門二后にして、未だ能く其の宗を全くする者有らず。乞ふ此の表を宗廟に藏し、異日、臣の言の如くなりとも、以て禍を免るを得んことを」と。帝、之を許す。十二月、後の父鎮軍將軍駿を以て車騎將軍と爲し、臨晉侯に封す。尚書褚碧・郭奕、皆表す、「駿は小器なり。社稷の重きに任ず可からず」と。帝從はず。駿、驕傲にして自得す。胡奮、駿に謂つて曰はく、「卿、女を恃み、更に益・豪なるや。前世を歴観するに、(三) 天家と婚し、未だ門を滅ばざる者有らず。但だ早晚の事なるのみ」と。駿曰はく、「卿の女も天家に在らずや」と。奮曰はく、「我が女は、卿の女の與に婢と作るのみ。何ぞ能く損益を爲さんや」と。

【三三】天家。天子を曰ふ。其の尊きこと天の如きを言ふ也。
 【三四】卿の女云云。胡奮の女、選ばれて貴人と爲るをいふ。

三年、春正月丙子朔、日、之を食する有り。皇子裕を立てて始平王と爲す。庚寅、裕卒す。三月、平虜護軍文鴛、涼・秦・雍州の諸軍を督し、樹機能を討ち、之を破る。諸胡二十萬口來り降る。夏五月、吳の將邵顯・夏祥、衆七千餘人を帥ゐて、來り降る。秋七月、中山王睦、逋亡を招誘するに坐し、貶せられて丹水縣侯と爲る。星有り紫宮に孛す。衛將軍楊琰等、建議して以爲はく、「古者、諸侯を封建するは、王室を藩衛する所以なり。今、諸王公、皆、京師に在り、干城の義に非ず。又、異姓の諸將、邊に居る。宜しく參ふるに親戚を以てすべ

し」と。帝乃ち諸王に詔し、各、戶邑の多少を以て三等と爲し、大國には三軍を置き、五千人、次國は二軍、三千人、小國は一軍、一千一百人、諸王の都督と爲る者は、各、其の國を徙して、相近からしむ。八月癸亥、扶風王亮を徙して汝南王と爲し、出でて鎮南大將軍と爲し、豫州の諸軍事を都督せしめ、琅邪王倫を趙王と爲し、鄴城の守事を督せしめ、勃海王輔を太原王と爲し、并州の諸軍事を監せしめ、東莞王佃は徐州に在るを以て、徙して琅邪王に封じ、汝陰王駿は、關中に在り、徙して扶風王に封じ、又、太原王顒を徙して河間王と爲し、汝南王東を南陽王と爲す。輔は孚の子、顒は孚の孫なり。其の官無き者は、皆、遣りて國に就かしむ。諸王公、京師を戀ひ、皆、涕泣して去る。又、皇子瑋を封じて始平王と爲し、允を濮陽王と爲し、該を新都王と爲し、遐を清河王と爲す。其の異姓の臣の大功有る者をば、皆、郡公・郡侯に封す。賈允を封じて魯郡公と爲し、王沈を追封して博陵郡公と爲し、鉅平侯羊祜を徙し封じて、南城郡侯と爲す。祜、固辭して受けず。祜、官爵に拜せらるる毎に、常に多く避讓し、至心素より著る。故に特に分列の外に、申べらる。祜、二世に歴事し、職、樞要を典る。凡そ謀議損益するや、皆、其の

- 【一】 時に平原・汝南・琅邪・扶風・齊を以て大國と爲し、梁・趙・樂安・燕・安平・義陽を次國と爲し、餘國を小國と爲す。
- 【二】 時に詔して泰山の南武陽・牟・南城・梁父・平陽の五縣を以て南城郡と爲す。羊祜はもと泰山の南城の人なり。帝制して、公侯の邑萬戸以上なるを大國と爲し、五千戸以上なるを次國と爲し、五千戸に満たざるを小國と爲す。
- 【三】 分列。封を分ち爵に列するを謂ふ。
- 【四】 申べらる。これに爵を辭するを許し、其の志、申ぶるを獲るを謂ふ。
- 【五】 二世。文帝及び武帝をいふ。

草を焚く。世、聞くを得るもの莫し。進達する所の人、皆、由る所を知らず。(祜)常に曰はく、「官を公朝に拜し、恩を私門に謝するは、吾が敢てせざる所なり」と。

- 【六】 進達云云。人、祜の推薦に由りて進達すれども、其の由來する所を知らざるをいふなり。
- 【七】 夏口。今の湖北省江漢道武昌縣。
- 【八】 江夏の汝南。江夏は郡の名。汝南は縣の名、もと、沙羨の地、今の湖北省江漢道武昌縣の西に在り。
- 【九】 賊間。賊入寇すとの報知なり。間は聞と通す。

冬十二月、吳の夏口の督孫慎、江夏の汝南に入り、千餘家を略して去る。詔して、侍臣を遣はし、羊祜が追討せざるの意を詰らしめ、并に荆州を移さんと欲す。祜曰はく、「江夏は襄陽を去ること、八百里。賊間を知る比には、賊已に去りて日を経。歩軍安んぞ能く之を追はん。師を勞して以て責を免るるは、臣が志に非ざるなり。昔、魏の武帝、都督を置くや、類ね皆州と相近し。兵執は合ふを好み離るるを惡むを以ての故なり。(一)疆場の間は、一は彼一は此、慎みて守らんのみ。若し輒ち州を徙さば、賊出づること常無く、亦未だ州の宜しく據るべき所を知らざるなり」と。

是の歲、大司馬陳騫、揚州より入朝し、高平公を以て罷む。吳主、會稽の張儗が譖白する所多きを以て、甚だ寵任せられ、司直中郎將に累遷し、侯に封せらる。其の父、山陰の縣卒たり、儗が良ならず

- 【一】 疆場云云。疆場の間は、慎みて各、其の一を守りて、其の不虞に備ふ。
- 【二】 山陰。縣の名、會稽郡に屬す。浙江省會稽道紹興縣。

るを知り、上表して曰はく、『若し傲を用ひて司直と爲さば、罪有りとも、乞ふ從坐せざらんことを』
との。吳主、之を許す。傲、表して、彈曲二十人を置き、専ら不法を糾司す。是に於て、吏民、各愛憎
を以て、互に相告訴す。獄犴盈溢し、上下囂然たり。傲大に奸利を爲し、驕奢暴横なり。事發は
れ、父子皆車裂せらる。

衛瓊、拓拔沙漠汗を遣りて國に歸らしむ。沙漠汗が入りて質たりしよ
り、力微可汗の諸子の側に在る者、多く寵有り。沙漠汗が歸るに及びて、
諸部の大人、共に譖して之を殺す。既にして力微、疾篤し。烏桓王庫賢、
親近せられて事を用ふ。衛瓊の賂を受け、諸部を擾動せんと欲し、乃ち
斧を庭に礪ぎ、諸大人に謂つて曰はく、『可汗、汝の曹が太子を讒殺せ
しを恨み、盡く汝の曹の長子を收へて之を殺さんと欲す』と。諸大人懼
れ、皆、散じ走る。力微、憂を以て卒し。時に年一百四。子悉祿立つ。其
の國遂に衰ふ。初め幽・并の二州、皆、鮮卑と接し、東には務桓有り、西には力微有り、多く邊患を
爲す。衛瓊密に計を以て之を間す。務桓降り、而して力微・死す。朝廷、瓊の功を嘉し、其の弟を封
じて亭侯と爲す。

【三】 獄犴。牢獄なり。

【四】 衛瓊云。前年、瓊、表して沙漠汗を留む。讒間既に行はる。乃ち遣り歸すなり。

【五】 沙漠汗入りて質たること七十七卷魏の元帝景元元年に見ゆ。

【六】 可汗。此の時、鮮卑の君長、已に可汗の稱あり。

四年、春正月、庚午朔、日、之を食する有り。

司馬督東平の馬隆・上言す、『涼州の刺史楊欣、羌戎の和を失ふ。必ず敗れん』と。

夏六月、欣、樹機能の黨若羅拔能等と、武威に戦ひ、敗れ死す。

弘訓皇后羊氏・殂す。

羊祜、病を以て入朝せんことを求む。既に至るや、帝命じて、輦に乗りて殿に入り、拜せずして坐せしむ。祜、面のあたり・吳を伐つの計を陳ぶ。帝、之を善しとす。祜が病みて宜しく數、入るべからざるを以て、更に張華を遣はし、就きて籌策を問はしむ。祜曰はく、『孫皓・暴虐已甚し。今に於ては、戦はずして克つ可し。若し皓・不幸にして没し、吳人更に令主を立てば、百萬の衆有りと雖も、長江未だ窺ふ可からざるなり。將に後の患を爲さんとす』と。華深く之を然りとす。祜曰はく、『吾が志を成さん者は子なり』と。帝、祜をして臥して諸將を護せしめんと欲す。祜曰はく、『吳を取るには、必ずしも臣行かず。但だ既に平ぐの後、當に聖慮を勞すべきのみ。功名の際には、臣、敢て居らず。若し事了らば、當に付授する所有るべし。願はくは審かに其の人を擇ばんことを』と。

【一】 馬隆が「欣必ず敗れん」と上言せるは、猶ほ漢の皇甫規が馬賢を言ひしが如し。蓋し才を懐き、用ひられんことを欲するが故に、此れを以て自ら顯はすなり。

【二】 弘訓皇后。景皇后、弘訓宮に居る。

【三】 令主。賢明なる君主。

【四】 東南の壤界闊遠なり。當に人を得て以てこれを鎮撫すべし。

秋七月己丑、景獻皇后を峻平陵に葬る。

司・冀・兗・豫・荆・揚州、大水あり。螟、稼を傷ふ。詔して、主者に

問ふ、「何を以てか百姓を佐げん」と。度支尚書杜預・上疏して以爲はく、

「今者水災あり、東南尤も劇し。宜しく兗・豫等の諸州に救して、漢氏の

舊隙を留め、繕ひて以て水を蓄へ、餘は皆決瀝すべし。飢ゑたる者をして

盡く魚菜螺蚌の饒なるを得しめん。此れ目下日給の益なり。水去るの後、

溼淤の田、畝ごとに數鍾を收めん。此れ又明年の益なり。典牧の種牛、

四萬五千餘頭有り、耕駕に供せず、老いて鼻を穿たざる者有るに至る。分

ちて以て民に給し、春に及びて耕種せしめ、穀登るの後、其の租税を責む可

し。此れ又數年以後の益なり」と。帝、之に従ふ。民、其の利に頼る。預、

尚書に在ること七年、庶政を損益すること、勝げて數ふ可からず。時人、

之を杜武庫と謂ふ。其の有せざる所無きを言ふなり。

九月、何曾を以て太宰と爲す。辛巳、侍中尚書令李胤を以て司徒と爲す。

吳主、己に勝る者を忌む。侍中中書令張尙は、絃の孫なり、人と爲

り辯捷にして、談論毎に其の表に出づ。吳主積みて以て恨を致す。後問

ふ、「孤が酒を飲むは、以て誰にか方ぶ可き」と。尙曰はく、「陛下は百觚の量有り」と。吳主曰は

く、「尙、孔丘が王たらざるを知り、而も孤を以て之に方ぶ」と。因つ

て怒を發して尙を收ふ。公卿已下百餘人、宮に詣りて叩頭し、尙の罪(チ宥

ト)を請ひ、死を減するを得たり。建安に送りて船を作らしむ。尋いで就き

て之を殺す。

冬十月、征北大將軍衛瓘を徵して尙書令と爲す。是の時、朝野、咸、

太子の昏愚にして、嗣と爲るに堪へざるを知る。瓘、毎に陳啓せんと欲す

れども、未だ敢て發せず。會宴に、陵雲臺に侍す。瓘陽り酔ひ、帝の

牀前に跪きて曰はく、「臣、啓する所有らんと欲す」と。帝曰はく、「公

が言ふ所は何ぞや」と。瓘、言はんと欲して止むこと三たび、因つて手を

以て牀を撫して曰はく、「此の座は惜しむ可し」と。帝、意悟り、因つて謬

りて曰はく、「公は眞に大に酔へるや」と。瓘、此に於て、復た言ふ有らず。

帝、悉く東宮の官屬を召し、爲めに宴會を設け、而して密に尙書の疑事を

封じ、太子をして之を決せしむ。賈妃大に懼れ、外人を、倩うて代りて

對へしむ。多く古義を引く。給使張泓曰はく、「太子、學ばざるは、陛下の知る所なり。而るに答

晉世祖武皇帝咸寧四年

【五】景獻皇后。即ち弘訓后なり。

【六】司州は即ち漢の司隸校尉の部する所なり、晉、名を改めて司州といふ。河南・滎陽・弘農・上洛・平陽・河東・汲郡・河内・廣平・陽平・魏郡・頓丘を統ぶ。即ち今の河南省河洛道・山西省河東道方面を含む。冀州は趙國・鉅鹿・安平・平原・樂陵・勃海・河間・高陽・博陵・清河・中山・常山等の郡國を統ぶ。

【七】主者。左民及び度支二曹をいふ。

【八】典牧。晉志に、典牧令、太僕に屬す。

【九】泰始六年、預、秦州の刺史より罪を得て歸り、度支尙書に拜せらる。是に至りて七年。

【一〇】張絃。孫策・孫權に事ふること漢の獻帝紀に見ゆ。

【一】百觚。觚は飲器なり、二升を受く。

【二】孔丘。孔叢子に曰はく、趙の平原君、孔子高と飲み、子高に酒を強ひて曰はく、諺に云はく、堯は千鍾を飲み、孔子は百觚、子路は噓噓として尙ほ十盃を飲むと。古の聖賢、能く飲まざる無し。子何ぞ辭するやと。尙が百觚といへるは孔子に比したるものと爲せるなり。

【三】陵雲臺。魏の文帝の築く所。

【四】倩。人の手を假る也。

【五】給使。東宮の使令に給するなり。

詔多く古義を引く。必す草を作る主を責め、更に益、謹負せん。直に意を以て對ふるに如かず。妃大に喜び、泓に謂つて曰はく、「便ち我が爲めに好く答へよ。富貴をば汝と之を共にせん」と。泓即ち草を具し、太子をして自ら寫さしむ。帝、之を省して甚だ悦び、先づ以て璽に示す。璽大に蹴踏たり。衆人乃ち璽が嘗て言へる有るを知る。賈充密に人をして妃に語らしめて云はく、「衛瑾老奴、幾ど汝の家を破らんとせり」と。

吳人、大に皖城に佃し、入寇を謀らんと欲す。都督揚州諸軍事王渾、揚州の刺史應綽を遣はし、攻めて之を破り、斬首五千級、其の積穀百八十餘萬斛を焚き、稻田四千餘頃を踐み、船六百餘艘を毀つ。

十一月辛巳、太醫司馬程據、雉頭の裘を獻す。帝、之を殿前に焚く。甲申、内外に敕す、「敢て奇技異服を獻する者有らば、之を罪せん」と。

羊祜、疾篤し。杜預を擧げて自ら代らしむ。辛卯、預を以て鎮南大將軍、都督荊州諸軍事と爲す。祜卒す。帝、之を哭し甚だ哀しむ。是の日、大に寒し。涕涙、須鬢を霑し、皆、氷と爲る。祜遺令し、南城侯の印を以て柩に入るを得ざらしむ。帝曰はく、「祜、固く讓ること年を歴、身

- 【一六】 必ず答詔の草稿を作りたる人の名を責問せん。
- 【一七】 蹴踏。自ら安んぜざるの貌。
- 【一八】 皖城に佃す。皖城は今の安徽省安慶道潛山縣の北に在り。佃は田を治むることなり。
- 【一九】 太醫は宗正に屬す。
- 【二〇】 雉頭の裘。雉頭の毛を聚めて爲りたる裘。
- 【二一】 身云。身没して、遺令して侯の印を讓らしむるをいふ。

没して讓存す。今、本封を復するを聽し、以て高美を彰す」と。南州の民、祜卒すと聞き、之が爲めに市を罷め、巷哭の聲相接す。吳の守邊の將士、亦、之が爲めに泣く。祜好みて峴山に遊ぶ。襄陽の人、其の地に碑を建て廟を立て、歲時祭祀す。其の碑を望む者、涕を流さざるは無し。因つて之を檀涙の碑と謂ふ。杜預、鎮に至り、精銳を簡び、吳の西陵の督張政を襲ひ、大に之を破る。政は吳の名將なり。備無きを以て敗を取りしを恥ぢ、實を以て吳主に告げず。預、之を問せんと欲し、乃ち表して其の獲る所を還す。吳主果して政を召して還らしめ、武昌の監留憲を遣はして之に代らしむ。

- 【二二】 本封。祜もと、鉅平侯に封ぜらる。
- 【二三】 南州。荊州を謂ふ。
- 【二四】 峴山。今の湖北省襄陽道襄陽縣の南にあり。
- 【二五】 吳の邊鎮には、督あり監あり。督は諸軍事を督し、監は諸軍事を監す。
- 【二六】 秀。新興雲中の人。朗の子なり。
- 【二七】 九域。九州の域。支那本部の總稱。
- 【二八】 策諡。博士の議を用ひず、詔策を以て諡を賜ふ也。

十二月丁未、朗陵公何曾卒す。曾厚く自ら奉養し、人主よりも過ぎたり。司隸校尉東萊の劉毅、數、曾を劾奏す、「侈汰にして度無し」と。帝、其の重臣なるを以て、問はず。卒するに及びて、博士新興の秦秀、議して曰はく、「曾、驕奢なること度に過ぎ、名、九域に被る。宰相大臣は、人の表儀なり。若し生きて其の情を極め、死して又貶無くんば、王公貴人、復た何ぞ畏れんや。謹んで諡法を按ずるに、名、實と爽ふを繆と曰ひ、亂を怙み、行を肆にするを醜と曰ふ。宜しく醜繆公と諡すべし」と。帝、策諡して孝と曰ふ。前の司隸校尉傅玄卒す。玄、性

峻急にして、奏効する有る毎に、或は日暮に値へば、二五白簡を捧げ、警帯を整へ、踈踊して・寐ねず、坐して旦を待つ。是に由りて、三〇貴游震懾し、臺閣、風を生ず。玄、尙書左丞、博陵の崔洪と善し。洪も亦清厲骨鯁にして、好みて人の過を面折し、而も退きて後言無し。人、是を以て之を重んず。

鮮卑の樹機能、三三久しく邊患を爲す。僕射李憲、兵を發して之を討たんと請ふ。朝議、皆、以爲へらく、兵を出すは重事なり、虜は憂ふるに足らずと。

五年、春正月、樹機能、攻めて、涼州を陷

る。帝、甚だ之を悔い、朝に臨みて歎じて曰はく、「誰か能く我が爲めに此の虜を討つ者ぞ」と。司馬督馬隆進みて曰はく、「陛下、能く臣に任せば、臣能く之を平げん」と。帝曰はく、「必ず能く賊を平げば、何爲ぞ任せざらん。方略何如を顧みるのみ」と。隆曰く、「臣願はくは勇士三千人を募り、従つて來る所を問ふ無く、之を帥めて以て西せん。虜、平ぐるに足らざらん」と。帝、之を許す。乙丑、隆を以て討虜護軍・武威の太守と爲す。公卿皆曰はく、「見兵已に多し。宜しく横しまに賞募を

- 【一】涼州。武威に治す。
- 【二】従つて云云。募に應ずる者、或は農畝より出で、或は營伍より出で、或は連逃より出で、或は奴隸より出でんも、皆、其の従つて來る所を問はざる也。
- 【三】泰始六年、樹機能、寇を爲し、是に至りて九年。
- 【四】漢の安帝、安平を分ちて博陵國を置く。
- 【五】白簡。白奏する簡札。
- 【六】貴游。王公の子弟の、官司無き者。
- 【七】漢の安帝、安平を分ちて博陵國を置く。
- 【八】泰始六年、樹機能、寇を爲し、是に至りて九年。

設くべからず。隆は小將にして妄言す。信するに足らざるなり」と。帝聽かず。隆、能く弓、四鈞を引き、弩、九石を挽く者を募りて之を取り、標を立てて簡試し、旦より日中に至り、三千五百人を得たり。隆曰はく、「足れり」と。又、自ら武庫に至りて仗を選ばんと請ふ。三武庫の令、隆と忿争す。御史中丞、隆を劾奏す。隆曰はく、「臣は當に命を戰場に畢ふべし。武庫の令、乃ち給するに魏の時の朽仗を以てす。陛下の・臣を使ふ所以の意に非ざるなり」と。帝命じて、惟だ隆が取る所のままにせしめ、仍ほ三年の軍資を給して、之を遣る。

初め南單于呼厨泉、兄於扶羅の子豹を以て左賢王と爲す。魏の武帝が匈奴を分ちて、五部と爲すに及びて、豹を以て左部の帥と爲す。四豹の子淵、幼にして雋異、上黨の崔游に師事し、博く經史を習ふ。嘗て同門生上黨の朱紀・雁門の范隆に謂つて曰はく、「吾、常に、二〇隨陸が武無く、二二絳灌が文無きを恥づ。隨陸は高帝に遇うて、而も封侯の業を建つる能はず、絳灌は文帝に遇うて、而も庠序の教を興す能はず、豈に惜しからずや」と。是に於て、兼ねて武事を學ぶ。長ずるに及びて、猿臂にして善く射、膂力、人に過ぎ、姿貌魁偉なり。任子と爲りて洛陽に在り、王渾及び子濟、皆之を重んじ、屢、帝に薦む。帝召して與に語り、

晉世祖武帝咸寧五年

之を悦ぶ。濟曰はく、『淵、文武の長才有り。陛下、任ずるに東南の事を以てせば、吳は平ぐるに足らざらん』と。孔恂・楊瑋曰はく、『我が族類に非ざれば、其の心必ず異なり。淵の才器は誠に比少し。然れども重く任ず可からざるなり』と。涼州覆没するに及びて、帝、將を李熹に問ふ。(意對へて曰はく、『陛下、誠に能く匈奴五部の衆を發し、劉淵に一の將軍の號を假し、之を將ゐて西せしめば、樹機能の首は、日を指して梟す可からん』と。孔恂曰はく、『淵果して樹機能を梟せば、則ち涼州の患、方に更に深からんのみ』と。帝乃ち止む。東萊の 王彌、家世、二千石、彌、學術勇略有り、騎射を善くす。青州の人、之を飛豹と謂ふ。處士陳留の董養、見て之に謂つて曰はく、『君、亂を好み禍を樂しむ。若し天下、事有らば、(四)士大夫と作らじ』と。淵、彌と友とし善し。彌に謂つて曰はく、『王李、郷曲を以て知られ、毎に相稱薦す。適吾が患を爲すに足るのみ』と。因つて獻欬して涕を流す。齊王攸、之を聞き、帝に言つて曰はく、『陛下、劉淵を除かずんば、臣恐る、并州、久しく安きを得ざらんことを』と。王渾曰はく、『大晉、方に信を以て殊俗を懷く。奈何ぞ無形の疑を以て人の侍子を殺さんや。何ぞ徳度の弘からざるや』と。帝曰はく、『渾の言、是なり』と。會、豹・卒す。淵を以て代りて左部の帥と爲す。

【一】我云云。左傳に魯の季文子曰はく、史佚の志にこれ有り。我が族類に非ざれば、其の心必ず異なりと。
 【二】王彌は玄菟の太守王願の孫。
 【三】士大夫云云。將に賊と爲らんとするを言ふ。
 【四】王李云云。王渾は太原の人、李熹は上黨の人、淵と州里を同じくす。

夏四月、大赦す。

(一) 部曲の督以下の責任を除く。

吳の 桂林の太守修允・卒す。其の部曲は、應に諸將に分給すべし。督將郭馬・何典・王族等は累世

の舊軍にして、離別を樂しません。會、吳主、廣州の戸口を料實す。馬等、民心安んせざるに因りて、衆を聚め、攻めて廣州の督虞授を殺す。馬自ら都督交廣二州諸軍事と號し、典をして蒼梧を攻め、族をして 始興を攻めしむ。秋八月、吳、軍師張悌を以て丞相と爲し、牛渚の都督何植を司徒と爲し、執金吾滕修を司空と爲す。未だ拜せず。更めて修を以て廣州の牧と爲し、萬人を帥ゐて、東道より郭馬を討たしむ。馬、南海の太守劉瑛を殺し、廣州の刺史徐旗を逐ふ。吳主、又、徐陵の督陶潛を遣はし、七千人を將ゐて、西道より、交州の牧陶瑛と共に、馬を撃たしむ。

【一】部曲云云。帝、禪を受くるの初、部曲の將の責任を除きしが、今、又、部曲の督の責任を除く。
 【二】桂林。漢の縣にして鬱林郡に屬せしが、吳主皓鳳凰三年、分ちて桂林郡を立つ。故城は今の廣西省柳江道象縣の東南に在り。
 【三】始興。郡の名。吳主皓甘露元年、桂陽南部都尉を分ちて始興郡を置く。今の廣東省嶺南道曲江縣の地。
 【四】徐陵。今の江蘇省金陵道丹徒縣の西に在り。吳、其の江津に臨むを以て督を置きてこれを守る。
 【五】鬼目菜買菜。共に植物の名。吳志孫皓傳に曰はく、鬼目菜は、棗樹に依緣し、長さ丈餘、莖の廣さ四寸、厚さ三分。買菜は、高さ四尺、厚さ二分、枇杷の形の如く、莖の廣さ尺八寸、下莖の廣さ五寸、兩邊に葉を生じ、綠色なりと。これを以て靈草にして祥瑞と爲せる也。

吳、(六)鬼目菜有り、工人黃耆の家に生じ、買菜有り、工人吳平の家に生ず。東觀(令)、圖書を案じ、

鬼目を名づけて芝草と曰ひ、買柴を平慮草と曰ふ。吳主、耆を以て侍芝郎と爲し、平を平慮郎と爲し、皆、銀印青綬。吳主、羣臣を宴する毎に、咸、沈醉せしむ。又、黃門郎十人を置きて司過と爲し、宴罷むの後、各、其の闕失を奏し、〔三三〕逆視〔三三〕謬言〔三三〕也、擧げざる有る罔し。大なる者は即ち刑戮を加へ、小なる者は記録して罪と爲す。或は人の面を剝ぎ、或は人の眼を鑿つ。是に由りて、上下、心を離し、爲めに力を盡すもの莫し。益州の刺史王濬、上疏して曰はく、「孫皓、荒淫凶逆なり。宜しく速かに征伐すべし。若し一旦皓死し、更に賢主を立てば、則ち疆敵なり。臣、〔三三〕船を作るに七年、日に朽敗有り。臣、年七十、死亡すること日無けん。三つの者一たび乖かば、則ち圖り難からん。誠に願はくは陛下、事機を失ふ無かれ」と。帝、是に於て、意を決して吳を伐たんとす。會、安東將軍王渾、「孫皓、北に上らんと欲す」と表す。邊戍皆戒嚴す。朝廷乃ち更に議し、明年、師を出さんとす。王濬の參軍何攀、使を奉じて洛に在り、上疏して稱す、「皓、必ず敢て出でじ。宜しく戒嚴するに因りて掩取すべし。甚だ易からん」と。杜預、上表して曰はく、〔三四〕「閏月より以來、賊但だ救嚴するのみ、下、兵の〔三五〕上る無し。理教を以て之を推すに、賊の窮計、力、兩つながら完くせず、必ず夏口以東を保ち、以て〔三六〕視息を

- 【三三】 漢の制を以て言ふときは、銀印青綬は中二千石これを服す。
- 【三三】 逆視。逆ひ視る也。
- 【三三】 船云云。泰始八年、濬始めて船を作る。是に至りて、蓋し七年。
- 【三四】 閏月。是の年閏七月。
- 【三五】 上る。吳、建業より淮襄に寇するは、皆、下より江に湧りて上る也。
- 【三六】 視息。生命と曰ふが如し。凡そ人、目視る能はず、氣息する能はざれば、則ち死人なり。

延べん。多兵西に上りて其の國都を空しくするに縁無からん。而るに陛下、過つて聽き、便ち用て大計を委棄し、敵患の生ずるに縱す。誠に惜む可きなり。嚮に擧して敗有らしめば、擧する勿くして可なり。今、事、之が制を爲し、務めて完牢に従ふ。若し或は成る有らば、則ち太平の基を開かん。成らずとも、日月の間を費損するに過ぎじ。何を惜みてか一たび之を試みざる。若し當に後年を須つべしとならば、天時人事、常の若くなるを得ず、臣、其の更に難からんことを恐るるなり。今、萬安の擧有り、傾敗の慮無し。臣が心實に〔三六〕了せり。敢て〔三六〕曖昧の見を以て自ら後累を取らず。惟だ陛下、之を察せよ」と。旬月にして未だ報せられず。預復た上表して曰はく、「羊祜、先づ博く朝臣に謀らずして、密に陛下と、共に此の計を施せり。故に益、朝臣をして異同の議多からしむ。凡そ事は、當に利害を以て相校ぶべし。今、此の擧の利は、十に八九有り、而して其の害は一二、功無きに止まるのみ。必ず朝臣をして破敗の形を言はしむとも、亦得可からず。〔三六〕直だ是れ計、己に出でず、功、身に在らず、各、其の前言の失を恥ぢて、固く之を守るなり。頃より朝廷、事、大小と無く、異意鋒起す。人心同じからずと雖も、亦、恩を待みて後患を慮らざるに由る、故に輕しく相異同するなり。秋より已來、賊を討つる形頗る露る。今若し中止せば、孫皓或は怖れて計を生じ、都を武昌に徙し、更に江南の諸城を完修し、其の居民を遠ざけん。城、攻む可からず、野、掠むる所

- 【三六】 了。決する也。
- 【三六】 曖昧。明かならざるなり。
- 【三六】 此の言、賈充・荀勗・馮統等の肺腑を指出す。

無からん。則ち明年の計、或は及ぶ所無からん」と。帝方に張華と恭を圍む。預の表適、至る。華、
 杯を推して手を斂めて曰はく、「陛下は聖武にして、國富み兵彊く、吳主は淫虐にして、賢能を誅
 殺す。當今、之を討たば、勞せずして定む可し。願はくは以て疑と爲す
 勿かれ」と。帝乃ち之を許す。華を以て度支尙書と爲し、運漕を量計せし
 む。賈充・荀勗・馮統、固く之を争ふ。帝大に怒る。充、冠を免ぎて罪を
 謝す。僕射山濤退きて人に告げて曰はく、「聖人に非ざるよりは、外
 寧ければ必ず内の憂有り。今、吳を釋きて外の懼と爲すは、豈に
 に非ずや」と。冬十一月、大舉して吳を伐ち、鎮軍將軍琅邪王佃をして
 塗中に出で、安東將軍王渾をして江西に出で、建威將軍王戎をして江
 武昌に出で、平南將軍胡奮をして夏口に出で、鎮南大將軍杜預をして江
 陵に出で、龍驤將軍王濬・巴東の監軍魯國の唐彬をして巴蜀を下らしめ、
 東西凡そ二十餘萬、賈充に命じて使持節假黃鉞大都督と爲し、冠軍將軍
 楊濟を以て之に副たらしむ。充、固く吳を伐つの不利益を陳べ、且つ自ら「衰老して、元帥の任に堪
 へず」と言ふ。詔して曰はく、「君若し行かすんば、吾便ち自ら出でん」と。充、已むを得ず、乃ち
 節鉞を受け、中軍を將る、南して襄陽に屯し、諸軍の節度を爲す。

【三〇】 杯。恭盤。
 【三一】 山濤、身、大臣と爲り、朝に昌言せずして、退きて以て人に告ぐ。蓋し賈充に合はんことを求むる者なり。
 【三二】 聖人云云。左傳に見ゆ。晉の大夫范文子の言。
 【三三】 算。良計をいふ。
 【三四】 塗中。前に見える塗塘。
 【三五】 江西。安徽省安慶道和縣の地。
 【三六】 平南は晉書本紀には平西に作る。

馬隆、西して温水を度る。樹機能等、衆數萬を以て、險に據りて之を拒ぐ。隆、山路陘隘なるを以て、乃ち扁箱車を作り、木屋を爲りて車上に施し、轉戦して進む。行くこと千餘里、殺傷すること甚だ衆し。隆が西せしより、音問斷絶す。朝廷、之を憂ふ。或は謂へらく、已に没せりと。後、隆の使夜到る。帝、掌を撫して歡笑す。詰朝、羣臣を召し、謂つて曰はく、「若し諸卿の言に従はば、涼州無かりしならん」と。乃ち詔して、隆に節を假し、宣威將軍に拜す。隆、武威に至る。鮮卑の大人猗跋韓・且萬能、萬餘落を帥ゝて來り降る。十二月、隆、樹機能と大に戦ひ、之を斬る。涼州遂に平ぐ。詔して朝臣に問ふに、政の損益を以てす。司徒の左長史傅咸・上書して以爲はく、「公私足らざるは、官を設くること太多きに由る。舊は、都督、四有り。今は、監軍を并せて、乃ち十に盈つ。禹は九州を分つ。今の刺史は、幾ど一倍に向なんとす。戶口は、漢の十分の一に比し、而して郡縣を置くこと更に多し。虚しく軍府を立て、動もすれば百數有り、而して宿衛に益無し。五等の諸侯、坐ながら官屬を置く。諸の糜給する所、皆、百姓に出づ。此れ其の困乏する所以の者なり。當今の急は、官

【三七】 温水。武威の東に在り。武威縣は今の甘肅省甘涼道武威縣なり。
 【三八】 扁箱車。箱の扁平なる車。箱は車内の物を入るる處。
 【三九】 木屋云云。以て風雨を蔽ひ矢石を捍ぐなり。
 【四〇】 詰朝。明朝。
 【四一】 左長史。司徒の屬官。
 【四二】 魏。初めて都督諸軍を置き、東南は以て吳に備へ、西は以て蜀に備へ、北は以て胡に備へ、其の資望の輕重に隨つて、加ふるに征鎮安平の號を以てし、四あるのみ。其の後、増置し、都督鄴城守諸軍・都督秦雍涼諸軍・都督梁益諸軍・都督荊州諸軍・都督揚州諸軍・都督徐州諸軍・都督淮北諸軍・都督豫州諸軍・都督幽州諸軍・都督平州諸軍あり、凡そ

を并せ役を息め。上下・農を務むるに在るのみ」と。咸は玄の子なり。時に又、州郡縣の半吏を省き以て農功に赴かしめんと議す。中書監荀勗以爲はく、「吏を省くは官を省くに如かず。官を省くは事を省くに如かず。事を省くは心を清くするに如かず。昔、蕭・曹、漢に相たるや、載其清靜にして、民以て寧一なり。謂はゆる心を清くするなり。浮説を抑へ、文案を簡にし、細苛を略し、小失を宥し、好みて常を變じて以て利を徴むる者有れば、必ず其の誅を行はん。謂はゆる事を省くなり。九寺を以て尙書に併せ、(四七)蘭臺を(四八)三府に付せん。謂はゆる官を省くなり。若し直に大例を作り、凡そ天下の吏、皆、其の半を減せんとせば、恐らくは文武の衆官、郡國の職業、劇易同じからず、一概を以て之を施す可からざらん。若し曠闕有らば、皆、須臾にして復し、或は激して滋々繁からん。亦、重んせざる可からざるなり」と。

十。其の資輕き者を監軍と爲す。

【四三】今の刺史云云。時に司

豫・徐・兗・荆・揚・梁・益・寧・交・秦・雍・涼・冀・幽・并・青の十八州の刺史あり。

【四四】軍府。驃騎・車騎・衛・伏波・撫軍・都護・鎮軍・中軍・典軍・上軍・撫國・領軍・護軍・左右衛・驍騎・游擊・左右前後軍・及び雜號將軍を謂ふ。

【四五】蕭曹云云。十二卷漢の惠帝二年に見ゆ。

【四六】九寺。九卿の官署。

【四七】蘭臺。御史臺。

【四八】三府。三公府。

卷の第八十一

晉紀三

世祖武皇帝中

太康元年、春正月、吳・大赦す。

杜預、江陵に向ひ、王渾、横江に出で、吳の鎮戍を攻む。向ふ所皆克つ。二月戊午、王濬・唐彬、擊ちて丹陽の監盛紀を破る。吳人、江碛の要害の處に於て、竝に鐵鎖を以て横さまに之を截ち、又、鐵錐・長さ丈餘なるを作り、暗に江中に置き、以て逆へて舟艦を拒ぐ。濬、大筏數十・方百餘歩なるを作り、草を縛して人と爲し、甲を被り仗を持たせ、水に善き者をして筏を以て先づ行かしむ。(一)鐵錐に遇へば、錐輒ち筏に著きて去る。又、大炬・長さ十餘丈・大さ數十圍なるを作り、灌ぐに麻油を以てして、船の前に在き、鎖に遇へば、炬を然やして之を燒く。須臾にして融液斷絶す。是に於て、船、礙ふる所無し。庚申、濬、西陵に克ち、吳の都督留憲等を

【一】太康元年。西紀二八〇年なり。是の年四月改元す。
【二】丹陽城は湖北省荆南道秭歸縣の東八里に在り。
【三】江碛。水渚にして沙石有るを碛と曰ふ。
【四】融液。鎔解する也。

殺す。壬戌、荊門・夷道の二城に克ち、夷道の監陸晏を殺す。杜預、牙門周旨等を遣はし、奇兵八百を帥り、舟を汎べて、夜、江を渡り、樂郷を襲ひ、多く旗幟を張り、火を巴山に起さしむ。吳の都督孫歆懼れ、江陵の督伍延に書を與へて曰はく、「北來の諸軍は、乃ち飛んで江を渡れるなり」と。旨等、兵を樂郷の城外に伏す。歆、軍を遣はして出でて王濬を拒がしむ。大に敗れて還る。旨等、伏兵を發し、歆の軍に隨つて入らしむ、歆覺らず。直に帳下に至り、歆を虜にして還る。乙丑、王濬撃ちて吳の水軍の都督陸景を殺す。杜預進みて江陵を攻め、甲戌、之に克ち、伍延を斬る。是に於て、沅・湘以南、交廣に接るまで、州郡、皆、風を望みて印綬を送る。預、節に杖り、詔と稱して之を綏撫す。凡そ斬獲する所、吳の都督・監軍十四・牙門・郡守百二十餘人。胡奮、江安に克つ。乙亥、詔す、「王濬・唐彬は、既に巴丘を定めば、胡奮・王戎と共に、夏口・武昌を平げ、流に順つて長驚し、直に秣陵に造れ。杜預は、當に零桂を鎮靜し、衡陽を懷輯すべし。大兵既に過ぎば、荊州の南境、固より當に檄を傳へて定まるべし。預等は、各兵を分ちて以て濬・彬に益せ。太尉充は、移りて項に屯せよ」と。王戎、參軍襄陽の羅尚・南陽の劉喬を遣はし、兵を將ゐて王濬と合し、武昌を攻む。

- 【五】 荆門。西陵の東・夷道の西に在り。
- 【六】 巴山。今の湖北省荆南道松滋縣に在り。
- 【七】 沅湘。竝に水の名。
- 【八】 江安。即ち公安、吳の南郡の治所。杜預既に江南を定め、改めて江安縣と曰ふ。
- 【九】 秣陵。今の江蘇省金陵道江寧縣。
- 【一〇】 零桂。零陵・桂陽。零陵は湖南省舊永州府の地、桂陽は同省舊桂陽州の地（共に衡陽道に屬す）。
- 【一一】 衡陽。吳主亮太平二年、長沙西部郡府を分ちて立つ。

吳の江夏の太守劉朝・督武昌諸軍虞曷、皆降る。曷は翻の子なり。杜預、衆軍と會議す。或は曰はく、「百年の寇、未だ盡く克つ可からず。方に春にして水生ず。久しく駐まるに難し。宜しく來冬を俟ち、更に大舉を爲すべし」と。預曰はく、「昔、樂毅、濟西の一戰に藉り、以て彊齊を并せたり。今、兵威已に振ふ。譬へば竹を破るが如し。數節の後、皆、刃を迎へて解け、復た手を著くる處無きなり」と。遂に羣帥に方略を指授し、徑に建業に造らんとす。吳主、王渾南に下ると聞き、丞相張悌をして、丹陽の太守沈瑩・護軍孫震・副軍師諸葛靚を督し、衆三萬を帥り、江を渡りて逆へ戦はしむ。牛渚に至る。沈瑩曰はく、「晉、水軍を蜀に治むること久し。我、上流の諸軍、素より戒備無し。名將皆死し、幼小、任に當る。恐らくは禦ぐ能はざらん。晉の水軍、必ず此に至らん。宜しく衆力を畜へ、以て其の來るを待ち、之と一戦すべし。若し幸にして之に勝たば、江西自ら清からん。今、江を渡りて、晉の大軍と戦ひ、不幸にして敗れば、則ち大事去らん」と。悌曰はく、「吳の將に亡びんとするは、賢愚の知る所、今日に非ざるなり。吾恐らくは、蜀の兵此に至らば、衆心駭懼し、復た整ふ可からざらんことを。今に及びて江を渡らば、猶ほ決戦す可し。若し其れ敗喪せば、同じく社稷に死し、復た恨むる所無からん。」

- 故城は今の湖南省衡陽道衡山縣の東北に在り。
- 【三】 項。今の河南省開封道項城縣。荊州既に定まりしを以て、復た賈充をして南して襄陽に屯せしめず、移りて項に屯し、諸軍の節度を爲さしむ。
- 【三】 樂毅云云。四卷周の赧王三十八年に見ゆ。
- 【四】 幼小。陸晏・陸景・留憲・孫歆等を謂ふ。
- 【五】 江西。大江北流す。建業よりこれを言へば、歷陽・皖城は皆江西と爲す。

若し其れ克捷せば、北敵奔走し、兵數萬倍せん。便ち當に勝に乗じて南に上り、之を中道に逆ふべし。破れざるを憂へざるなり。若し子の計の如くせば、恐らくは士衆散じ盡きん。坐して敵の到るを待ち、君臣俱に降り、一人の難に死する者無からんは、亦辱ならずや」と。三月、悌等、江を濟り、渾の部將城陽の都尉張喬を、楊荷に圍む。喬の衆纔に七千、柵を閉ち、降らんと請ふ。諸葛靚、之を屠らんと欲す。悌曰はく、「疆敵、前に在り。宜しく先づ其の小を事とすべからず。且つ降れるを殺すは不祥なり」と。靚曰はく、「此の屬は、救兵未だ至らず。力少くして敵せざるを以て、故に且く僞り降りて以て我を緩くす。眞に伏するに非ざるなり。若し之を捨てて前まば、必ず後の患を爲さん」と。悌從はず。之を撫して進む。悌、揚州の刺史汝南の周浚と、陳を結びて相對す。沈瑩、丹陽の銳卒、刀楯五千を帥めて、三たび晉の兵を衝く。(晉)動かす。瑩引き退く。其の衆亂る。將軍薛勝、蔣班、其の亂るるに因りて之に乗す。吳の兵、次を以て奔り潰ゆ。將帥、止むる能はず。張喬、後より之を撃ち、大に吳の兵を版橋に敗る。諸葛靚、數百人を帥めて遁れ去り、(人ヲ)過りて張悌を迎へしむ。悌、去るを肯せず。靚自ら往きて之を牽きて曰はく、「存亡は自ら大數有り。卿一人の支ふる所に非ず。奈何ぞ故に自ら死を取る」と。悌涕を垂れて曰はく、「仲思、今日は是れ我が死する日なり。且つ我、兒童たりし時、

【二六】 楊荷。今の安徽省安慶道
和縣にあるか。

【二七】 伏。屈伏する也。或は曰はく、伏は當に服に作るべしと。

【二八】 版橋。安徽省安慶道和縣に在るべし。

【二九】 仲思。諸葛靚の字。

便ち卿の家の丞相に讖拔せらる。常に恐らくは其の死を得ず、名賢の知顧に負かんことを。今、身を以て社稷に徇ふ。復た何をか道はんや」と。靚、再三之を牽く。(悌)動かす。(靚)乃ち涙を流して放ち去る。行くこと百餘歩、之を顧みれば、已に晉の兵に殺さる。并せて孫震、沈瑩等七千八百級を斬る。吳人大に震ふ。初め詔書、王濬をして建平を下し、杜預の節度を受け、建業に至り、王渾の節度を受けしむ。預、江陵に至り、諸將に謂つて曰はく、「若し濬、建平を得ば、則ち流に順つて長驅し、威名已に著れん。宜しく制を我に受けしむべからず。若し克つ能はずんば、則ち節度を施すを得るに縁無からん」と。濬、西陵に至る。預、之に書を與へて曰はく、「足下、既に其の西藩を摧く。便ち當に徑に建業を取り、累世の逋寇を討ち、吳人を塗炭より釋き、振旅して都に還るべし。亦、曠世の一事なり」と。濬大に悦び、預の書を表陳す。張悌が敗死するに及びて、揚州の別駕何暉、周浚に謂つて曰はく、「張悌、全吳の精兵を擧げ、此に殄滅せり。吳の朝野、震懼せざるは莫し。今、王龍驤、既に武昌を破り、勝に乗じて東に下り、向ふ所輒ち克ち、土崩の勢見はる。謂ふに、宜しく速かに兵を引き江を渡り、直に建業を指すべし。大軍猝に至らば、其の膽氣を奪はん。戦はずして禽にす可きなり」と。浚、其の謀を善しとし、王渾に白さしむ。渾曰はく、「渾は事機に闇く、而して己を

【三〇】 丞相。諸葛亮を謂ふ。張悌は襄陽の人、蓋し亮、荊州に在りしとき、これを童幼に識る也。或は曰はく、丞相とは諸葛瑾を謂ふと。

【三一】 曠世。歴世に極めて稀なるをいふ。

【三二】 王龍驤。王濬、龍驤將軍たり。

慎み咎を免れんと欲す。必ず我に従はじ」と。浚、固く之に白さしむ。渾果して曰はく、「詔を受けしに、但だ江北に屯して以て吳軍に抗せしめ、輕しく進ましめず。貴州は武なりと雖も、豈に能く獨り江東を平げんや。今者命に違はば、勝つとも多とするに足らず、若し其れ勝たずんば、罪たること已だ重からん。且つ詔して、龍驤をして我が節度を受けしむ。但だ當に君の舟楫を具へ、一時に俱に濟るべきのみ」と。渾曰はく、「龍驤、萬里の寇に克つ。既成の功を以て、來りて節度を受けること、未だ之を聞かざるなり。且つ明公は上將たり。可を見て進む。豈に一一詔命を須つを得んや。今、此に乗じて江を渡らば、十全必ず克たん。何を疑ひ何を慮りて、淹留して進まざる。此れ鄙州の上下の恨。恨する所以なり」と。渾聽かず。王濬、武昌より流に順ひ、徑に建業に趣く。吳主、遊擊將軍張象を遣はし、舟師萬人を帥めて之を禦がしむ。象の衆、旗を望みて降る。濬の兵甲、江に滿ち、旌旗、天を燭し、威勢甚だ盛なり。吳人大に懼る。吳主の嬖臣岑昏、傾險諛佞を以て、位を九列に致し、好みて功役を興し、衆の患苦と爲る。晉の兵將に至らんとするに及びて、殿中の親近數百人、叩頭して吳主に請うて曰はく、「北軍日に近づけるに、而も兵、刃を擧げず。陛下、將に之を如何せんとする」と。吳主曰はく、「何が故ぞ」と。對へて曰はく、「正に岑昏に坐するのみ」と。吳主、獨だ言はく、「若し爾らば、當に奴を以て百姓に謝すべし」と。衆因りて曰はく、「唯」と。遂に竝に起ちて昏を收ふ。吳主、駱驛として追うて止む。已に之を屠る。陶濬將に郭馬を討たんとし、武昌に至り、晉の兵大に入ると聞き、兵を引きて東に還り、建業に至る。吳主、引見し、水軍の消息を問ふ。濬對へて曰はく、「蜀の船は皆小なり。今、二萬の兵を得、大船に乗じて以て戰はば、自ら之を破るに足らん」と。是に於て衆を合はせ、濬に節鉞を授く。明日、當に發すべし。其の夜、衆悉く逃潰す。時に王渾、王濬及び琅邪王伉、皆、近境に臨む。吳の司徒何植、建威將軍孫晏、悉く印節を送り、渾に詣りて降る。吳主、光祿勳薛瑩、中書令胡冲等の計を用ひ、使者を分遣し、書を渾、濬、伉に奉じ、以て降らんと請ひ、又、其の羣臣に書を遣り、深く自ら咎責し、且つ曰はく、「今、大晉、四海を平治す。是れ英俊、節を展ぶるの秋なり。朝を移し湖を改むるを以て、用て厥の志を損する勿かれ」と。使者先づ璽綬を琅邪王伉に送る。王寅、王濬の舟師、三山を過ぐ。王渾、信を遣はして濬を要ふ、「璽く過りて事を論せよ」と。濬、帆を擧げ、直に建業を指し、報じて曰はく、「風利にして、泊するを得ざるなり」と。是の日、濬、戎卒八萬、方舟百里、鼓譟して石頭に入る。吳主皓、面縛し櫂を輿ひ、軍門に詣りて降る。濬、縛を解き、櫂を焚き、延請して相見、其の圖籍を收

- 【三】 恨。恨望して意に滿たざるをいふ。
- 【四】 九列。九卿なり。
- 【五】 獨言はく。其の言、此に止まるのみなるを謂ふ。
- 【六】 奴。岑昏を指す。

【七】 唯。諾する也。

【八】 駱驛。相繼ぎて人を遣はして絶えざるを言ふ。

【九】 陶濬は蓋し尋常の蜀船を以てこれを言ふ。諜候明かならざること、亦見る可し。

【一〇】 三山。今の江蘇省金陵道江寧縣の西南に在り。

【一一】 信。信使。

【一二】 要。邀ふる也。

【一三】 方。舟。一説に、方舟とは二舟相並びて行くを謂ふ。

州に克つこと四、郡四十三、戸五十二萬三千、兵二十三萬。朝廷、吳已に平ぐと聞き、羣臣皆賀し、壽を上る。帝、爵を執り涕を流して曰はく、「此れ羊太傅の功なり」と。票騎將軍 孫秀、賀せず、南に向つて涕を流して曰はく、「昔討逆・弱冠にして、一校尉を以て業を創む。今、後主、江南を擧げて之を棄て、宗廟山陵、此に於て墟と爲る。悠悠たる蒼天、此れ何人ぞや」と。吳の未だ下らざるや、大臣皆以爲はく、「未だ輕しく進む可からず」と。獨り張華堅く執りて以爲はく、「必ず克たん」と。賈充・上表して稱す、「吳の地は未だ悉く定む可からず。方に夏にして、江淮下濕す。疾疫必ず起らん。宜しく諸軍を召して還らしめ、以て後圖を爲すべし。張華を腰斬すと雖も、以て天下に謝するに足らじ」と。帝曰はく、「此は是れ吾が意なり。華は但だ吾と同じきのみ」と。荀勗復た奏す、「宜しく充の表の如くすべし」と。帝從はず。杜預、充が奏して兵を罷めんと乞ふを聞き、表を馳せて固く争ふ。使、輶轅に至りて、吳已に降る。充、慙懼し、闕に詣りて罪を請ふ。帝、撫して問はず。夏四月甲申、詔して、孫皓に爵歸命侯を賜ふ。乙酉、大赦し、改元し、大に酹すること五日、使者を遣はし、分ちて荆揚に詣り、吳の牧守已下を撫慰し、皆、

- 【二六】 孫秀、晉に來奔すること、七十九卷泰始六年に見ゆ。
- 【二七】 討逆、孫策を云ふ。兵を起すの初、袁術、表して懷義校尉と爲す。
- 【二八】 悠悠云云。詩の黍離の篇の辭。
- 【二九】 輶轅。今の河南省河洛道偃師縣に在り。
- 【三〇】 吳は荆揚交廣四州を有てり。漢の獻帝興平二年。孫策始めて江東を取り、魏の文帝黃初三年、吳王孫權始めて帝と稱し、四主に傳へ、五十七年にして亡ぶ。
- 【三一】 羊太傅。羊祐、太傅を贈らる。
- 【三二】 孫秀、晉に來奔すること、七十九卷泰始六年に見ゆ。
- 【三三】 討逆、孫策を云ふ。兵を起すの初、袁術、表して懷義校尉と爲す。
- 【三四】 悠悠云云。詩の黍離の篇の辭。
- 【三五】 輶轅。今の河南省河洛道偃師縣に在り。

更易せず、其の苛政を除き、悉く簡易に従はしむ。滕脩、郭馬を討ち、未だ克たず、晉の吳を伐つを聞き、衆を帥ゐて難に赴く。巴丘に至り、吳亡ぶと聞き、縞素して涕を流し、還りて廣州の刺史閻豐・蒼梧の太守王毅と、各、印綬を送り、降らんと請ふ。孫皓、陶璜の子融を遣はし、手書を持ちて璜を諭さしむ。璜、涕を流すこと數日、亦、印綬を送りて降る。帝、皆、其の本職を復す。王濬が東に下るや、吳の城戍、皆、風を望みて歎附す。獨り建平の太守吾彥、城に嬰りて下らず。吳亡ぶと聞き、乃ち降る。帝、彥を以て金城の太守と爲す。初め朝廷、孫秀、孫楷を尊寵し、以て吳人を招き來さんと欲す。吳亡ぶるに及びて、秀を降して伏波將軍と爲し、楷を渡遼將軍と爲す。琅邪王伷、使を遣はし、孫皓及び其の宗族を送りて、洛陽に詣らしむ。五月丁亥朔、皓至り、其の太子瑾等と、泥頭面縛して、東陽門に詣る。詔して、謁者を遣はして其の縛を解かしめ、衣服車乘・田三十頃を賜ひ、歳ごとに錢穀綿絹を給ふこと甚だ厚し。瑾を拜して中郎と爲し、諸子の王たる者は、皆、郎中と爲し、吳の舊望は、才に隨つて擢叙す。孫氏の將吏、江を渡る者は、十年を復し、百姓は二十年を復す。庚寅、帝、軒に臨みて大に會す。文武の有位、及び四方の使者、國子の學生、皆預る。歸命侯皓及び吳の降人を引見す。皓、殿に登りて、稽顙す。帝、皓に謂つて曰は

- 【四〇】 滕脩云云。去年、吳主、滕脩をして郭馬を討たしむ。
- 【四一】 孫楷が降ること前卷咸寧二年に見ゆ。
- 【四二】 泥頭。泥を以て其の首に塗る也。
- 【四三】 東陽門。洛陽城の東に、建春・東陽・清明の三門あり。
- 【四四】 舊望。故舊、人望ある者。
- 【四五】 稽顙。額、地に觸れて拜する也。

く、「朕、此の座を設け、以て卿を待つこと久し」と。皓曰はく、「臣、南方に於て、亦、此の座を設け、以て陛下を待てり」と。賈充、皓に謂つて曰はく、「聞く君、南方に在り、人の目を鑿ち、人の面皮を剥げりと。此れ何等の刑ぞや」と。皓曰はく、「人臣、其の君を弑し及び姦回不忠なる者有れば、則ち此の刑を加ふるのみ」と。充、默然として甚だ愧ぢ、而して皓、顔色、忤づる無し。帝、從容として散騎常侍薛瑩に、孫皓が亡びし所以を問ふ。(瑩)對へて曰はく、「皓、小人を昵近し、刑罰放濫にして、大臣諸將、人自ら保んぜず。此れ其の亡びし所以なり」と。它日、又、吾彦に問ふ。(彦)對へて曰はく、「吳主、英俊にして、宰輔・賢明なり」と。帝笑つて曰はく、「是の若くならば、何が故に亡べる」と。彦曰はく、「天祿永く終り、歴數、屬する有り。故に陛下の禽と爲れるのみ」と。帝、之を善しとす。王濬が建業に入るや、其の明日、王渾乃ち江を濟る。濬が己を待たずして至り、先づ孫皓の降を受けしを以て、意甚だ愧忿し、將に濬を攻めんとす。何攀、濬に勸め、皓を送りて渾に與へしむ。是に由りて、事、解くるを得たり。何暉、渾と濬と功を争ふを以て、周浚に牋を與へて曰はく、「書には克く讓るを貫び、易には謙光を大とす。前に張悌を破り、吳人、氣を失ふ。龍驤、之に因り、其の區宇を陥れぬ。其の前後を論すれば、我實に師を緩くし、既に機會を失ひ、事に及ばざりき。而るに今方に其の功を競ひ、彼既

【四六】 人臣云云。暗に賈充が世世魏の恩を受けたるに晉に附き、高貴郷公を弑せしを諱る也。
 【四七】 書云云。堯典に曰はく、允に恭しく克く讓ると。
 【四八】 易云云。謙の卦に曰はく、謙は尊くして光なり。

に聲を吞ますんば、將に 雍穆の弘なるを虧き、矜争の鄙しきを興さんとす。斯れ實に愚情の取らざる所なり」と。浚、牋を得、即ち渾を諫止す。渾納れず、「濬、詔に違ひ、節度を受けず」と表し、誣ふるに罪狀を以てす。渾の子濟、常山公主に尙し、宗黨彊盛なり。有司奏す、「請ふ檻車をもて濬を徵せん」と。帝許さず。但だ詔書を以て濬を責讓するに、渾の命に従はず。制に違ひ利を味りしを以てす。濬、上書して自ら 理して曰はく、「前に詔書を被りしに、臣をして直に秣陵に造らしめ、又、太尉充の節度を受けしむ。臣、十五日を以て三山に至り、渾の軍が北岸に在るを見る。(渾)書を遣はして臣を邀ふ。臣の水軍、風發し、徑に賊城に造る。船を廻らして渾に過るに縁無し。臣、日中を以て秣陵に至り、暮に乃ち渾が下す所の「當に節度を受くべし」との符を被り、臣をして明十六日、悉く所領を將り、還りて石頭を圍ましめんと欲し、又、蜀の兵及び鎮南の諸軍の 人名定見を索む。臣以爲へらく、皓已に來り降る。空しく石頭を圍むに縁無し。又、兵人の定見は、倉猝に就すを得可からず。皆、當今の急に非ず、承け用ふ可からずと。敢て明制を忽弁せしに非ざるなり。皓、衆叛き親離れ、匹夫のごとく獨り坐し、雀鼠のごとく生を貪り、苟くも一活を乞ふのみ。而るに江北の諸軍、虚實を知らず、早く縛取せず、自ら小誤を爲す。臣至りて便ち得、更に怨恚せらる。竝に云はく、「賊を守ることを百日、而して他人を

【四九】 雍穆。相和するなり。
 【五〇】 常山公主。帝の女なり。
 【五一】 理。辨明する也。
 【五二】 鎮南の諸軍。杜預の統ぶる所にして、蓋し分ちて以て濬に隨つて東に下らしめし者なり。
 【五三】 人名定見。人名簿。

して之を得しむ」と。臣愚以爲へらく、君に事ふるの道、苟くも社稷に利あれば、死生、之を以てす。若し其れ嫌疑を顧み、以て咎責を避くるは、此は是れ人臣の不忠の利にして、實に明主の社稷の福に非ざるなり」と。渾、又、周浚の書を騰す(其ノ)云はく、「濬の軍、吳の寶物を得たり」と。又云はく、「濬の牙門の將李高、火を放ちて皓の偽宮を焼けり」と。濬復た表して曰はく、「臣、孤根獨立し、恨を疆宗に結ぶ。夫れ上を犯し主を干すは、其の罪、救ふ可し。貴臣に乖忤するは、禍、測られざるに在り。僞中郎將孔攄説く、「去る二月、武昌、守を失ひ、水軍行、至らんとするや、皓、石頭を案行して還る。左右の人、皆、刀を跳らして大呼し、云はく、「要す當に陛下の爲めに二たび死戦して之を決すべし」と。皓、意大に喜び、意へらく必ず能く然らんと。便ち盡く金寶を出し、以て之に賜與す。小人無狀にして、得て便ち馳せ走る。皓懼れ、乃ち降首せんと圖る、降使適に去るや、左右、財物を劫奪し、妻妾を略取し、火を放ち宮を焼く。皓、身を逃れ首を竄し、死を脱せざらんことを恐れき」と。臣至り、參軍主者を遣はして其の火を救斷せしめしのみ。周浚先づ皓の宮に入り、渾、又、先づ皓の舟に登る。臣の入り觀しは、皆、其の後に在り。皓の宮の中、乃ち席の坐す可き無かりき。若し遺寶有らば、則ち浚と渾と、先づ之を得しならん。浚等云ふ、臣、蜀人を屯聚し、時に皓を送らす。反狀有らんと欲す、と。又、吳人を恐動して言ふ、臣、皆、當に誅殺し、

【五四】書を騰す。其の書を上聞に達する也。
【五五】刀を跳らす。刀をばげしく振りまはすこと。勇を示すなり。

其の妻子を取るべし、と。其の亂を作し、私忿を聘するを得んことを冀へり。謀反の大逆すら、尙ほ以て加へらる。其の餘の謗略は、故に其れ宜なるのみ。今年、吳を平げしは、誠に大慶と爲す。臣の身に於ては、更に咎累を受く」と。濬、京師に至る。有司奏す、「濬、詔に違ふ、大不敬なり。請ふ廷尉に付して罪を科せん」と。詔して、許さず。又奏す、「濬、赦後、賊船を焼くこと百三十五艘。輒ち赦して廷尉に付し、推を禁せり」と。詔して、推する勿からしむ。渾、濬、功を争うて、已ます。帝、守廷尉廣陵の劉頌に命じて、其の事を校せしむ。渾を以て上功と爲し、濬を中功と爲す。帝、頌の折法の理を失へるを以て、京兆の太守に左遷す。庚辰、賈充の邑八千戸を増し、王濬を以て輔國大將軍と爲し、襄陽縣侯に封じ、杜預を當陽縣侯と爲し、王戎を安豐縣侯と爲し、琅邪王伋の二子を封じて亭侯と爲し、京陵侯王渾の邑八千戸を増し、爵を進めて公と爲し、尙書關内侯張華、封を廣武縣侯に進め、邑を萬戸に増す。荀勗、専ら詔命を典れる功を以て、一子を封じて亭侯と爲す。其の餘、諸將及び公卿以下、賞賜各、差有り。帝、吳を平げし功を以て、羊祜の廟に策告し、乃ち其の夫人夏侯氏を封じて萬歲郷君と爲し、食邑五千戸。王濬自ら以へらく功大なるに、渾父子及び黨與に挫抑せらるると。進見する毎に、其の攻伐の勞及び枉げらるるの狀を陳べ、或は忿憤に勝へず、徑に出でて、辭せず。帝

【五六】謗略。誹謗惡言。
【五七】此れ皆、王渾の親黨、有司をして奏せしむる也。
【五八】折法。法を裁斷すること。晉書劉頌傳には持法に作る。
【五九】勗、中書監たり、専ら詔命を典る。

毎に之を容恕す。益州の護軍范迪、潜に謂つて曰はく、「卿の功は則ち美なり。然れども美に居る所以の者未だ善を盡さざるを恨むなり。旆、旆を旋すの日、私第に角巾し、口、吳を平ぐるの事を言はず、若し問ふ者有らば、則ち「聖人の徳、羣帥の力なり。老夫、何の力か之れ有らん」と曰はば、此れ〔六二〕蘭生が廉頗を屈せる所以なり。王渾能く愧づる無からんや」と。潜曰はく、「吾、始め〔六三〕鄧艾の事に懲り、禍の身に及ばんことを懼れ、言無きを得ず。其れ終に諸を胷中に遣る能はざるは、是れ吾が〔六四〕偏なり」と。時の人、威、潜の功重く報輕きを以て、之が爲めに憤邑す。博士秦秀等竝に上表し、潜の屈せるを訟ふ。帝乃ち潜を鎮軍大將軍に遷す。王渾嘗て潜に詣る。潜、嚴に備衛を設けて、然る後之を見る。杜預、襄陽に還り、以爲へらく、天下、安しと雖も、戰を忘るれば必ず危しと。乃ち講武に勤め、戍守を申嚴す。又、〔六五〕澧、清の水を引き、以て田を浸すこと萬餘頃、楊口を開き、零、桂の漕を通ず。公私、之に頼る。預、身、馬に跨らず、射、札を穿たず、而れども兵を用ひ勝を制するは、諸將及ぶもの莫し、預、鎮に在り、數、洛中の貴要に餉遺す。或るひと其故を問ふ。預曰はく、「吾、但だ〔六六〕貴要を爲さんことを恐る。益を求めざるなり」と。王渾、征東大將軍に遷り、復た壽陽に鎮す。〔六七〕諸葛靚、逃竄

【六二】 角巾。かぶりもの。角ある巾。

【六三】 蘭生云云。四卷周の赧王六年に見ゆ。

【六四】 鄧艾の事。鄧艾の死せるは、鍾會に蔽はれて、艾の情、上通するを得ざりしを以てなり。

【六五】 澧。清。二水の名。河南省河洛道に在り。

【六六】 楊水は湖北省補陽道にある川。

【六七】 札。甲札。

して出でず。帝、靚と舊有り。靚の姊、瑯邪王の妃たり。帝、靚が姊の間〔六八〕に在るを知り、因つて就きて見る。靚、廁に逃る。帝、又逼りて之を見、謂つて曰はく、「謂はざりき今日復た相見るとは」と。靚、涕を流して曰はく、「臣、身に漆ぬり面を皮はぐ能はず、復た聖顔を觀るは、誠に慙恨と爲す」と。詔して、以て侍中と爲す。〔六九〕固辭して、拜せず。郷里に歸り、終身、朝廷に向つて坐せず。

【六八】 諸葛靚。吳に入ること、七十七卷魏の高貴郷公甘露三年に見ゆ。

【六九】 瑯邪王。仲なり。

【七〇】 身云云。豫讓・聶政の如くなる能はざるを謂ふ。

【七一】 諸葛氏の子、皆、志節あり。

六月、復た丹水侯睦を封じて高陽王と爲す。
秋八月己未、皇弟延祚を封じて樂平王と爲す。尋いで薨す。
九月庚寅、賈充等、天下一統せるを以て、屢封禪を請ふ。帝許さず。
冬十月、〔七二〕前將軍青州の刺史淮南の胡威、卒す。威、尙書たるとき、嘗て時政の寛なるを諫む。帝曰はく、「尙書郎以下は、吾、假借する所無し」と。威曰はく、「臣が陳する所は、豈に丞郎令史に在らんや。正に臣等の輩の如きを謂ふ。始めて、以て、化を肅へ法を明かにす可きのみ」と。
是歲、司隸の統ぶる所の郡を以て司州を置く。凡そ州十九、郡國一百七十三、戶二百四十五萬九千八百四十。

【七二】 丹水侯睦が爵を貶せらるること、前卷咸寧三年に見ゆ。

詔して曰はく、『昔、漢末より、四海分崩し、刺史、内は民事を親らし、外は兵馬を領す。今、天下、一と爲る。當に干戈を、(七四) 韜戢し、(七五) 刺史、職を分つこと、皆、漢氏の故事の如くし、悉く州郡の兵を去り、大郡には武吏百人、小郡には五十人を置くべし』と。交州の牧陶璜・上言す、『交・廣は東西數千里、賓屬せざる者六萬餘戸、官役に服従するに至りては、纔に五千餘家のみ。二州は唇齒なり。唯だ兵のみ是れ鎮す。又、(七六) 寧州の諸夷、上流に接據し、水陸竝に(交・廣) 通ず。州兵未だ宜しく約損して以て單虚を示すべからず』と。僕射山濤も亦言ふ、『宜しく州郡の武備を去るべからず』と。帝聽かず。永寧以後に及びて、盜賊蜂起し、州郡、備無く、禽制する能はず、天下遂に大に亂る。濤の言ふ所の如し。然して其の後、刺史、復た兵民の政を兼ね、州鎮愈々重し。漢魏以乘、羌胡・鮮卑の降る者、多く之を塞内の諸郡に處く。其の後、數、忿恨に因り、長吏を殺害し、深く民の患と爲る。侍御史西河の郭欽・上疏して曰はく、『戎狄は、(七六) 疆穢にして、(七七) 歷古、患と爲す。魏の初め民少く、西北の諸郡、皆、戎居と爲り、内、京兆・魏郡・弘農に及ぶまで、往往之れ有り。今、服従すと雖も、若し百年の後、風塵の警有らば、胡騎、平陽・上黨より、二日ならずして孟津に至り、北地、

【七四】 韜戢。つつみ、をさむ。
【七五】 刺史は郡縣の長吏を察舉するのみ。

【七六】 交州は合浦・交趾・新昌・武平・九眞・九德・日南を統ぶ。廣州は南海・臨賀・始安・始興・蒼梧・鬱林・桂林・高涼・高興・寧浦郡を統ぶ。

【七七】 僕水・葉榆水・勞水・橋水は皆寧州の界より出で、交廣の界に入る。又、霍弋、寧州より、楊稷等を遣はして交廣を經略せしむ。是れ水陸竝に通ずるなり。

【七六】 疆穢。强悍麤惡なり。
【七七】 歷古。歷世なり。

西河・太原・馮翊・安定・上郡は、盡く狄庭と爲らん。宜しく吳を平ぐるの威・謀臣猛將の略に及びて、漸く内郡の雜胡を邊地に徙し、四夷の出入の防を峻にし、先王の荒服の制を明かにすべし。此れ萬世の長策なり』と。帝聽かず。

二年、春三月、詔して、孫皓の宮人五千人を選びて宮に入る。帝既に吳を平げ、頗る遊宴を事とし、政事に怠る。掖庭殆ど將に萬人ならんとす。常に羊車に乗り、其の之く所を恣にし、至れば便ち宴寢す。宮人、競うて竹葉を以て戸に挿み、鹽汁を地に灑ぎ、以て帝の車を引く。而して后の父楊駿及び弟珧・濟、始めて事を用ひ、交通請謁し、執、内外を傾く。時の人、之を三楊と謂ふ。舊臣多く疎退せらる。山濤、數・規諷する有り。帝、知ると雖も、而も改むる能はず。

【一】 竹葉云云。羊は竹葉を嗜み、鹹きを喜ぶ。故に二つの者を以て帝の車を引く。意は帝の臨幸を得て寵を専らにせんと欲する也。
【二】 棘城。昌黎縣の界に在り。昌黎縣は今の熱河道朝陽縣に在り。
【三】 遼東の北。遼東郡治の北の意か。恐らくは奉天省遼瀋道北鎮縣の附近ならん。

初め鮮卑の莫護跋、始めて塞外より、入りて遼西の棘城の北に居り、號して慕容部と曰ふ。莫護跋、木延を生み、木延、涉歸を生む。遼東の北に遷る。世・中國に付き、數征討に従つて功有り。大單于に拜す。冬十月、涉歸、始めて昌黎に寇す。

十一月壬寅、高平の武公陳騫・薨す。

是の歳、揚州の刺史周浚、移りて秣陵に鎮す。吳民の未だ服せざる者、屢寇亂を爲す。浚、皆討ちて之を平ぐ。故老を賓禮し、俊父を捜求す。威惠並に行はる。吳人悦服す。

三年、春正月、帝親ら南郊に祀る。禮畢、喟然として司隸校尉劉毅に問うて曰はく、「朕は漢の何帝に方ぶ可き」と。毅對て曰はく、「桓・靈」と。帝曰はく、「何ぞ此に至らん」と。毅對て曰はく、「桓・靈は官を賣り、錢、官庫に入れり。陛下は官を賣り、錢、私門に入る。此を以て之を言へば、殆ど如かさるなり」と。帝大に笑つて曰はく、「桓・靈の世には、此の言を聞かず。今、朕は直臣有り。固に之に勝れりと爲す」と。毅、司隸と爲り、豪貴を糾繩し、顧忌する所無し。皇太子、鼓吹して東掖門に入る。毅、之を劾奏す。中護軍散騎常侍羊琇、帝と舊恩有り。禁兵を典り、機密に豫ること十餘年。寵を恃みて驕侈にして、數法を犯す。毅、「琇の罪、死に當す」と劾奏す。帝、齊王攸を遣はし、私に琇を毅に請はしむ。毅、之を許す。都官從事廣平の程衡、徑に馳せて護軍の營に入り、琇の屬吏を收へ、陰私を考問し、先づ「琇が犯す所狼藉なり」と奏し、然る後、毅に言ふ。帝、已むを得ず、琇の官を免す。未だ幾くならずして、復た白衣を以て職を領せしむ。琇は景獻皇后の從父弟なり。後將軍王愷は、

- 【一】 臣子、宮掖門に至れば、儀導を屏け、車を下りて入る。太子、鼓吹して掖門に入るは、不敬と爲す。
- 【二】 帝云云。七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。
- 【三】 景獻皇后。景帝の王后。
- 【四】 文明皇后。文帝の王后。

明皇后の弟なり。散騎常侍石崇は、苞の子なり。三人、皆、財に富み、競うて奢侈を以て相高ぶる。愷は、糶を以て釜に、澳ぎ、崇は、蠟を以て薪に代ふ。愷は紫絲の步障四十里を作り、崇は錦の步障五十里を作る。崇は屋を塗るに椒を以てし、愷は赤石脂を用てす。帝毎に愷を助く。嘗て珊瑚樹を以て之に賜ふ。高さ二尺許。愷、以て石崇に示す。崇便ち鐵如意を以て之を碎く。愷怒り、以爲へらく、己の寶を疾むと。崇曰はく、「多く恨むるに足らず。今、卿に還さん」と。乃ち左右に命じて、悉く其の家の珊瑚樹を取らしむ。高さ三四尺なる者六七株。愷の比の如き者甚だ衆し。愷、悦然として自失す。車騎の司馬傅咸、上書して曰はく、「先王の天下を治むるや、肉を食ひ帛を衣るに、皆、其の制有り。竊に謂ふに、奢侈の費は、天災よりも甚だし。古は人稠く地狭くして、而も儲蓄有るは、節に由るなり。今は土廣く人稀にして、而も足らざるを思ふるは、奢に由るなり。人の儉を崇ばんことを欲せば、當に其の奢を詰むべし。奢、詰められずんば、轉た相高尚にし、窮極有る無からん」と。

- 【五】 糶。餽なり。
- 【六】 澳。沃ぐ也。
- 【七】 蠟。蜜滓なり。
- 【八】 步障。幕を張りて障蔽する也。
- 【九】 赤石脂。鐵物の名。
- 【一〇】 悦然。自失して意を得ざる貌。
- 【一一】 驃騎以下、及び諸大將軍、府を開かず、持節都督に非ざる者は、長史・司馬各一人を置く。
- 【一二】 肉云云。古は黎民、五十にして而る後肉を食ひ、六十にして而る後帛を衣る。
- 【一三】 詰。詰責する也。

尙書張華、文學才識を以て、名、一時に重し。論者皆華を謂ふ、「宜しく三公と爲るべし」と。中

書監荀勗・馮統、吳を伐つ。謀を以て、深く之を疾む。會帝、華に問ふ、「誰か後事を託す可き者ぞ」と。華對ふるに、明德至親、齊王に如くは莫きを以てす。是に由りて旨に忤ふ。勗因りて之を譖す。甲午、華を以て幽州の諸軍事を都督せしむ。華、鎮に至り、夷夏を撫循し、譽望益振ふ。帝復た之を徵せんと欲す。馮統、帝に侍し、從容として語りて鍾會に及ぶ。統曰はく、「會の反せるは、頗る太祖に由る」と。帝、色を變じて曰はく、「卿、是れ何の言ぞや」と。統、冠を免ぎて謝して曰はく、「臣聞く、善く御する者は、必ず六轡の緩急の宜しきを知る。故に孔子は、仲由は人を兼ぬるを以てして之を退け、冉求は退弱なりとして之を進む。漢の(一)高祖、五王を尊寵して(二)五夷滅し、(三)光武は諸將を抑損して(四)諸克く終る。上に仁暴の殊なる有り、下に愚智の異なる有るに非ざるなり。蓋し抑揚與奪、之をして然らしむるのみ。鍾會は、才智、限り有り。而るに太祖、誇獎すること極り無く、居くに重教を以てし、委ぬるに大兵を以てし、會をして自ら「算に遺策無く、功、賞せられざるに在り」と謂ひ、遂に凶逆を構へしめしのみ。向に太祖をして其の小能を録し、節するに大禮を以

【四】會の反。七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。
【五】太祖。文帝の廟を太祖と號す。

【六】孔子云云。論語先進篇に見ゆ。仲由(子路)は性剛勇、人を兼ぬる者なれば、孔子は之に善事を聞きても直に行ふべからずといひ、其のやり過ぎんことを抑へ、冉求は志氣の足らざる人物ゆゑ、何事にても善事を聞かば直に行へと説きたるをいふ。人をあしらふに緩急あるをいへるなり。
【七】高祖云云。漢の高帝紀に見ゆ。五王は韓信・韓王信・彭越・英布・盧縮。

【八】光武云云。光武は功臣をして政事に預らしめず、故に功臣皆其福祿を保ち、誅讒せらるる者無し。

てし、之を抑ふるに威權を以てし、之を納るるに軌則を以てせしめば、則ち亂心、由つて生ずる無かりしならん」と。帝曰はく、「然り」と。統、稽首して曰はく、「陛下、既に臣の言を然りとせば、宜しく堅氷の漸を思ふべし。會の如きの徒をして復た傾覆を致さしむる勿かれ」と。帝曰はく、「當今、豈に復た會の如き者有らんや」と。統因つて左右を屏げて言つて曰はく、「陛下の謀畫の臣、大功を天下に著し、方鎮に據り、戎馬を總ぶる者、皆、陛下の聖慮に在り」と。帝、默然たり。是に由りて、止めて・華を徵さず。

三月、安北將軍嚴詢、慕容涉歸を昌黎に敗る。斬獲すること萬計。
魯公賈充、老病す。上、皇太子を遣はして起居を省視せしむ。充自ら諡傳を憂ふ。從子模曰はく、「是非は久しくして自ら見はれ、掩ふ可からざるなり」と。夏、四月庚午、充薨す。世子黎民早く卒し、嗣無し。妻郭槐、充の外孫、韓謐を以て世孫と爲さんと欲す。郎中令韓咸、中尉曹軫諫めて曰はく、「禮に、異姓を後と爲すの文無し。今にして之を行はば、是れ先公をして讒を後世に受け、而して槐を地下に懷かしむるなり」と。槐聽かず。咸等、上書し、改めて嗣を立てんことを求む。事寢みて、報せれず。槐遂に之を表陳

【一】堅氷の漸。易の坤の初六に曰はく、霜を履みて堅氷至ると。象に曰はく、霜を履み堅氷は陰始めて凝るなり、其道を馴致して、堅氷に至るなりと。
【二】充云云。充、自ら、姦回にして弒逆したれば、後當に惡讒を加へるべく、且つ良史の筆誅を逃るる能はざらんことを知りし也。
【三】韓謐。充の婿韓壽の子。
【四】世孫。祖父の世を承くる嫡孫。
【五】晉の制、諸王及び諸郡公の國には、郎中令・中尉・大農あり、三卿と爲す。

して、「充の遺意なり」と云ふ。帝、之を許す。仍て詔す、「功・太宰の如く・始めて封せられて後無き者に非ざるよりは、皆、以て比と爲すを得ず」と。太常、諡を議するに及びて、博士秦秀曰はく、「充、禮に悖り情に溺れ、以て大倫を亂る。昔、鄭、外孫莒の公子を養うて後と爲す。春秋に、「莒人、鄭を滅ぼす」と書す。父祖の血食を絶ち、朝廷の亂原を開く。諡法を案するに、紀度を昏亂するを荒と曰ふ。請ふ荒公と諡せん」と。帝從はず、更めて諡して武と曰ふ。

閏月丙子、廣陸の成侯李胤・薨す。

齊王攸、德望日に隆なり。荀勗・馮紆・楊珧、皆、之を惡む。統、帝に言つて曰はく、「陛下、諸侯に詔して國に之かしまるは、宜しく親しき者より始むべし。親しき者は齊王に如くは莫し。今獨り京師に留まるは、可ならんや」と。勗曰はく、「百僚内外、皆、心を齊王に歸す。陛下萬歳の後、太子、立つを得ざらん。陛下、試に齊王に詔して國に之かしまよ。必ず舉朝以て不可と爲さん。則ち臣の言・驗あり」と。帝、以て然りと爲す。冬十二月甲申、詔して曰はく、「古は九命して伯を作り、或は入りて朝政を毗け、或は出でて方嶽を御む。其の揆一なり。侍中司空齊王攸、命を佐け勳を立て、王室に劬勞す。其れ以て大司馬・都督青州諸軍事と爲す。侍中たること故の如し。

【二四】春秋云云。春秋襄公六年に、莒人、鄭を滅ぼすと。穀梁傳に曰はく、莒人、鄭を滅ぼすとは、滅ぼすに非ざるなり。異姓を立てて以て祭祀に激む、滅亡の道なりと。

【二五】閏月。閏四月なり。

【二六】九命して伯と爲る。周禮の語。伯は方伯。諸侯の長たる者。

仍て典禮を加崇す。主者、詳かに舊制を案じて施行せよ」と。汝南の王亮を以て太尉と爲し、尙書の事を録し、太子太傅を領せしめ、光祿大夫山濤を司徒と爲し、尙書令衛瓘を司空と爲す。征東大將軍王渾、上書して以爲はく、「攸は至親盛德、周公に倅し。宜しく皇朝を賛け、政事を興り聞かむべし。今、攸を出して國に之かしま、假すに都督の虚號を以てし、而して我を典り方を幹するの實無く、友于歎篤の義を虧くは、懼らくは、陛下、先帝・文明太后の攸を待つ宿意を追述するに非ざらん。若し同姓を以て之を寵すること大に厚きときは、則ち吳楚逆亂の謀有りとならば、漢の呂・霍・王氏は、皆、何人ぞや。古今を歴観するに、苟くも事の輕重の在る所、害を爲さざるは無し。唯だ當に正道に任じて忠良を求むべきのみ。若し智計を以て物を猜はば、親と雖も疑ははれん。疏なる者に至りては、庸ぞ保す可けんや。愚以爲ふに、太子太保缺く、宜しく攸を留めて之に居き、汝南王亮・楊珧と共に朝事を幹せしむべし。三人、位を齊しうせば、相持正するに足らん。既に偏重相傾くるの執無く、又、親親仁覆の恩を失はず。計の善を盡す者なり」と。是に於て、扶風王駿・光祿大夫李熹・中護軍羊琇・侍中王濟・甄德、皆、切諫す。帝、竝に從はず。濟、其の妻常山公主及び徳の妻長廣公主をして、俱に入り、稽顙涕泣して、帝に攸を留めんことを請はしむ。帝怒り、侍中王戎に謂つて曰はく、「兄弟は至親な

【一七】戎は兵なり。詩の韓奕に曰はく、不庭の方を幹すと。植幹たるを言ふ。

【一八】攸を待つ。事、前卷咸寧二年に見ゆ。

【一九】渾の意は、蓋し齊王は疑ふべきにあらず、三楊は信すべきにあらずを謂ふなり。

り。今、齊王を出すは、自ら是れ朕の家事なり。而るに甄徳・王濟、連に婦を遣はして來りて人を（三）生哭せしむるや」と。乃ち濟を出して國子祭酒と爲し、徳を大鴻臚と爲す。羊琇、北軍中候成粲と與に、楊琇を見て手刃して之を殺さんと謀る。琇、之を知り、疾と辭して出でず、有司に諷し、琇を奏して太僕に左遷せしむ。琇、憤怨し、病を發して卒す。李憲も亦、年老いたるを以て位を遜れ、家に卒す。憲、朝に在るや、姻親故人には、之と衣を分ち食を共にすれども、未だ嘗て私するに王官を以てせず。人、此を以て之を稱す。

是の歳、散騎常侍薛瑩・卒す。或るひと吳郡の陸喜に謂つて曰はく、「瑩は四五の間に、吳士に於て、當に第一と爲すべきか」と。喜曰はく、「瑩は四五の間に在り。安んぞ第一と爲すを得ん。夫れ、孫皓・無道なるを以て、吳國の士、其の體を沈黙し、潛みて用ふる勿き者は、第一なり。尊を避けて卑に居り、祿以て耕に代ふる者は、第二なり。侃然として國を體し、正を執りて、懼れざる者は、第三なり。時宜を斟酌し、時に微益を獻する者は、第四なり。温恭脩慎にして、諂首と爲らざる者は、第五なり。此を過ぎて以往は、復た數ふるに足らず。故に彼の上士は、多く淪没して悔吝に遠ざかる。中士は、聲位有りて禍殃に近づく。瑩が身を處する本末を觀るに、又、安んぞ第一と爲すを得んや」と。

- 【一】 生哭。生きたる人を哭する也。
- 【二】 侍中より出でて外朝の官と爲る。
- 【三】 北軍中候。漢の官、北軍五營を掌る。魏省く。泰始四年、中軍將軍を罷め、北軍中候を置く。七年、又、中領軍を罷め、これに併す。

四年、春正月甲申、尙書右僕射魏舒を以て左僕射と爲し、下邳の王晃を右僕射と爲す。晃は孚の子なり。

戊午、新沓の康伯山濤・薨す。

帝、太常に命じて、齊王に崇錫するの物を議せしむ。博士庾粲・太叔廣・劉暉・繆蔚・郭頤・秦秀・傅珍、上表して曰はく、「昔、周、選びて明德を建て、以て王室を左右するや、周公・康叔・聃季、皆、入りて三公と爲る。股肱の任は重く、地を守るの位は輕きを明かにするなり。漢の諸侯王は、位、丞相・三公の上に在り。其の入りて朝政を讚する者は、乃ち兼官有り。其の出でて國に之くも、亦、復た台司の虛名を假りて隆寵と爲さざるなり。今、齊王をして賢ならしめんか、則ち宜しく母弟の親尊を以て魯衛の常職に居くべからず。賢ならざらんか、宜しく大に土宇を啓きて東海に表見すべからず。古禮に、三公は職無く、坐して道を論ず。方任を以て之に嬰くるを聞かず。唯だ（周）宣王、急を朝夕に救ひ、然る後、召穆公に命じて淮夷を征せしむ。故に其の詩に曰はく、「徐方回ならず、王曰はく旋り歸れ」と。宰相は久しく外に在るを得ざればなり。今、天下已に定まり、六合を家と爲す。將に數三事を延きて、與に太平の基を論せん」とす。

- 【一】 太叔廣。太叔は姓、廣は名。
- 【二】 左右。佐佑。助くる也。
- 【三】 周公云云。周公、太宰となり、康叔、司寇となり、聃季、司空となる。
- 【四】 漢の諸侯王の、朝政を讚くる者は、惟だ東平王蒼あるのみ。
- 【五】 其の詩。江漢常武篇をいふ。
- 【六】 三事。三公をいふ。

而るに更に之を出し、王城を去ること二千里なるは、舊章に違へり」と。粵は純の子、曠は毅の子なり。粵既に草を具し、先づ以て純に呈す。純、禁せず。事、太常鄭默博士祭酒曹志を過ぐ。志、愴然として歎じて曰はく、「安んぞ此の如きの才・此の如きの親有り、本を樹て化を助くるを得ずして、遠く海隅に出でんや。晋室の隆、其れ殆からんか」と。乃ち奏議して曰はく、「古の王室を夾輔するや、同姓には則ち周公、異姓には則ち太公、皆身、朝廷に居り、五世反り葬る。其の衰ふるに及びてや、五霸代興る有りと雖も、豈に周召の治と、日を同じくして論せんや。義皇より以來、豈に一姓の能く獨り有する所ならんや。當に至公の心を推し、天下と其の利害を共にすべし。乃ち能く國を享くること久長なり。是を以て、秦・魏は獨り其の權を擅にせんと欲して、纒に身を没するを得、周・漢は能く其の利を分ちて、親疎、用を爲す。此れ前事の明驗なり。志以爲ふに、當に博士等の議の如くすべし」と。帝、之を覽、大に怒りて曰はく、「曹志すら尙は吾が心を明かにせず。況んや四海をや」と。且つ謂はく、「博士、問ふ所を答へずして、問はざる所を答へ、横しまに異論を造る」と。有司に下し、鄭默を策免す。是に於て、尙書朱整・褚啓(等)奏す、「志等、官を

- 【七】 二千里。司馬彪の郡國志に曰はく、齊國は洛陽の東千八百里に在りと。
- 【八】 五世云云。禮記檀弓に曰はく、太公、營丘に封ぜられ、五世に及ぶまで、皆、反りて周に葬ると。
- 【九】 五霸代るがはる興り、以て周室を尊べども、周公・召公の夾輔の治と同日に論す可からざるを言ふ。
- 【一〇】 曹志は、本、魏の陳思王植の子。植と魏の文帝とは兄弟なり、文帝が植を禁制せしは何如ぞや、曹志は此の理を知るべきなり、然るに今尙ほ吾の心を明かにする能はずとの意。

侵し局を離れ、朝廷を迷罔し、惡言を崇飾し、假託して諱む無し。請ふ志等を收へ、廷尉に付して罪を科せん」と。詔して、志の官を免じ、公を以て第に還らしめ、其餘は皆廷尉に付して罪を科す。庾純、廷尉に詣りて自首す、「粵、議草を以て示さる。愚淺、之を聽せり」と。詔して純の罪を免す。廷尉劉頌奏す、「粵等大不敬なり、當に棄市すべし」と。尙書奏請す、「報じて・廷尉の刑を行ふを聽さん」と。尙書夏侯駿曰はく、「官、八座を立つるは、正に此の時の爲めなり」と。乃ち獨り駁議を爲る。左僕射下邳の王晃、亦、駁の議に従ふ。奏、中に留まること七日。乃ち詔して曰はく、「粵は是れ議主に、應に戮首たるべし。但し粵の家人自首す。宜しく廣等七人を并せて皆其の死命を巧すべし」と。竝に名を除かる。二月、詔して、濟南郡を以て齊國に益す。己丑、齊王攸の子長樂亭侯定を立てて北海王と爲す。攸に命じて、備物典策、軒縣の樂・六佾の舞を設けしめ、黃鉞朝車、乘輿の副、焉に従ふ。

- 【一】 志は魏に在りて爵陳王を嗣ぐ。晉、禪を受け、降して鄆城縣公と爲す。
- 【二】 八座。六曹尙書に、令僕を并せて、八座と爲す。
- 【三】 巧。貸す也。
- 【四】 軒縣。天子の樂は宮縣、諸侯の樂は軒縣。軒縣は其の一面を缺く。
- 【五】 先后とは文明皇后を謂ふなり。

三月辛丑朔、日、之を食する有り。齊の獻王攸、憤怒して病を發し、先后の陵を守らんと乞ふ。帝許さず。御醫をして診視せしむ。諸醫、旨を希ひ、皆、「疾無し」と言ふ。河南の尹向雄諫めて曰はく、「陛下、子弟、多しと雖も、然

も徳望有る者は少し。齊王、京邑に臥居し、益する所實に深し。思はざる可からざるなり』と。帝、納れず。雄・憤恚して卒す。攸の疾轉た篤し。帝、猶ほ道に上るを催す。攸自ら強めて入りて辭す。素より容儀を持し、疾、困すと雖も、尙ほ自ら整厲し、舉止、常の如し。帝益、其の疾無きを疑ふ。辭して出づ。數日にして、血を歐きて薨す。帝往きて喪に臨む。攸の子問・號踊し、『父の病、醫に誣ひられたり』と訴ふ。詔して、即ち醫を誅し、問を以て嗣と爲す。初め帝、攸を愛すること甚だ篤し。荀勗・馮統等に『身後の慮と爲らんと欲す』と構へらる。故に之を出す。薨するに及びて、帝、哀慟して、已まず。馮統、側侍して曰はく、『齊王は、名、其の實に過ぎ、天下、之に歸す。今自ら薨殞するは、社稷の福なり。陛下、何ぞ哀しみの過ぐるや』と。帝、涙を收めて止む。詔して、攸の喪禮は、安平の獻王の故事に依らしむ。攸、舉動、禮を以てし、過事有る鮮し。帝と雖も、亦、之を敬憚し、之を引き同しく處る毎に、必ず言を擇びて而る後發す。

夏五月己亥、琅邪の武王卬・薨す。

冬十一月、尙書左僕射魏舒を以て司徒と爲す。

河南及び 荆・揚等の六州、大水あり。

歸命侯孫皓・卒す。
是の歳、鮮卑の慕容皝・卒す。弟・纂立し、將に涉歸の子虜を殺さんとす。虜亡げて遼東の徐郁の家に匿る。

五年、春正月己亥、青龍二有り、武庫の井中に見はる。帝、之を觀、喜色有り。百官將に賀せんとす。尙書左僕射劉毅・表して曰はく、『昔、龍、夏の庭に降り、卒に周の禍と爲れり。易に稱す、『潛龍、用ふる勿かれ。陽、下に在ればなり』と。舊典を尋ね案するに、龍を賀するの禮無し』と。帝、之に従ふ。

初め、陳羣、吏部が天下の士を審覈する能はざるを以て、故に郡國に令し、各、中正を置き、州に大中正を置き、皆、本土の人を取り、朝廷の官に任じ、徳充ち才盛なる者を之と爲し、等級を銓次して以て九品と爲さしめ、言行脩著なる有れば則ち之を升し、道義虧缺すれば則ち之を降し、吏部、之に憑り、以て百官を補授す。之を行ふこと浸く久しく、中正或は其の人に非ず、姦蔽日に滋す。劉毅・上疏して曰はく、『今、中正を立て、九品を定めしむ。高下、意に任せ、榮辱、手に在り。

晉世祖武帝太康五年

【一】龍云。夏后氏の世に、二龍あり、庭に降り、曰はく、予は褒の二君なりと。トして其の幣を藏む。夏と殷とを歴るまで、敢て發くもの莫し。周人これを發く。幣化して龍と爲る。童妾、これに遇ひて孕み、女を生む。これを褒姒と爲す。周の幽王、これを嬖し、后と爲す。周大に亂れ、王は遂に犬戎に殺さる。

【二】易云。乾の初九の爻辭なり。

【三】陳羣云。六十九卷魏の文帝黃初元年に見ゆ。

人主の威福を操り、天朝の權執を奪ふ。公には考校の負無く、私には告訐の忌無し。心を用ふること百態、營求すること萬端なり。廉讓の風滅び、爭訟の俗成る。臣竊に聖朝の爲めに之を恥づ。蓋し中正の設は、政を損ずるの道に於て、八つ有り。高下、彊弱を逐ひ、是非、興衰に隨ひ、一人の身、旬日にして狀を異にし、上品には寒門無く、下品には執族無し。一なり。州郡を置くは、本、州里の清議は咸歸服する所なるを取り、將に以て異同を鎮め言議を一にせんとするなり。今、其の任を重んじて、其の人を輕んじ、駁逆の論をして、州里に横に、嫌讐の隙をして、大臣に結ばしむ。二なり。本、格を立つるの體、九品と爲すは、才德に優劣有り、倫輩に首尾有りと謂へばなり。今乃ち優劣をして地を易へ、首尾をして倒錯せしむ。三なり。陛下、善を賞し惡を罰し、之を裁するに法を以てせざるは無し。獨り中正を置き、委ぬるに一國の重きを以てし、會て賞罰の防無く、又、人を禁じて、訴訟するを得ざらしめ、之をして縦横に意に任せて、願憚する所無からしむ。諸の枉を受くる者、怨を抱き直を積み、上聞するを獲ず。四なり。一國の士、多きは千數、或は異邦に流徙し、或は給を殊方に取る。面すら猶ほ識らず。況んや其の才を盡さんや。而るに中正は、知ると知らざると、皆、當

- 【四】 公云云。高下を銓次して、或は當らざる有れども、公に在りては、考校して實を失ふを以て罪負と爲さず。人の隱私を發きて、至らざる所無けれども、私に在りては、告訐を以て避忌と爲さず。
- 【五】 高下云云。強き者を高しとし、弱き者を下と爲し、興れる者を是とし、衰へたる者を非とす。
- 【六】 州郡。中正をいふ。
- 【七】 給云云。衣食、給せざる有りて、他郷に客と爲り、以て給を取るなり。

に品狀すべし。譽を臺府に采り、毀を流言に納る。己に任ずるときは則ち識らざるの蔽有り、(言ヲ)聽受するときは則ち彼此の偏有り。五なり。凡そ人才を求むるは、以て民を治めんと欲すればなり。今、官に當りて効を著す者、或は卑品に附き、官に在りて績無き者、更に高叙を獲。是を、功實を抑へて空名を隆び、浮華を長じて考績を廢すと爲す。六なり。凡そ官は人を同じくせず、事は能を同じくせず。今、其の才の宜しき所を狀せずして、但だ第を九品と爲す。品を以て人を取るときは、或は才能の長する所に非ず。狀を以て人を取るときは、則ち本品の限る所と爲る。徒らに白論を結びて、品と狀と相妨ぐ。七なり。九品は下なる所にも其の罪を彰さず、上なる所にも其の善を列せず、各、愛憎に任せ、以て其の私を植つ。天下の人、焉んぞ德行に懈りて人事を鋭くせざるを得ん。八なり。此に由りて之を論すれば、職、中正と名づくれども、實は姦府たり。事、九品と名づくれども、而も八損有り。古今の失、此よりも大なるは莫し。愚臣以爲へらく、宜しく中正を罷め、九品を除き、魏氏の敝法を棄て、更めて一代の美制を立つべし」と。太尉汝南王亮・司空衛瓘も亦上疏して曰はく、「魏氏、喪亂の後を承け、人士流移し、考詳するに地無し。故に九品の制を立て、粗ば且く一時の選用の本と爲せるのみ。今、九域、規を同じくし、大化方に始まる。臣等以爲へらく、宜しく皆末法を蕩除し、咸、土斷を用ふべし。公卿より以下、居る所を以て正と

- 【八】 官云云。晉書劉毅傳には、官は事を同じくせず、人は能を同じくせず」に作る。是なるに似たり。
- 【九】 白論。空論なり。
- 【三】 土斷。土著の裁斷。

爲し、復た(一)縣客として遠く異土に屬する無く、盡く中正九品の制を除き、善を擧げ才を進むるに各郷論に由らしめば、則ち華競自ら息み、各己に求めんと。始平王の文學江夏の李重、上疏して以爲く、『九品既に除かば、宜しく先づ移徙を開き、相并せ就くを聽すべし。』(且ツ貢擧ノ法ヲ明カニシテ、境外ニ濫セズンバ、則チ冠帶ノ倫、將ニ分タズシテ自ラ均シカラントス。)則ち土斷の實行はれんと。帝、其の言を善しとすと雖も、而も終に改むる能はざるなり。

冬十二月庚午、大赦す。

閏月、當陽の成侯杜預・卒す。

是の歲、塞外の匈奴胡太阿厚、部落二萬九千三百人を帥りて來り降る。帝、之を塞内西河に處く。

(一)寧州を罷めて益州に入れ、南夷校尉を置き、以て之を護せしむ。

六年、春正月、尙書左僕射劉毅・致仕す。尋いで卒す。

戊辰、王渾を以て尙書左僕射と爲し、渾の子濟を侍中と爲す。渾の(二)主者、事を處すること當らず。(三)濟、法を明かにして之を繩す。濟の從兄佑、素より濟と協はず。因つて濟を毀る、『其の父を容るる能はず』と。帝、是に由りて濟を疎んず。後、事に坐して官を免せらる。濟、性豪侈なり。帝、

- 【一】 縣客。縣は縣と通す。遠地に客寓する也。
- 【二】 文學。魏より以來、王國に師友文學各一人を置く。
- 【三】 寧州を置くこと、七十九卷奉始七年に見ゆ。
- 【四】 主者。尙書の主者。
- 【五】 侍中は門下の諸事を管す。故に法を以てこれを繩すを得。

侍中和嶠に謂つて曰はく、『我、將に濟を罵りて而る後之を官にせんとなす。如何』と。嶠曰はく、『濟、俊爽なり。恐らくは屈す可からざらん』と。帝、濟を召して之を切讓す。既にして曰はく、『頗る愧を知るや不や』と。濟曰はく、『尺布斗粟の謠、常に陛下の爲めに之を愧づ。他人は能く親しき者をして疎からしむ。臣は親しき者をして親しからしむる能はず。此を以て陛下に愧づるのみ』と。帝、默然たり。嶠は

- 【一】 如何。如何と云ふ。
- 【二】 頗る愧。頗る愧と云ふ。
- 【三】 尺布斗粟。帝が齊王攸を容るる能はざるを謂ふ。
- 【四】 臣云云。諫むれども聽かれざるを謂ふ。
- 【五】 洽。和洽。六十六卷漢の獻帝建安十四年に見ゆ。
- 【六】 宇文部。鮮卑族の一部落なり。
- 【七】 肥如。縣の名、遼西郡に屬す今の直隸省津海道盧龍縣の地。
- 【八】 扶餘。通古斯民族。今の奉天の昌圖・洮南以北及び蒙古科爾沁諸旗は皆其の地なりし也。
- 【九】 沃沮。今の朝鮮咸鏡北道方面。

青・梁・幽・冀州、旱す。

秋八月丙戌朔、日、之を食する有り。

冬十二月庚子、襄陽の武侯王濬・卒す。

是の歲、慕容刪、其の下に殺さる。部衆、復た涉歸の子魔を迎へて之を立つ。涉歸、宇文部と素より隙有り。魔、之を討たんと請ふ。朝廷許さず。魔怒り、入りて遼西に寇し、殺略すること甚だ衆し。帝、幽州の軍を遣はして魔を討つ。(一)肥如に戰ふ。魔の衆大に敗る。是より、每歲、邊を犯し、又、東して扶餘を撃つ。扶餘王依慮・自殺す。子弟、走りて沃沮を保つ。魔、其の國城を夷げ、萬餘人を驅りて歸る。

- 【一】 沃沮。今の朝鮮咸鏡北道方面。

七年、春正月甲寅朔、日、之を食する有り。魏舒、疾と稱し、固く位を遜れんと請ひ、劇陽子
 を以て罷む。舒、爲す所、必ず先づ行うて而る後言ふ。位を遜るるの際、
 知る者有る莫し。衛瓘、舒に書を與へて曰はく、「毎に足下と共に此の事
 を論じ、日日未だ果さず。(足下) 之を瞻れば前に在り。忽焉として後に
 在り」と謂ふ可し」と。

夏、慕容廆、遼東に寇す。故の扶餘王依慮の子依羅、見人を帥めて舊國
 に還復せんことを求め、援を東夷校尉何龕に請ふ。龕、督護賈沈を遣
 はし、兵を將ゐて之を送らしむ。廆、其の將孫丁を遣はし、騎を帥めて、
 之を路に邀へしむ。沈、力戦して丁を斬り、遂に扶餘を復す。

秋、匈奴の胡都大博及び萎莎胡、各種落十萬餘口を帥ゐ、雍州に詣り
 て降る。

九月戊寅、扶風の武王駿薨す。冬十一月壬子、隴西王泰を以て關中諸
 軍事を都督せしむ。泰は宣帝の弟胤の子なり。

是の歲、鮮卑の拓跋悉鹿卒す。弟緯立つ

- 【一】 毎に云云。璿も亦位を遜れんと欲し、與に共に此の事を論ずれども、日復た一日、未だ言ふ所を果さず。
- 【二】 之を云云。論語子罕篇の顔淵の言。孔子の盛徳を形容せる語なり。
- 【三】 見人。現存の人。
- 【四】 東夷校尉。蓋し武帝の置く所にして、遼東に治す。
- 【五】 督護。魏晉の間、方鎮に各督護を置く。兵を領するの官。
- 【六】 泰始より以來、鮮卑慕容・拓跋の一部、日に以て強盛なり、故に史、其の世を著はす。

八年、春正月戊申朔、日、之を食する有り。

太廟、殿陥る。(秋)九月、太廟を改營す。作者六萬人。

是の歲、匈奴の都督大豆得一育鞠等、復た衆落萬一千五百口を帥めて來り降る。

九年、春正月壬申朔、日、之を食する有り。

夏六月庚子朔、日、之を食する有り。

郡國三十三、大に旱す。

秋八月壬子、星隕つること雨の如し。

地震ふ。

卷の第八十二

晉紀四

世祖武皇帝下

太康十年、夏四月、太廟成る。乙巳、禘祭す。大赦す。

慕容廆、使を遣はし、降らんと請ふ。五月、

詔して、廆を鮮卑の都督に拜す。廆、何龕に謁見す。士大夫の禮を以て、巾衣して門に到る。龕、兵を嚴して以て之を見る。廆乃ち改めて戎衣を服して入る。人、其の故を問ふ。廆曰はく、「主人、禮を以て客を待たず。客、何をか爲さんや」と。龕、之を聞き、甚だ慙ち、深く之を敬異す。時に鮮卑の宇文氏、段氏、方に疆く、

晉世祖武皇帝太康十年

【一】太康十年。西紀二八九年なり。

【二】禘祭。大合祭なり。毀廟の主を、太祖に陳し、未だ廟を毀たざるの主をも、皆、升して太祖に合食する也。

【三】巾衣。魏晉間、士大夫、尊貴に謁見するに、巾褌を著

するを以て禮と爲す。褌は單衣なり。

【四】胡三省曰はく、降を受くるは敵を受くるが如し。邊に居るの帥、兵を嚴して以て四夷の客を見る、未だ過と爲さざるなり。何ぞ必ずしも以て慙と爲さんやと。

辭を卑くし幣を厚くして

以て之に事ふ。段國單于階、女を以て麴に妻す。鈇・仁・昭を生む。麴、遼東の僻遠なるを以て、徙りて徒河の青山に居る。

冬十月、明堂及び南郊の五帝の位を復す。

十一月丙辰、尙書令濟北の成侯荀勗卒す。勗、才思有り、善く人主の意を伺ふ。是を以て能く其の寵を固くす。久しく中書に在り、専ら機事を管る。尙書に遷るに及びて、甚だ悶恨たり。人、之を賀する者有り。勗曰はく、「我が鳳皇池を奪ふ。諸君何ぞ賀するや」と。

帝、意を聲色に極め、遂に疾を成すに至る。楊駿、汝南王亮を忌み、之を排出す。甲申、亮を以て侍中・大司馬・假黃鉞大都督と爲し、豫州の諸軍事を督し、許昌に治せしめ、南陽王柬を徙して秦王と爲し、關中の諸軍事を都督せしめ、始平王璋を楚王と爲し、荊州の諸軍事を都督せしめ、濮陽王允を淮南王と爲し、揚江二州の諸軍事を都督せしめ、竝に節を假して國に之かきむ。皇子父を立てて長沙王と爲し、穎を成都王と爲し、晏を吳王と爲し、熾を豫章王と爲し、演を代王と爲し、皇孫通を廣陵王と爲す。又、淮南王の子迪を封じて漢王と爲し、楚王の子儀を毗陵王と爲し、

【五】慕容氏・段氏、遂に婚姻の國と爲る。

【六】徒河。縣の名、故城は今の奉天省遼瀋道錦縣の西北にあり、青山はその地の山の名なり。

【七】明堂云云。明堂・南郊より五帝の座を除くこと、七十九卷泰始二年に見ゆ。

【八】悶恨。志を失ひ恨望する貌。

【九】惠帝元康元年、揚州の豫章・鄱陽・廬陵・臨川・南康・建安・晉安、荊州の桂陽・安成・武昌、合せて十郡を割きて江州を置く。此の時未だ江州有らず、疑ふらくは江二の二字は衍ならんか。

【一〇】晉の制、都督諸軍事に使持節あり、持節あり、假節あり。

扶風王暢を徙して順陽王と爲し、暢の弟叡を新野公と爲す。暢は駿の子なり。琅邪王觀の弟澹を東武公と爲し、絳を東安公と爲す。觀は伯の子なり。初め帝、才人謝玖を以て太子に賜ふ。皇孫通を生む。宮中、嘗て夜、火を失す。帝、樓に登りて之を望む。通、年五歳。帝の裾を牽きて闇中に入りて曰はく、「暮夜倉猝なり。宜しく非常に備ふべし。人主を照見せしむ可からず」と。帝、是に由りて之を奇とす。嘗て羣臣に對し、「通、宣帝に似たり」と稱す。故に天下、咸、之に歸仰す。帝、太子の不才なるを知る。然れども通の明慧なるを恃む。故に廢立の心無し。復た王佑の謀を用ひ、太子の母弟東・璋・允を以て、分ちて要害を鎮せしむ。又、楊氏の偏らんことを恐れ、復た佑を以て北軍中候と爲し、禁兵を典らしむ。帝、皇孫通の爲めに、高く僚佐を選び、散騎常侍劉寔が志行清素なるを以て、命じて高陵王の傅と爲す。寔、時俗・進趣を喜み廉讓少きを以て、(警テ崇讓)初めて官に除せられ謝章を通ずる者をして、必ず賢を推し能に譲りて、乃ち之を通ずるを得しめ、一官缺くるときは、則ち人の讓る所と爲ること最も多き者を選びて之を用ひんことを欲し、以爲はく、「人情、争ふときは則ち己の如かざる所を毀らんと欲し、讓るときは則ち競うて己に勝れるを

リ。使持節は二千石以下を殺すを得。持節は官位無き人を殺す、若し軍事には使持節と同じ。假節は惟だ軍事のみに軍令を犯す者を殺すを得。

【一】晉の制、宗室の、郡公に封ぜらるる者は、制度、小國の王の如し。

【二】才人。女官の位、美人に次ぐ。晉の武帝、漢魏の制を采り、三夫人・九嬪の下に、美人・才人・中才人あり、爵、千石以下に視ふ。

【三】王佑。王濟の弟なり。羊祐と竝に文帝に事ふ、帝これを寵任す。

【四】要害。雍・荆・揚の地をいふ。

推す。故に世争ふときは則ち優劣分ち難く、時讓るときは則ち賢智顯れ出づ。此の時に當りてや、能く身を退け己を脩むるときは、則ち之に讓る者多し、貧賤を守らんと欲すと雖も、得可からざるなり。馳騫進趨して、而も人に譲られんことを欲するは、猶ほ却行して而も前まんことを求むるがごときなり」と。淮南の相劉頌上疏して曰はく、「陛下、以へらく、法禁寛縱なること、之を積むこと素有り、未だ一旦に直繩を以て下を御す可からずと。此れ誠に時の宜しきなり。然れども世を矯め弊を救ふに至りては、自ら宜しく漸く清肅に就くべし。譬へば猶ほ舟を行るがごとし。迅流を横截せずと雖も、然れども當に漸靡して往き、稍く趨く所に向ふべし。然る後濟るを得るなり。」

【一五】 漸靡。次第になびき従ふこと。水の勢に因りて漸靡して舟を行るをいふ。

【一六】 泰始云云。帝、禪を受け

【一七】 叔世。末世なり。

泰始より以來、將に三十年ならんとす。凡そ諸の事業、既往よりも茂ならず。陛下の明聖を以て、猶ほ未だ叔世の敵に反して、以て始初の隆を成し、之を後世に傳へず。慮無からざらんや。夫の異時をして、大業或は安んせざる有らしめば、其の憂責、猶ほ陛下に在らん。臣聞く、社稷の計を爲すは、親賢を封建するに若くは莫しと。然れども宜しく審かに事執を量るべし。諸侯の義に率つて動く者をして、其の力、以て京邑を維持するに足らしむ可し。若し禍心を包藏せば、其の執、獨り以て爲す有るに足らざらしめよ。其の此を濟ふること甚だ難し。陛下、宜しく古今に達するの士と、

深く共に之を籌るべし。周の諸侯、罪有れば、其の身を誅放すれども、而も國祚浪びず。漢の諸侯、罪有り、或は子無き者は、國隨つて以て亡ぶ。今、宜しく漢の敵に反し、周の舊に循ふべし。則ち下固くして上安からん。天下は至大、萬事は至衆。人君は至少、天日に同じ。是を以て、聖王の化は、要を己に執り、務を下に委ぬ。勞を惡みて逸を好むに非ず。誠に政體宜しく然るべきを以てなり。夫れ事の始に居りて以て能否を別つは、甚だ察し難きなり。成敗に因りて以て功罪を分つは、甚だ識り易きなり。今、陛下、毎に始を造すに精しくして、終を考するに怠る。此れ政功の未だ善からざる所以なり。人主、誠に能く易に居り要を執り、功罪を成敗の後に論ずれば、則ち羣下、其の誅賞を逃るる所無し。古は六卿、職を分ち、冢宰を師と爲す。秦漢已來、九列、事を執り、丞相・都總す。今、尙書制斷し、諸卿、成を奉ず。古制に於て、太だ重しと爲す。衆事を出して、外寺に付し、之を専らにするを得しめ、尙書は大綱を統領すること。丞相の爲の若くす可し。歲終に、功を課し簿を校し、賞罰せんのみ。斯れ亦可なり。今、動くに皆成を上を受く。上の失ふ所、復た以て下を罪するを得ず。歲終に、事功建たざるも、責むる所を知らざるなり。夫れ細過謬妄は、

【一八】 周云云。周、齊の哀公を烹て、而も其の弟靜を立て、宣王、魯侯伯御を誅して而も孝公を立てるの類の如し。

【一九】 易。簡易。

【二〇】 六卿。周禮に、天官冢宰・地官司徒・春官宗伯・夏官司馬・秋官司寇・冬官司空、是れを六卿と爲す、而して冢宰これを總ぶ。

【二一】 今云云。漢の光武以來、吏事を以て尙書を責め、事臺閣に歸し、諸卿は成を奉ずるのみ。

【二二】 外寺。諸卿の官廳。寺は官廳をいふ。

人情の必ず有る所なり。而して悉く糾すに法を以てせば、則ち朝野、立人無からん。近世以來、
 監司たる者、類ね大綱をば振はずして、微過をば必ず擧ぐ。蓋し豪彊を畏避するに由る。而して
 又、職事の曠しきを懼れ、則ち密網を謹みて以て微罪を羅し、奏効をして相接せしむ。狀、公を盡す
 に似たれども、法を撓ますこと其の中に在り。是を以て、聖王は、碎密の案を善しとせずして、必
 ず凶猾の奏を責む。則ち政を害するの姦、自然に禽にせらる。夫れ創業の勳は、教を立て制を定
 むるに在り。遺風をして人心を繋ぎ、餘烈をし
 て幼弱を匡さしむ。後世、之に憑れば、昏しと
 雖も猶ほ明かなるがごとく、愚なりと雖も智な
 るが若し。乃ち尙ぶに足るなり。夫の官署を
 脩飾するに至るまで、凡そ諸の作役は、恒に、
 太だ過ぐるを傷む。擧らざるを患へず。此れ將來、陛下を須たすして自ら能くする所の者なり。今、
 須たざる所を勤め、以て憑る所を傷るは、竊に以て過てりと爲す」と。帝、皆用ふる能はず。

【三】立人。晉書劉頌傳には全人に作る。
 【四】監司。御史臺の官及び諸州の刺史は皆監司なり。
 【五】碎密。繁瑣微密。
 【六】法制修まり明かなるとき

は、後嗣昏愚なりと雖も、據依する所あり、其治猶ほ明智の爲の若きを言ふ。
 【七】時に匈奴五部の帥を改めて五部都尉と爲す。
 【八】奚軻。夷種なり。

詔して、劉淵を以て匈奴北部の都尉と爲す。淵、財を輕んじ施を好み、心を傾け物に接す。五部の豪傑、幽冀の名儒、多く往きて之に歸す。奚軻の男女十萬口、來り降る。

孝惠皇帝上の上

永熙元年、春正月辛酉朔、太熙と改元す。

己巳、王渾を以て司徒と爲す。

司空侍中尙書令衛瓘の子宣、繁昌公主に尙す。宣、酒を嗜み、過失多

し。楊駿、瓘を惡み、之を逐はんと欲す。乃ち黃門と謀り、共に宣を毀り、

武帝に勸めて公主を奪はしむ。瓘慙ぢ懼れ、老を告げ位を遜る。詔して、

瓘の位を太保に進め、公を以て第に就かしむ。

劇陽の康子魏舒・薨す。

三月甲子、右光祿大夫石鑿を以て司空と爲す。

帝、疾篤し。未だ顧命有らず。勳舊の臣、多く己に物故す。侍中車騎將

軍楊駿、獨り疾に禁中に侍す。大臣、皆、左右に在るを得ず。駿因つて輒

ち私意を以て、要近を改易し、其の心腹を樹つ。會、帝、小しく聞え、其

の新に用ふる所の者を見、色を正しうして駿に謂つて曰はく、「何ぞ便ち爾を得る」と。時に汝

南王亮、尙ほ未だ發せず。乃ち中書をして詔を作らしめ、亮を以て駿と同じく政を輔けしめ、又、

【一】孝惠皇帝。諱は衷、字は正度、武帝の第二子なり。
 【二】永熙元年。西紀二九〇年なり。ここに記するが如く、正月朔、武帝は太熙と改元せるを、三月、帝崩じて惠帝立つや、更に改元して永熙といへるなり。
 【三】公。瓘は、富陽公に封ぜらる。
 【四】要近。重要親近の官職に在る人。
 【五】汝南王亮。去年、亮をして出でて豫州を督せしむ。

朝士の・聞望有る者數人を擇びて之を佐けしめんと欲す。駿、中書より詔を借りて之を觀、得て便ち藏め去る。中書監華廙、恐懼し、自ら往きて之を索む。終に・與へず。會帝復た迷亂す。皇后、「駿を以て政を輔けしめん」と奏す。帝、之を領く。夏四月辛丑、皇后、華廙及び中書令何劭を召し、口づから帝の旨を宣べ、詔を作らしめ、駿を以て太尉・太子太傅・都督中外諸軍事・侍中・錄尚書事と爲す。詔成り、后、廙・劭に對し以て帝に呈す。帝、視て言無し。廙は、敵の孫、劭は曾の子なり。遂に汝南王亮を趣して鎮に赴かしむ。帝尋いで小しく問え、「汝南王來れりや未だしや」と問ふ。左右、「未だ至らず」と言ふ。帝遂に、困篤し、己酉、含章殿に崩す。(十五年)帝、字量弘厚、明達にして、謀を好み、直言を容納し、未だ嘗て色を人に失はず。太子、皇帝の位に即き、大赦し、(二〇)改元し、皇后を尊びて皇太后と曰ひ、妃賈氏を立てて皇后と爲す。楊駿入りて、(二二)太極殿に居る。(二三)梓宮將に殯せんとし、六宮出でて辭す。而るに駿、殿を下らず、虎賁百人を以て自ら衛る。石鑿と中護軍張劭とに、詔して、山陵を作るを監せしむ。汝南王亮、駿を畏れ、敢て(宮ニ入)喪に臨まず。(二四)大司馬門外に哭し、出でて城外に營し、表して・葬を過ぎて(鎮)行かんことを求む。「亮、兵を擧げて駿を討たんと欲す」と告ぐる者或り。駿大に懼れ、太后に白し、帝をして手詔を爲らしめ、石鑿・張劭に與へ、陵兵を帥りて亮を討たしむ。劭は駿の甥なり。即ち所領を帥り、鑿を趣して速かに發せんとす。鑿、以て然らずと爲し、之を保持す。亮、計を廷尉何晏に問ふ。晏曰はく、「今、朝野、皆、心を公に歸す。公、(何)人を討たずして、人の討つを畏るるや」と。亮、敢て發せず。夜馳せて許昌に赴く。乃ち免るを得たり。駿の弟濟及び甥河南の尹李斌、皆、駿に勸めて亮を留めしむ。駿從はず。濟、尙書左丞傅咸に謂つて曰はく、「家兄、若し大司馬を徵し、身を退けて之を避けば、門戸庶幾はくは全うす可からん」と。咸曰はく、「宗室・外戚は、相恃みて安と爲す。但だ大司馬を召して還らしめ、共に至公を崇びて以て政を輔けば、避くるを爲す無きなり」と。濟、又、侍中石崇をして、駿を見て之を言はしむ。駿從はず。五月辛未、武帝を峻陽陵に葬る。楊駿、自ら・素より美望無きを知り、魏の明帝の即位の故事に依り・普く封爵を進め、以て媚を衆に求めんと欲す。左軍將軍傅祗、駿に書を與へて曰はく、「未だ帝王始めて崩じて、臣下、功を論ずる者有らざるなり」と。駿從はず。祗は、(二五)殷の子なり。丙子、詔して、中外の羣臣、皆、位一等を増し、喪事に預る者は二等を増し、二千石已上は、皆、(二六)關中侯に封じ、租調を復すること一年。(二七)散

- 【六】 華歆は漢魏の間に仕へ、何曾は魏晉の間に仕へ、位、皆、公に至る。
- 【七】 困篤。病危篤となる也。
- 【八】 含章殿。蓋し皇后宮中に在り。
- 【九】 字量。器字度量。
- 【一〇】 太極殿を改めて永熙と爲すなり。
- 【一一】 太極殿。前殿なり。
- 【一二】 時に梓宮蓋し含章殿より徙りて太極殿に殯するなり。
- 【一三】 大司馬門外云云。亮は未だ鎮に行かずして、府中に留まり居たりしが、駿を畏れて敢て宮に入りて哭せざりしなり。君父の喪を門外に哭するは禮にあらざるなり。

- 【一】 保持。亮が兵を擧げざるを保證して、亮を討つ兵を保持して發せざる也。
- 【二】 殷。傅祗。魏に仕へて嘉平・正元の間に顯る。
- 【三】 關中侯。關内侯の下に位す。共に爵名ありて封土なきものなり。
- 【四】 散騎常侍。當に侍中に作るべし。

騎常侍石崇・散騎侍郎何攀、共に上奏して以爲はく、「帝、位を東宮に正すこと、二十餘年、今、大業を承く。而して賞を班ら爵を行ふこと、秦始皇の革命の初め及び諸將が呉を平げし功よりも優るは、輕重稱はず。且つ大晉、世を卜すること窮り無し。今の・制を開くこと、當に後に垂るべし。若し爵有り必ず進めば、則ち數世の後、公侯に非ざるもの莫からん」と。從はず。詔して、太尉駿を以て太傅・大都督と爲し、黃鉞を假し、朝政を録し、百官、己を總べて以て聽かしむ。傅咸、駿に謂つて曰はく、「諒闇行はれざることを久し。今、聖上謙沖にして、政を公に委ぬ。而して天下、以て善と爲さず。懼らくは明公未だ當り易からざらんことを。」周公は大聖なるすら、猶ほ流言を致せり。況んや、聖上の春秋、成王の年に非ざるをや。竊に謂ふに、山陵(事)既に畢らば、明公、當に審かに進退の宜しきを思ふべし。苟くも以て其の忠款を察する有らば、言豈に多きに在らんや」と。駿從はず。咸數諫む。駿漸く平かならず。咸を出して郡守と爲さんと欲す。李斌曰はく、「正人を斥逐せば、將に人望を失はんとす」と。乃ち止む。楊濟、咸に書を遺りて曰はく、「諺に云はく、(一)子を生みて癡ならば、官事を了せん」

【一】諒闇云云。漢の文帝のとき喪を輕くするの詔有りしより、諒闇三年の制行はれざること久し。

【二】周の成王幼沖にして、周公、政を攝するや、四國流言せり。

【三】聖上云云。帝、秦始皇二年。

皇太子と爲る。時に年九歳。是に至りて三十二歳なり。

【三】子云云。官事を處するに餘りに明察なるべからず、稍癡愚なるが如くにして、知れども知らざるふりをなすべきを言ふ。

と。官事は未だ了し易からざるなり。頭を破らんことを想慮す。故に具に白す有り」と。咸、復書して曰はく、「衛公、言へる有り、酒色、人を殺すこと、直を作すよりも甚だし」と。酒色に坐して死するも、人、悔ゆるを爲さず。而るに逆め、直を以て禍を致さんことを畏るは、此れ心正しき能はざるに由り、苟且を以て明哲と爲さんと欲するなるのみ。古より、直を以て禍を致す者は、當に枉れるを矯めて正しきに過ぎ、或は忠篤ならず、充厲を以て、聲を爲さんと欲するに由るべし。故に忿を致すなるのみ。安んぞ、慳慳として忠益して、返つて怨疾せらるる有らんや」と。楊駿、賈后の險悍にして權略多きを以て、之を忌む。故に其の甥段廣を以て散騎常侍と爲し、機密を管らしめ、張劭を中護軍と爲し、禁兵を典らしむ。凡そ詔命有れば、帝、省し訖り、入りて太后に呈し、然る後之を行ふ。駿、政を爲す、嚴碎專復なり。中外多く之を惡む。馮翊の太守孫楚、駿に謂つて曰はく、「公、外戚を以て、伊霍の任に居る。當に至公誠信謙順を以て之に處るべし。今、宗室彊盛なるに、而も公、與に共に萬機に參せず、内には猜忌を懷き、外には私昵を樹つ。禍至ること日無からん」と。駿從はず。楚は、資の孫なり。弘訓の少府副欽は、駿の姑の子なり、

【三】頭を云云。咸が直言を以て禍を致さんことを慮る也。

【三】苟且云云。時に曰はく、既に明且つ哲、以て其の身を保つと。此れ、世人の直言する能はず、特に苟且を以て身を保つ計と爲すのみなるを言ふ。

【四】聲。名聲。

【五】慳慳。誠懇なる貌。

【六】伊霍。伊尹・霍光。

【七】資。孫資。魏の三祖に事へて機密を掌る。

【八】弘訓の少府。景皇后。弘訓宮に居り、少府を置く。

數、直言を以て駁を犯す。他人、皆、之が爲めに懼る。欽曰はく、【二】楊文長は聞しと雖も、猶ほ人の罪無きを知る。妄に殺す可からず。我を疎んずるに過ぎじ。我、疎んせらるるを得ば、乃ち以て免る可し。然らずんば、之と俱に族せられん」と。駁、【三〇】匈奴の東部の人王彰を辟して司馬と爲す。彰、逃避して受けず。其の友、【三一】新興の張宣子、怪しみて之を問ふ。彰曰はく、「古より、一姓に二后あるは、未だ敗れざる有らず。況んや楊太傅は、小人を昵近し、君子を疎遠し、權を専らにし自ら恣にす。敗れること日無からん。吾、海を踰え塞を出でて以て之を避くとも、猶ほ禍に及ばんことを懼る。奈何ぞ其の辟に應せんや。且つ武帝、社稷の大計を惟はず、嗣子、既に負荷する克はず、遺を受くる者、復た其の人に非ず。天下の亂るること、立ちて待つ可きなり」と。秋八月壬午、廣陵王遼を立てて皇太子と爲し、中書監何劭を太子太師と爲し、衛尉裴楷を少師と爲し、吏部尚書王戎を太傅と爲し、前の太常張華を少傅と爲し、衛將軍楊濟を太保と爲し、尚書和嶠を少保と爲す。太子の母謝氏を拜して淑媛と爲す。賈后、常に謝氏を別室に置き、太子と相見るを聽さず。初め和嶠、嘗て從容として武帝に言つて曰はく、「皇太子、淳古の風有り。而して末世は僞多し。恐らくは陛下の家事を了せざらん」と。武帝、默然たり。後、荀勗等と同じく武帝に侍す。武帝曰はく、「太子近ごろ入朝せしが、差長

【二九】 楊文長。楊駿。字は文長。
 【三〇】 匈奴の東部。即ち匈奴の左部なり。太原の茲氏縣に居る。
 【三一】 新興。郡の名、今の山西省の西北部の地。
 【三二】 淑媛。九嬪の一。淑妃・淑媛・淑儀・脩華・脩容・脩儀・婕妤・容華・充華を九嬪と爲す。

進せり。卿、俱に之に詣り。粗ば世事に及ぶ可し」と。既に還り、勗等竝に稱す、「太子、明識雅度、誠に明詔の如し」と。嶠曰はく、「聖賢、初の如し」と。武帝、悦ばずして起つ。帝位に即くに及びて、嶠、太子遙に從つて入朝す。賈后、帝をして問はしめて曰はく、「卿、昔、我を家事を了せじと謂へり。今日、定めて如何」と。嶠曰はく、「臣、昔、先帝に事へしとき、曾て斯の言有りき。言の效あらざるば、國の福なり」と。

冬十月辛酉、石鑿を以て太尉と爲し、隴西王泰を司空と爲す。
【三三】 劉淵を以て建威將軍・匈奴五部の大都督と爲す。

元康元年、春正月乙酉朔、永平と改元す。

初め賈后の太子妃たるや、嘗て妬を以て手づから數人を殺す。又、戟を以て孕妾に擲つ。子、刃に隨つて墮つ。武帝大に怒り、金墉城を脩め、將に之を廢せんとす。荀勗・馮統・楊球及び充華・趙粲、共に之を營救して曰はく、「賈妃は年少し。妬は婦人の常情なり。長ずるときは自ら當に差ゆべし」と。楊后曰はく、「賈公閭は、社稷に大勳有り。妃は親しく其の女なり。正に復た妬忌すとも、豈に遽に其の先徳を忘る可けんや」と。妃、是に由りて、廢せられざるを得たり。后數、妃を誡厲す。妃、后が己を助くるを知らず、返つて后を以

【三二】 淵が五部大都督と爲れるは、左國城大單子の權輿なり。
 【三三】 元康元年。西紀二九一年なり。楊駿、政を執り、永平と改元せしむ、駿誅せられて、更にこの元康と改めたるなり。
 【三四】 賈公閭。賈充、字は公閭。晉の魏に代るや、充の力多きに居る。

て已を武帝に構ふと爲し、更に之を恨む。帝位に即くに及びて、賈后、肯て婦道を以て太后に事へず。又、政事に干預せんと欲すれども、太傅駿に抑へらる。殿中郎渤海の孟觀・李肇は、皆、駿の禮せざる所なり。陰に駿を構へて云はく、『將に社稷を危くせん』と。黄門董猛、素より東宮に給事し、寺人監たり。賈后、密に猛をして觀・肇と與に、駿を誅し太后を廢せんことを謀らしめ、又、肇をして汝南王亮に報せしめ、(亮)兵を擧げて駿を討たしめんとす。亮可かず。肇、都督荆州諸軍事楚王瑋に報す。瑋、欣然として之を許す。乃ち入朝せんことを求む。駿、素より瑋の勇銳なるを憚り、之を召さんと欲すれども未だ敢てせず、其の朝せんことを求むるに因りて、遂に之を聽す。二月癸酉、瑋及び都督揚州諸軍事淮南王允・來朝す。三月辛卯、孟觀・李肇、帝に啓し、夜、詔を作り、駿、謀反すと誣ひ、中外戒嚴し、使を遣はし、詔を奉じて駿を廢し、侯を以て第に就かしめ、東安公綏に命じ、殿中四百人を帥ゐて駿を討たしめ、楚王瑋をして司馬門に屯せしめ、淮南の相劉頌を以て屯衛せしむ。段廣、跪きて帝に言つて曰はく、『楊駿は、孤公にして子無し。豈に反する理有らんや。願はくは陛下、之を審かにせよ』と。帝答へず。時に駿、曹爽の故府に居る。武庫の南に在り。内に

- 【三】 晉の制、二衛に殿中將軍・中郎・校尉・司馬を置く。
- 【四】 寺人監。東宮の諸閹(宦官)を主る。
- 【五】 侯。駿さきに臨晉侯に封ぜらる。
- 【六】 三公尙書。漢の成帝、三公尙書を置き、斷獄を主らしむ。
- 【七】 段廣は駿の甥なり。駿、廣をして近侍と爲りて以て左右の已を問するを防がしむ、然れども終に益無きなり。

變有りと聞き、衆官を召して之を議す。太傅の主簿朱振、駿に説きて曰はく、『今、内に變有るは、其の趣知る可し。必ず是れ鬪鬪、賈后の爲めに謀を設け、公に利あらざらん。宜しく雲龍門を燒きて以て之を脅し、事を造す者の首を索め、萬春門を開き、東宮及び外營の兵を引き、皇太子を擁して宮に入り、姦人を取るべし。殿内震ひ懼れ、必ず斬りて之を送らん。然らずんば、以て難を免るる無からん』と。駿素より怯懦にして決せず。乃ち曰はく、『雲龍門は、魏の明帝の造る所、功費甚だ大なり。奈何ぞ之を燒かん』と。侍中傅祗、駿に白す、『請ふ尙書武茂と與に宮に入り、事教を觀察せん』と。因つて羣僚に謂つて曰はく、『宮中は宜しく空しくすべからず』と。遂に揖して階を下る。衆皆走る。茂猶は坐す。祗顧みて曰はく、『君は天子の臣に非ずや。今、内外隔絶し、國家の在る所を知らず。何ぞ安坐するを得ん』と。茂乃ち驚き起つ。駿の黨、左軍將軍劉豫、兵を陳して門に在り。右軍將軍裴頌に遇ひ、太傅の在る所を問ふ。頌、之を給きて曰はく、『向に西掖門に於て、公が素車に乗り二人を從へて西に出づるに遇へり』と。豫曰はく、『吾、何にか之かん』と。頌曰はく、『宜しく廷尉に至るべし』と。豫、頌の言に従ひ、遂に(兵)委て去る。尋いで頌に詔して、豫に代りて左軍將軍を領し、萬春門に屯せしむ。頌は、秀の子なり。皇太后、帛に題して書を爲り、之を城外に射

- 【八】 雲龍門。洛陽宮城の正南門。
- 【九】 萬春門。東門。
- 【一〇】 國家。天子を謂ふ。
- 【一一】 晉に左軍・右軍・前軍・後軍あり、是れを四軍と爲す。
- 【一二】 秀。裴秀、七十八卷魏の元帝咸熙元年に見ゆ。

る。曰はく、「太傅を救ふ者は賞有り」と。賈后因つて宣言す、「太后同じく反す」と。尋いで殿中の兵出で、駿の府を焼く。又、弩手をして閣上に於て、駿の府に臨みて之を射しむ。駿の兵、皆、出づるを得ず。駿、馬廄に逃る。就きて之を殺す。孟觀等遂に駿の弟、珣・張勳・李斌・段廣・劉豫・武茂及び散騎常侍楊邈・中書令蔣俊・東夷校尉文鴛を收へ、皆、三族を夷ぐ。死する者數千人。珣、刑に臨みて、東安公綏に告げて曰はく、「表、石函に在り。張華に問ふ可し」と。衆謂はく、「宜しく、鍾毓の例に依り、之が爲めに申理すべし」と。綏聽かず。而して賈氏の族黨、趣して刑を行はしむ。珣、號叫して已まず。刑者、刀を以て其の頭を破る。綏は諸葛誕の外孫なり。故に文鴛を思ひ、以て駿の黨と爲して之を誅す。是の夜の誅賞、皆、綏より出で、威、内外に振ふ。王戎、綏に謂つて曰はく、「大事の後、宜しく深く權執に遠ざかるべし」と。綏從はず。壬辰、天下に赦し、改元す。賈后、詔を矯め、後軍將軍荀愷をして、太后を永寧宮に送らしめ、特に太后の母高都君龐氏の命を全くし、太后に就きて居るを聽す。尋いで復た羣公に諷す。有司奏して曰はく、「皇太后、陰に姦謀を漸し。社稷を危くせんと圖り、箭を飛ばして書を繋げ、將士を要募せり。同惡

【三】表云云。珣の表は、八十

帝咸熙元年に見ゆ。

【二六】元康と改元す。

卷武帝咸寧三年に見ゆ。石函

【二五】諸葛誕文鴛の事、七十七

【二七】魏、永寧宮を建て、太后

を作りて、これを宗廟に藏す。

卷魏の高貴郷公甘露三年に見

これに居る。

【二四】鍾毓の例。七十八卷魏元

相濟し、自ら天に絶つ。魯侯、文姜を絶つは、春秋の許す所なり。蓋し祖宗を奉じ、至公に天下に任するなり。陛下、已む無きの情を懷くと雖も、臣下、敢て詔を奉せざらん」と。詔して曰はく、「此れ大事なり。更に之を詳かにせよ」と。有司又奏す、「宜しく太后を廢して、峻陽庶人と曰ふべし」と。中書監張華、議す、「太后、罪を先帝に得るに非ず。今、其の親しむ所に黨す。聖世に母たらずと爲す。宜しく漢の趙太后を廢して孝成后と爲しし故事に依り、皇太后の號を廢し、還た武皇后と稱し、異宮に居き、以て始終の恩を全くすべし」と。左僕射荀愷、太子少師下邳王晃等と議して曰はく、「皇太后、社稷を危くせんと謀る。復た先帝に配す可からず。宜しく尊號を廢し、廢して金墉城に詣らしむべし」と。是に於て、有司奏す、「晃等の議に従ひ、太后を廢して庶人と爲さん」と。詔して可す。又奏す、「楊駿、亂を造し、家屬應に誅すべかりしが、詔して、其の妻龐の命を原し、以て太后の心を慰めたり。今、太后、廢せられて庶人と爲る。請ふ龐を以て廷尉に付して刑を行はん」と。詔して、許さず。有司復た固く請ふ。乃ち之に従ふ。龐、刑に臨むや、太后、抱持して號叫し、髮を截りて稽顙し、上表して、賈后に詣りて、妾と稱し、母の命を全

【二八】魯侯云云。文姜は魯の桓公の夫人なり。齊の襄公、桓公を殺す。文姜與かる。魯の莊公、既に立ち、夫人、齊に逃る。穀梁傳に曰はく、氏姓を言はざるは、これを貶するなり。人の天に於けるや、道を以て命を承く。人に於ける

や、言を以て命を受く。道に若はざれば、天、これを絶つなり。人に若はざれば、人、之れを絶つなりと。

【二九】峻陽。武帝の陵を峻陽と曰ふに因るなり。

【三〇】趙太后云云。三十五卷漢の哀帝元壽元年に見ゆ。

晉孝惠皇帝元康元年

くせんと請ふ。省せられず。(三)董養、太學に遊び、堂に升り、歎じて曰はく、「朝廷、斯の堂を建つるは、將に以て何を爲さんとするか。國家の赦書を覽る毎に、謀反の大逆をも皆赦し、祖父母父母を殺すに至りては、赦さざるは、以て王法の容れざる所と爲すが故なり。奈何ぞ公卿、議に處り、禮典を文飾し、乃ち此に至るか。天人の理既に滅べり。大亂將に作らんとす」と。(養、後、妻ト與ニ荀攸シテ蜀ニ入ル、終ル所ヲ知ラズ)

有司、駿の官屬を收へ、之を誅せんと欲す。侍中傅祗啓して曰はく、「昔、魯芝、曹爽の司馬たり、關を斬りて爽に赴く。宣帝、用ひて青州の刺史と爲せり。駿の僚佐、悉く罪を加ふ可からず」と。詔して、之を赦す。

王寅、汝南王亮を徵して太宰と爲し、太保衛瑾と、皆、尙書の事を録し、政を輔けしむ。秦王東を以て大將軍と爲し、東平王楙を撫軍大將軍と爲し、楚王瑋を衛將軍と爲し、北軍中候を領せしめ、下邳王晃を尙書令と爲し、東安公繇を尙書左僕射と爲し、爵を進めて王と爲す。楙は望の子なり。

【二】董養。汝儀の隱者なり。
 【三】將に云云。學校は孝弟の義を申ぶる所以なり。今、母子の大倫を滅す。則ち學校を建つるは、果して何の爲めぞや。
 【四】魯芝云云。七十五卷魏の邵陵厲公嘉平元年に見ゆ。

董猛を封じて武安侯と爲す。三兄、皆、亭侯と爲る。亮、悦を衆心に取らんと欲し、楊駿を誅するの功を論じ、督將の侯たる者、千八十一人。御史中丞傅咸、亮に書を遣りて曰はく、「今、封賞熾赫として、天地を震動す。古より以來、未だ之れ有らざるなり。功無くして賞を獲るときは、則ち人、國の禍有るを樂しまざるは莫し。是れ禍原、窮り無きなり。凡そ此を作す者は、東安公に由る。人謂

へらく、「殿下既に至らば、當に以て之を正す有るべし」と。之を正すに道を以てせば、衆亦何ぞ怒らん。衆の怒る所は、平かならざるに在るのみ。而るに今皆更に倍論す。望を失はざるもの莫し」と。

亮頗る權裁を専らにす。咸復た諫めて曰はく、「楊駿は、主を震ふの威有り、親戚に委任す。此れ天下の誼譁せる所以なり。今の重きに處るは、宜しく此の失に反し、靜黙して神を頤ふべし。大なる得失有るときは、乃ち之を維持し、大事に非ざるよりは、一に皆抑遣せよ。比、尊門に過るとき、冠蓋車馬、街衢に填塞せり。(五)此の翕習、既に宜しく弭息すべし。

【一】倍論。亮が功を論じ賞を行ふこと、東安公の時に倍するをいふ。
 【二】翕習。衆人集合して相因りて至るなり。
 【三】夏侯長容。夏侯駿、字は長容。
 【四】晉の文帝、中衛及び衛將軍を置く。武帝、命を受け、分ちて左右衛將軍と爲す。
 【五】賈后の女弟賈午、韓壽に適き、讒を生む。賈充、後無し、讒を以て後と爲す。
 【六】帶方。郡の名、今の朝鮮の京畿道及び忠清北道の地。

又、夏侯長容は、功無きに、暴に擢でられて少府と爲る。論者謂へらく、「長容は、公の姻家なり。故に此に至れり」と。四方に流聞するは、益を爲す所以に非ざるなり」と。亮、皆、從はず。賈后の族兄車騎司馬模、從舅右衛將軍郭彰、女弟の子賈謐、楚王瑋、東安王繇と、竝に國政に預る。賈后、暴戾日に甚だし。繇密に、后を廢せんと謀る。賈氏、之を憚る。繇の兄東武公濟、素より繇を惡み、屢、之を太宰亮に譖して曰はく、「繇専ら誅賞を行ひ、朝政を擅にせんと欲す」と。庚戌、詔して繇の官を免じ、又、悖言有るに坐し、廢して帶方に徙す。是に於て、賈謐、郭彰、權裁愈、盛に、賓客、門に盈つ。謐、驕奢なり

と雖も、而も學を好み、喜みて士大夫を延く。郭彰・石崇・陸機・機の弟雲・和郁及び【三〇】滎陽の潘岳・清河の崔基・勃海の歐陽建・【三一】蘭陵の繆徵・京兆の杜斌・摯虞・琅邪の諸葛詮・弘農の王粹・【三二】襄城の杜育・南陽の鄒捷・齊國の左思・沛國の劉瓌・周恢・安平の牽秀・潁川の陳彤、

高陽の許猛・彭城の劉訥・中山の劉興・興の弟琨、皆、謚に附く。號して二十四友と曰ふ。郁は嶠の弟なり。崇と岳と、尤も謚に諂事し、毎に謚及び廣城・君郭槐の出づるを候ひ、皆、車路の左に降り、塵を望みて拜す。

太宰亮・太保瓊、楚王瑋が剛愎にして殺を好むを以て、之を惡み、其の兵權を奪はんと欲し、臨海侯裴楮を以て、瑋に代りて北軍中候と爲す。瑋怒る。楮、之を聞き、敢て拜せず。亮復た瓊と謀り、瑋を遣りて諸王と與に國に之かしましむ。瑋益々忿怒す。瑋の長史公孫宏・舍人岐盛、皆、瑋に寵有り、瑋に勸めて、自ら賈后に昵ましましむ。后、瑋を留めて、太子少傅を領せしむ。盛素より楊駿に善し。衛瓊、其の反覆を惡み、將に之を收へんとす。盛乃ち宏と謀り、積弩將軍李肇に因り、矯りて瑋の命と稱し、亮・瓊を賈后に諂して云はく、

『將に廢立を謀らんとす』と。后素より【三三】瓊を怨み、且つ、二公政を執り、己專恣するを得ざるを患ふ。夏六月、后、帝をして手詔を作りて瑋に賜はしめて曰はく、『太宰・太保、伊霍の事を爲さんと

欲す。王、宜しく詔を宣べ、淮南・長沙・成都王をして諸宮門に屯せしめ、亮及び瓊の官を免すべし』と。夜、黃門をして齎して以て瑋に授けしむ。瑋、覆奏せんと欲す。黃門曰はく、『事恐らくは漏泄せん。密詔の本意に非ざるなり』と。瑋も亦、此に因りて私怨を復せんと欲し、遂に【三四】本軍を勸し、復た詔と矯り、【三五】三十六軍を召し、告げて以はく、『二公潛に不軌を圖る。吾、今、詔を受け、中外の諸軍を都督す。諸の直衛に在る者は、皆、嚴に警備を加へよ。其の外營に在るは、便ち相帥

て、徑に行府に詣り、順を助けて逆を討て』と。又、詔と矯り、亮・瓊の官屬は、一に問ふ所無く、皆、之を罷遣す、『若し詔を奉せずんば、便ち軍法をもて事に從はん』と。公孫宏、

李肇を遣はし、兵を以て亮の府を圍ましめ、侍中清河王遐をして瓊を收へしむ。【三六】亮の帳下督李龍曰はく、『外に變有り。請ふ之を拒がん』と。亮聽かず。俄にして兵、牆に登りて大呼す。亮驚きて曰はく、『吾、貳心無し。何が故に此に至れる。詔書、其れ見る可きか』と。宏等許さず、兵を趣して之を攻めしむ。長史劉準、亮に謂つて曰はく、『此を觀るに、必ず是れ姦謀ならん。府中の俊父、林の如し。猶ほ力戰す可し』と。又、聽かず。遂に肇に執へらる。歎じて曰はく、『我の赤心、破りて天下に示す可きなり』と。世子矩と俱に死す。衛瓊の左右も亦、遐が詔を矯むるを疑ひ、『請ふ之を

【三〇】 武帝の泰始二年、河南を分ちて滎陽郡を置く。
【三一】 是の年、東海を分ちて蘭陵郡を置く。
【三二】 武帝泰始二年、汝南を分ちて襄城郡を置く。
【三三】 泰始元年、河間の涿郡を分ちて高陽國を置く。
【三四】 敢て拜せず。敢て中候の職を拜受せざる也。
【三五】 瓊を怨む。瓊が牀を撫するの事を以てなり。八十卷武帝咸康四年に見ゆ。

【三六】 本軍。瓊が掌る所の北軍なり。
【三七】 三十六軍。晉の洛城の内外の三十六軍。
【三八】 晉の制、諸公及び諸大將軍には、皆、帳下督及び門下督を置く。

晉孝惠皇帝元康元年

拒がん。自ら表して報を得るを須ちて、戮に就くとも未だ晩からじ」と。瓊聽かず。初め瓊、司空たりしとき、帳下督榮晦、罪有り、之を斥け遣る。是に至りて、晦、退に從つて瓊を收へ、輒ち瓊及び子孫共に九人を殺す。退、禁する能はず。岐盛、瓊に説く、「宜しく兵執に因り、遂に賈・郭を誅し、以て王室を正し、天下を安んずべし」と。瓊猶豫して未だ決せず。會、天明く。太子少傅張華、董猛をして賈后に説かして曰はく、「楚王既に二公を誅せり、則ち天下の威權盡く之に歸せん。人主何を以てか自ら安んぜん。宜しく瓊の專殺の罪を以て之を誅すべし」と。賈后も亦、此に因りて瓊を除かんと欲し、深く之を然りとす。是の時、内外擾亂し、朝廷恟懼し、出づる所を知らず。張華、帝に白し、殿中將軍王宮を遣はし、驄虞幡を齎し、出でて衆を麾きて、「楚王、詔を矯む。聽く勿かれ」と曰はしむ。衆、皆、仗を釋てて走る。瓊の左右、復た一人無く、窘迫して爲す所を知らず。遂に之を執へ、廷尉に下す。乙丑、之を斬る。瓊、懷中の青紙詔を出し、涕を流して以て監刑尙書劉頌に示して曰はく、「幸に體を先帝に託せるに、而も枉を受くること乃ち此の如きか」と。公孫宏・岐盛、竝に三族を夷げらる。瓊が兵を起すや、隴西王泰、兵を嚴し、將に瓊を助けんとす。祭酒丁綏

【元】司空。武帝の太康三年、瓊、司空と爲り、永熙元年、免す。
 【四〇】驄虞幡。幡の名。晉の制、白虎幡・驄虞幡あり。白虎は威猛にして殺を主る、故に以て戰を督す。驄虞は仁獸なり、故に以て兵を解く。
 【四一】泰。宣帝の弟の子。
 【四二】宰相。泰、時に司空たり。晉の公府には西東閣祭酒あり。
 【四三】參衆定問。泰に實情を探る也。
 【四四】春秋の失。春秋公羊傳に

諫めて曰はく、「公は、宰相たり。輕しく動く可からず。且つ夜中倉猝なり。宜しく人を遣はして參衆定問せしむべし」と。泰乃ち止む。衛瑾の女、國臣に書を與へて曰はく、「先公の名諡未だ顯れず。毎に怪しむ、一國、蔑然として言ふもの無きを。春秋の失、其の咎安にか在る」と。是に於て、太保の主簿劉繇等、黃幡を執り、登聞鼓を擣ち、上言して曰はく、「初め詔を矯むる者至るや、公（詔シテ當ニ宮ヲ免スベキヲ承リ）即ち章綬を奉送し、（兵仗有リト雖モ、）單車にして命に従へり。矯詔の文の如き、唯だ公の官を免するのみ。而るに故の給使榮晦、輒ち公父子及び孫を收へ、一時に斬戮せり。乞ふ情偽を驗盡し、加ふるに明刑を以てせんことを」と。乃ち詔して、榮晦を族誅し、亮の爵位を追復し、諡して文成と曰ひ、瓊を封じて蘭陵郡公と爲し、諡して成と曰ふ。是に於て、賈后、朝を専らにし、親黨に委任す。賈模を以て散騎常侍と爲し、侍中を加ふ。賈謐、后と謀り、張華が庶姓にして上に逼るの嫌無く、而して儒雅にして籌略有り、衆望の依る所と爲るを以て、委ぬるに朝政を以てせんと欲すれども、疑うて未だ決せず。以て表頌に問ふ。頌、之を贊成す。乃ち華を以て侍中・中書監と爲し、頌を侍中と爲し、又、安南將軍裴楷を以て中書令と爲し、侍中を加へ、右僕射王戎と、竝に機要を掌らしむ。華、忠を帝室に盡し、

曰はく、春秋に、君弑せられ、賊を討たざるは、以て臣子無しと爲すなりと。君弑せられて、臣、賊を討たざるは、臣に非ざるなり。子、讐を復せざるは、子に非ざるなり。
 【四五】登聞鼓。大寢の門外に建てたる鼓にして、窮冤して職を失へる者、又は變事を上る者來りて此の鼓を撃ち、以て上聞に達する也。
 【四六】庶姓。同姓に非ざる也。
 【四七】裴頌に問ふ。廣城君郭槐は、頌の從母なり。故に賈氏、頌を親信す。

遺闕を彌縫す。賈后、凶險なりと雖も、猶ほ華を敬重するを知る。賈模、華・頴と、心を同じくして

政を輔く。故に數年の間、闇主上に在りと雖も、而も朝野安靜なるは、華等の功なり。

秋七月、(四八)荆・揚の十郡を分ちて江州と爲す。

八月辛未、隴西王秦の世子越を立てて東海王と爲す。

九月甲午、秦の獻王東・薨す。

辛丑、征西大將軍梁王彤を徵して衛將軍と爲し、尙書の事を録せしむ。

二年、春二月己酉、故の楊太后、金墉城に卒す。是の時、太后尙ほ侍御

十餘人有り。賈后、悉く之を奪ふ。膳を絶つこと八日にして卒す。賈后、

太后・靈有り・或は冤を先帝に訴へんことを恐れ、乃ち覆うて之を殞す。仍ほ諸の

を施す。

秋八月壬子、天下に赦す。

三年、夏六月、弘農、雹雨る、深さ三尺。

鮮卑の宇文莫槐、其の下に殺さる。弟普撥立つ。

拓拔綽・卒す。子弗立つ。

四年、春正月丁酉、安昌の元公石鑿・薨す。

夏五月、匈奴の郝散・反し、上黨を攻め、長吏を殺す。秋八月、郝散、衆を帥ひて降る。馮翊都尉、

之を殺す。

是の歳、大に饑う。

司隸校尉傅咸・卒す。咸、性剛簡にして、風格峻整なり。初めて司隸校

尉と爲るや、上言す、『貨賂流行す。宜しく深く絶つべき所なり』と。時に

朝政寛弛し、權豪放恣なり。咸・奏して河南の尹澹等の官を免す。京師・肅

然たり。

慕容廆徙りて大棘城に居る。

拓拔弗・卒す。叔父祿官立つ。

五年、夏六月、東海、雹雨る。深さ五寸。

荆・揚・兗・豫・青・徐の六州、大水あり。

晉孝惠皇帝元康二年——五年

【四八】 是の時、江水の名に因りて江州を置く。

【一】 厭劾。鬼を伏治するまじなひ。

【一】 大棘城。今の奉天省遼瀋道義縣に在り。廆、徒河の青山より大棘城に徙る。

冬十月、武庫火あり。累代の寶及び二百萬人の器械を焚く。十二月丙戌、新に武庫を作り、大に兵器を調す。

拓跋祿官、其の國を分ちて三部と爲す。一は上谷の北、滹源の西に居り、自らの之を統ぶ。一は代郡の參合陂の北に居り、兄沙漢汗の子猗佗をして之を統べしむ。一は定襄の盛樂の故城に居り、猗佗の弟猗盧をして之を統べしむ。猗盧善く兵を用ひ、西のかた匈奴・烏桓の諸部を撃ち、皆之を破る。代の人衛操、從子雄及び同郡の箕澹と與に、往きて拓跋氏に依り、猗佗・猗盧に説き、晉人を招納せしむ。猗佗、之を悦び、任ずるに國事を以てす。晉人の附く者稍く衆し。

六年、春正月、天下に赦す。

下邳の獻王晃、薨す。中書監張華を以て司空と爲し、太尉隴西王泰をして、尙書令(事)を行はしめ、徙して高密王に封す。

夏、郝散の弟度元、馮翊・北地の馬蘭羌、盧水胡と俱に反し、北地の太守張損を殺し、馮翊の太守歐陽建を敗る。征西大將軍趙王倫、嬖人琅邪の孫秀を信用し、雍州の

【一】滹。水の名、今の直隸省保定道涿水縣の西北の檀水なり。

【二】代郡の參合陂。今の山西省雁門道高陽縣の北に在り。

【三】定襄の盛樂。今の内蒙古綏遠道和林格爾縣の地。

【四】北地に馬蘭山あり、羌、其の中に居る。因つて種落の名と爲す。馬蘭山は時に蓋し馮翊・北地二郡の界に屬せしなり。今の陝西省關中道白水縣の西北に在り。

【五】盧水胡は、安定の界に居る。安定は今の甘肅省舊平涼府及び固原州・涇州の地。

刺史濟南の解系と、軍事を争ひ、更に相表奏す。歐陽建も亦、倫の罪惡を表す。朝廷、倫が關右を

撓亂せるを以て、倫を徵して車騎將軍と爲し、梁王彤を以て征西大將軍と爲し、雍涼二州の諸軍事

を都督せしむ。系、其の弟御史中丞結と、皆、表して秀を誅して以て氏羌に謝せんと請ふ。張華

以て梁王彤に告げ、之を誅せしむ。彤、許諾す。秀の友人辛冉、之が爲めに彤に説きて曰はく、「氏

羌自ら反す。秀の罪に非ず」と。秀、是に由りて、免るを得たり。倫、洛陽に至り、秀の計を用

ひて、深く賈郭に交はる。賈后大に之を愛信す。倫因つて錄尙書事を求

め、又、尙書令を求む。張華・裴頌、固く執りて以て不可と爲す。倫・秀、是

に由りて之を怨む。秋八月、解系、郝度元に敗らる。秦・雍の氏羌、悉く

反し、氏の帥齊萬年を立てて帝と爲し、涇陽を圍む。御史中丞周處、彈

劾して、權威を避けず。梁王彤、嘗て法に違ふ。處、之を按劾せり。冬十一

月、詔して、處を以て建威將軍と爲し、振威將軍盧播と、俱に安西將軍夏侯駿に隸し、以て齊萬年

を討たしむ。中書令陳準、朝に言つて曰はく、「駿及び梁王は、皆、貴戚にして、將帥の才に非ず、

進みては名を求めず、退きては罪を畏れず。周處は吳の人、忠直勇果なれども、仇有り援無し。宜し

く積弩將軍孟觀に詔して、精兵萬人を以て、處の前鋒と爲らしむべし。必ず能く寇を殄たん。然

らずんば、梁王當に處をして先驅せしめ、救はざるを以てして之を陷るべし。其の敗れんこと必せ

り」と。朝廷從はず。齊萬年、處來ると聞きて曰はく、「周府君、嘗て新平の太守と爲り、文武の才有り、若し專斷して來らば、當る可からざるなり。或は制を人に受けば、此れ禽と成らんのみ」と。關中、饑疫す。

初め 略陽の清水氏楊駒、始めて仇池に居る。仇池は方百頃、其の旁の平地二十餘里、四面斗絶して高く、羊腸蟠道を爲し、三十六回して上る。其の孫千萬に至りて魏に附く。封じて百頃王と爲す。千萬の孫飛龍、浸く疆盛にして、徙りて略陽に居る。飛龍、其の甥令狐茂搜を以て子と爲す。茂搜、齊萬年の亂を避け、十二月、略陽より、部落四千家を帥ゐ、還りて仇池を保ち、自ら輔國將軍・右賢王と號す。關中の人士、亂を避くる者、多く之に依る。茂搜、迎接撫納す。去らんと欲する者は、衛護して之を資送す。

是の歲、揚烈將軍巴西の趙廠を以て益州の刺史と爲し、梁益の兵糧を發し、雍州を助けて氐羌を討たしむ。

七年、春正月、齊萬年、二萬有りに屯す。衆七萬有り。梁王彭、夏侯駿、周處をして五千の兵を以て

- 【六】 新平。漢の獻帝の興平元年、安定の鞞觚・右扶風の漆を分ちて新平郡を置く。今の陝西省關中道邠縣の地。
- 【七】 略陽。故城は今の甘肅省渭川道秦安縣の東北に在り。
- 【八】 仇池。山の名、本の名は仇維。其の上に池あり、故に仇池と曰ふ。今の甘肅省渭川道成縣の西に在り。
- 【九】 羊腸蟠道。險峻にして屈曲したる道。
- 【一〇】 梁山。今の陝西省關中道乾縣の西北に在り。

之を撃たしむ。處曰はく、「軍に後繼無くんば、必ず敗れん。徒に身を亡ぼすのみならず、國の爲めに恥を取らん」と。彤、駭、聽かず、逼りて之を遣る。癸丑、處、盧播・解系と與に、萬年を六陌に攻む。處の軍士未だ食はず。彤、促して速かに進ましむ。旦より戰ひ暮に至り、斬獲甚だ衆し。故絶え矢盡き、救兵至らず。左右、處に勸めて退かしむ。處、劍を按じて曰はく、「是れ吾が節を効し命を致すの日なり」と。遂に力戰して死す。朝廷、以て彤を尤むと雖も、而も亦、罪する能はざるなり。

秋七月、雍・秦の二州、大に旱し、疾疫あり。米、斛ごとに萬錢。

丁丑、京陵の元公王渾・薨す。九月、尙書右僕射王戎を以て司徒と爲し、太子太師何劭を尙書左僕射と爲す。戎、三公と爲り、時と與に浮沈し、匡救する所無く、事を條案に委ね、輕しく出でて遊放す。性復た貪吝にして、園田、天下に徧く、毎に自ら牙籌を執り、晝夜會計し、常に足らざるが若し。家に好李有り、之を賣る。人が種を得んことを恐れ、常に其の核を鑽つ。凡そ賞拔する所、専ら虛名を事とす。阮咸の子瞻、嘗て戎に見ゆ。戎問うて曰はく、「聖人は名教を貴び、老莊は自然を明かにす。其の旨同じきか異なるか」と。瞻曰はく、「將た同じき無からんや」と。戎、咨嗟すること良久しく、遂に之を辟す。時の人、之を三語の掾と謂ふ。是の時、王衍、尙書令たり、南陽

- 【一】 六陌。馬嵬山の西に在り、今の陝西省關中道乾縣の東に在り。
- 【二】 條案。同條の官。
- 【三】 牙籌。象牙にて造りたるかずとり。計算に用ふる具。
- 【四】 三語の掾。將無同と答へしにより官を得たれば三語の掾と云ふなり。

の樂廣、河南の尹たり、皆、清談を善くし、心を事外に宅き、名、當世に重し。朝野の人、争うて之を慕效す。衍、弟澄と、好みて人物を題品す、舉世、以て儀準と爲す。衍は神情明秀なり。少時、山濤、之を見、嗟歎すること良久しくして曰はく、「何物の老嫗か、寧馨兒を生める。然れども天下の蒼生を誤らん者は、未だ必ずしも此の人に非ずんばあらざるなり」と。樂廣は性冲約にして、物と競ふ無し。談論する毎に、約言を以て理を析ち、人の心に厭かしむ。而して其の知らざる所は、默如たり。凡そ人を論ずる、必ず先づ其の長する所を稱す。則ち短なる所は、言はずして自ら見はる。王澄及び阮咸・咸の従子脩・泰山の胡母輔之・陳國の謝鯤・城陽の王巨・新蔡の畢卓、皆、(一〇)任放を以て達と爲し、醉狂裸體にして以て非と爲さざるに至る。胡母輔之、嘗て酣飲す。其の子謙之闕ひ、而して聲を厲まして (一二) 其の父の字を呼びて曰はく、「彦國、年老いては、爾るを爲すを得ず」と。輔之、歡笑し、呼び入れて共に飲む。畢卓、嘗て吏部郎と爲る。(一三) 比舍の郎、醸熟す。卓、醉に因りて、夜、甕間に至り、盗みて之を飲む。(一四) 掌酒者の縛する所と爲る。明旦、之を視れば、乃ち畢吏部なり。(一五) 樂廣、開きて之を笑つて曰はく、「名教の内に、自ら樂地有り。何ぞ必ずしも乃ち爾せんと。初め何晏等、

- 【六】宅。居く也。
- 【七】寧馨兒。此の如き兒。
- 【八】約言。簡短なる言。
- 【九】王巨。晉書には王尼に作る。
- 【一〇】任放。任は物の自然に任す也。放は其の心を縱にして制せざる也。
- 【一一】其の父。即ち輔之なり。
- 【一二】比。近き也。
- 【一三】掌酒者。酒の事を掌る人なり。
- 【一四】樂廣云云。晉書樂廣傳に據るに、廣の此の言は、裸體の者の爲めに發す。卓と相關せざるなり。
- 【一五】乃ち畢吏部なり。(一四) 樂廣、開きて之を笑つて曰はく、「名教の内に、自ら樂地有り。何ぞ必ずしも乃ち爾せんと。初め何晏等、

老莊を祖述して論を立て、以爲へらく、「天地萬物は、皆、無を以て本と爲す。無なる者は、物を開き務を成し、往くとして存せざる無き者なり。陰陽、恃みて以て化生し、賢者、恃みて以て徳を成す。故に無の用たる、爵無くして而も貴し」と。王衍の徒、皆、之を愛重す。是に由りて、朝廷の士大夫、皆、浮誕を以て美と爲し、職業を弛廢す。裴頠、崇有論を著し、以て其の蔽を釋きて曰はく、「夫れ利欲は損す可けれども、而も未だ有を絶つ可からざるなり。事務は節す可けれども、而も未だ全く無くす可からざるなり。蓋し高談の具を飾爲する者有り、深く有形の累を列ね、盛に空無の美を陳ぶ。形器の累は、(一六) 微有り、空無の義は檢し難し。辯巧の文は悦ぶ可く、(一七) 似象の言は惑はずに足る。衆聽、焉に眩ひ、其の成説に溺る。頗る此の心に異なる者有りと雖も、(一八) 辭、濟すを獲ず、習ふ所に屈す。因つて謂へらく、虚無の理は、誠に蓋ふ可からずと。一唱百和し、往きて反らず。遂に世を綜ぶるの務を薄んじ、功利の用を賤しみ、浮游の業を高しとし、(一九) 經實の賢を卑しとす。人情の徇ふ所、名利、之に従ふ。是に於て、文なる者は其の辭を、(二〇) 衍べ、訥なる者は其の旨を贊す。言を立てるに虚無に藉る、之を玄妙と謂ひ、官に處るに職とする所を親しまざる、之を雅遠と謂ひ、身を奉ずるに其の廉操を散ずる、之を曠達と謂

- 【一六】微。證驗なり。
- 【一七】似象。似て非なるをいふなり。
- 【一八】辭云云。辭、其の意を通ずるを得ざるなり。有を崇ぶ者、辭、其の意を通ずることを得ず、遂に習俗と爲れる虚無の説に屈せらるるを言ふ。
- 【一九】經實。經世の實用あるなり。
- 【二〇】衍。敷衍する也。
- 【二一】砥礪。節を砥ぎ行を礪くをいふ。

故に 砥礪の風、彌以て陵遲す。放なる者は斯れに因り、或は吉凶の禮に悖り、容止の表を忽せにし、長幼の序を瀆し、貴賤の級を混す。甚だしき者は、裸裎褻慢至らざる所無きに至り、士行又虧けたり。夫れ萬物の形有る者は、無に生ずと雖も、然れども(一)生ずるや有を以て己が分と爲す。則ち無は是れ有の遺つる所なり。故に既に化するの(二)有を養ふは、無用の能く全くする所に非ざるなり。既に有るの衆を治むるは、無爲の能く脩むる所に非ざるなり。心は事に非ざるなり。而も事を制するは必ず心に由る。然して心を謂つて無と爲す可からざるなり。匠は器に非ざるなり。而も器を制するは、必ず匠に須つ。然して匠を謂つて有に非すとす可からざるなり。是を以て、重淵の鱗を收めんと欲するは、(三)偃息の能く獲る所に非ざるなり。高墉の禽を隕すは、靜拱の能く捷つ所に非ざるなり。此に由りて觀れば、有を濟す者は皆有なり。虛無は奚ぞ己に有るの羣生に益あらんや」と。然れども習俗已に成り、頗の論も、亦、救ふ能はざるなり。

拓跋猗奴、漢を度りて北巡し、因つて西して諸國を略す。積むこと五歲、降附する者三十餘國。

三二六

- 【一】表。儀表。
- 【二】級。等級。混は混亂する也。
- 【三】裸裎。體を露はす也。
- 【四】物の未だ生ぜざるるときは、有無未だ分れざれども、既に生ずるときは、有にして無に非ず。
- 【五】遺。棄つる也。
- 【六】重淵。深淵なり。鱗は魚類。
- 【七】高墉の禽。高きかきれの上に居る鳥。

八年、春三月壬戌、天下に赦す。

秋九月、荆・豫・徐・揚・冀の五州、大水あり。

初め張魯、漢中に在るや、賁の人李氏、巴西の宕渠より、往きて之に依る。(一)魏の武帝、漢中に克つや、李氏、五百餘家を將ゐて之に歸す。拜して將軍と爲す。略陽の北土に遷る。號して巴氏と曰ふ。其の孫特・庠・流、皆、材武有り、騎射を善くし、性任俠なり。州黨、多く之に附く。齊萬年が反するに及びて、關中荐に饑う。略陽・天水の六郡の民、流移して穀に就き、漢川に入る者數萬家。

道路に、疾病窺乏する者有れば、特兄弟常に之を營護振救す。是に由りて、衆の心を得たり。

流民、漢中に至り、上書して、巴蜀に寄食せんことを求む。朝議許さず、侍御史李苾を遣はし、節を持して慰勞し、且つ之を監察せしめ、(二)流民(シテ)劍閣に入らしめざらんとす。苾、漢中に至り、流民の賂を受け、表して言はく、「流民十萬餘口、漢中一郡の能く振贖する所に非ず。蜀に倉儲有り、人復た豊稔なり。宜しく食に就かしむべし」と。朝廷、之に従ふ。是に由りて、散じて梁・益に在り、禁止す可からず。李特、劍閣に至り、太息して曰はく、「劉禪は、此の如きの地を有ちて、人に面縛せらる。豈に庸才に非ずや」と。聞く者、之を異とす。

- 【一】宕渠。縣の名、故城は今四川省東川道渠縣の東北に在り。
- 【二】魏の武帝、漢中に克つこと、六十八卷漢の獻帝建安二十年に見ゆ。
- 【三】李特の事、此に始まる。
- 【四】庸才。凡庸の才。

張華・陳準、以へらく、趙王・梁王、相繼いで關中に在り、皆、雍容・驕貴にして、師老いて功無しと。乃ち孟觀を薦め、沈毅にして文武の才用有りといひ、齊萬年を討たしむ。觀身づから矢石に當り、大に戰ふこと十數たび、皆、之を破る。

- 【五】雍容。和緩自得の貌。
- 【六】驕貴。貴きを以て自ら驕る也。

卷の第八十三

晉紀五

孝惠皇帝上の下

元康九年、春正月、孟觀大に氐の衆を中亭に破り、齊萬年を獲たり。太子の洗馬陳留の江統以爲へらく、戎狄、華を亂る、宜しく早く其の原を絶つべしと。乃ち徙戎論を作り、以て朝廷を警めて曰はく、「夫れ夷蠻戎狄は、地、要荒に在り。禹、九土を平げて、西戎叙に即く。其の性氣貪婪、凶悍不仁なること、四夷の中、戎狄を甚だしと爲す。弱きときは則ち畏れ服し、彊きときは則ち侵し叛く。其の彊きに當りてや、漢の高祖を以てすら、白登に困しみ、孝文は霸上に軍す。其の弱きに及びてや、元成の微を以てして、而も單于入朝す。此れ其の已に然るの效なり。是を以て、有道の君、夷狄を牧するや、惟だ以て之を待つこと備有り、之を禦ぐこと常有り、稽顙して贊を

晉孝惠皇帝元康九年

太子の洗馬陳留の江統

- 【一】元康九年。西紀二九九年。
- 【二】中亭。水の名、陝西省關中道舊鳳翔府内にあり。
- 【三】要荒。要服・荒服。蠻夷は要服、戎狄は荒服に在り。
- 【四】即ち就く也。荒服の外、流沙の内、皆、次叙に就くを言ふ。
- 【五】周禮に、蕃國は世に一たび見え、各々其の貴賤する所を以て贊と爲す。

執ると雖も、而も邊城、固守を弛めず、疆暴にして寇を爲せども、而も兵甲、遠征を加へず、境内をして安きを獲しめ、疆場侵されざるを期するのみ。周室・統を失ひ、諸侯・征を専らにするに至るに及びて、封疆固からずして、利害、心を異にす。戎狄、間に乗じて、中國に入るを得。或は(戎狄)招誘安撫し、以て己が用と爲す。是より四夷交、侵し、中國と錯り居る。(二〇)秦の始皇、天下を并するに及びて、兵威旁く達し、胡を攘ひ越を走らす。是の時に當りて、中國、復た四夷無かりしなり。(二一)漢の建武中、馬援、隴西の太守を領し、叛羌を討ち、其餘種を關中に徙し、馮翊・河東の空地に居く。(二二)數歳の後、族類蕃息す。既に其の肥疆を恃み、且つ漢人の之を侵すに苦しみ、永初の元、羣羌叛亂し、將守を覆没し、城邑を屠破し、鄧鶩敗北し、侵して河内に及ぶ。十年の中、夷夏俱に敝れ、任尙・馬賢、僅に乃ち之に克つ。此よりの後、餘燼盡きす。小しく(二三)際會有れば、輒ち復た侵し叛く。中世の寇、惟だ此を大と爲す。魏興の初め、蜀と分關し、疆場の

【六】周の宣王、薄か獫狁を伐ち、太原に至り、境を盡して返る。蚊虻に比してこれを驅るのみ、遠征を加へず。
 【七】戎、魯を伐ち、濟西の山戎、燕を病ましめ、狄、衛・邢を伐ち、長狄、三國に入るの類の如し。
 【八】申緡、西戎を以て周の幽王を攻殺し、晉、陸渾の戎を伊川に遷し、これと犄角し、以て秦の師を殺に敗り、楚、蠻軍を以て晉と鄢陵に戦ふが如し。
 【九】徐夷は齊魯魯宋の間に在

り、鮮虞は燕晉の境に介し、赤狄は上黨の地に居り、陸渾の戎は伊洛の間に在り、義渠大荔は秦晉の域に居り、戎蠻子は梁霍の地に居るが如し。
 【一〇】秦紀に見ゆ。
 【一一】事は竝に漢紀に見ゆ。
 【一二】漢の光武帝建武十一年、馬援、羌を討ちこれを降し、安帝永初元年、羌反す。建武十一年より、永初元年に至るまで、凡そ七十三年。數歳の後は當に「數十歳の後」に作るべし。
 【一三】際會。機會なり。

戎、一は彼れ一は此れ。(二四)武帝、武都の氏を秦州に徙し、以て寇を弱くし國を強くし、蜀虜を并禦せんと欲す。此れ蓋し權宜の計にして、萬世の利に非ざるなり。今者之に當り、已に其の敝を受く。夫れ(二五)關中は、土沃に物豊に、帝王の居る所なり。未だ戎狄宜しく此の土に在るべきを聞かざるなり。我が族類に非ず、其の心必ず異なり。而るに其の衰敝に因りて、之を(二六)畿服に遷し、土庶翫習し、其の輕弱を侮り、其の怨恨の氣をして、骨髓に毒せしむ。蕃育衆盛なるに至りては、則ち坐ながら其の心を生じ、貪悍の性を以て、憤怒の情を挾み、隙を候ひ便に乗じ、輒ち横逆を爲す。而して封域の内に居り、障塞の隔無く、備へざるの人を掩ひ、野に散するの(二七)積を收む。故に能く禍を爲すこと滋蔓し、暴害測られず。此れ必然の勢、已驗の事なり。當今の宜、宜しく兵威方に盛に、衆事未だ罷まざるに及びて、馮翊・北地・新平・安定の界内の諸羌を徙して、(二八)先零・罕开・析支の地に著き、扶風・始平・京兆の氏を徙して、出して隴右に還し、(二九)陰平・武都の界に著き、其道路の糧を(三〇)糜して、自ら致すに足らしめ、各本種に付き、其の舊土に反し、(三一)屬國・撫夷をして就きて之を安集せしむべし。戎・晉、雜らず、竝に其の所を得ん。縦ひ(三二)夏

【二四】武帝云云。六十八卷漢の獻帝建安二十四年に見ゆ。
 【二五】關中。周の都豐鎬、秦の都咸陽、漢の都長安、皆、關中の地なり。
 【二六】畿服。邦畿千里の内。
 【二七】積。積聚。物資の集積。
 【二八】新平。郡の名、今の陝西省關中道郿縣の地。
 【二九】先零云云。湟中以西の地、青海の一部。
 【三〇】始平。郡の名、今の陝西省關中道興平縣の東南。
 【三一】屬國撫夷。屬國都尉及び撫夷護軍。
 【三二】夏。中國。

を狩るの心・風塵の警有りとも、則ち中國に絶遠に、山河を隔闕し、寇暴を爲すと雖も、害する所廣からじ。難者曰はく、「氏、新平に寇し、關中饑疫し、百姓愁苦し、咸、寧息を望む。而るに疲悴の衆をして自ら猜ふの寇を徙さしめんと欲す。恐らくは、執、盡き力屈し、緒業卒らず、前害未だ弭むに及ばずして、後變、復た横出せん」と。答へて曰はく、「子、今者の羣氏を以て、尙ほ餘資を挾めども、惡を悔い善に反り、我が徳惠に懷きて來りて柔附すと爲すか。將た執、窮り道盡き・智力俱に困しみ、我が兵誅を懼れて、以て此に至る(ト爲)か。曰はく、「餘力有る無し。執、窮り道盡くるが故なり」と。然らば則ち我、能く其の短長の命を制して、其をして進退己に由らしめん。夫れ其の業を樂しむ者は事を易へず、其の居に安んずる者は遷る志無し。方に其れ自ら疑ひ危懼し、畏怖、促速す。故に制するに兵威を以てし之をして、左右違ふ無からしむ可きなり。其の死亡流散し、離遷して未だ、鳩まらざるに迫びて、關中の人と、戸ごとに皆警と爲る。故に還く遠處に遷し、其の心をして土を懷はざらしむ可きなり。夫れ聖賢の事を謀るや、之を未だ有らざるに爲し、之を未だ亂れざるに治む。道、著れずして而も平かに、徳、顯れずして而も成る。其の次は則ち能く禍を轉じて福と爲し、敗に因りて功を爲し、因に値うて必ず濟し、否に遇うて能く通ず。今、子、敵事の終に遭うて、制を更むるの始を圖らず、敵を易ふるの勳

- 【二五】 促速。うろたへさわぐ。
- 【二六】 離遷。離れ遠ざかる。
- 【二七】 鳩。集まる也。
- 【二八】 關中云云。氏羌反して、平民を暴掠し、關中の人これを怨毒するをいふ。
- 【二九】 否。塞がる也。

を愛みて、覆車の軌に違ふは、何ぞや。且つ關中の人、百餘萬口、其の少多を率するに、戎狄、半に居る。之を處くと遷すと、必ず口實を須ふ。若し窮乏して、糝粒繼がざる者有らば、故に當に關中の穀を傾け、以て其の生生の計を全くすべし。必ず溝壑に擠す無くして、侵掠の害を爲さざるなり。今、我、之を遷し、傳食して至り、其の種族に付き、自ら相贖はしめ、而して秦地の人、其の半穀を得るは、此れ、行者を濟ふに廩糧を以てし、居者に遺るに積倉を以てすと爲す。關中の逼を寛くし、盜賊の原を去り、旦夕の損を除き、終年の益を建つるなり。若し暫く擧ぐるの小勞を憚りて、永く逸するの弘策を忘れ、日月の煩苦を惜みて、累世の寇敵を遣すは、謂はゆる能く業を創め統を垂れ。謀子孫に及ぶ者に非ざるなり。并州の胡は、本實に匈奴の桀惡の寇なり。建安中、右賢王去卑をして誘うて呼厨泉を質とせしめ、其の部落の散じて六郡に居るを聽す。咸熙の際、一部太だ疆きを以て、分ちて三率と爲す。泰始の初め、又増して四と爲す。是に於て、劉猛、内に叛き、外虜を

- 【三〇】 率。割合。
- 【三一】 口實。糧食をいふ。
- 【三二】 糝。牛羊豕等の肉を細かく切り、これに米を混じて煮たるもの。
- 【三三】 當に云云。氏羌窮乏するときは、勢必ず聚まりて侵略す。其の害を弭めんと欲せば當に穀を傾けて以てこれに給すべし。
- 【三四】 傳食。過ぐる所の郡縣、其の食を遞給するをいふ。
- 【三五】 秦云云。關中の居人、戎狄、半に居る。今、遷して其の舊地に還らしめば、戎狄に與ふべき糧食は、皆、以て秦中の百姓の食となるべきをいふ。
- 【三六】 弘策。大策なり。
- 【三七】 右賢王云云。六十七卷漢の獻帝建安二十一年に見ゆ。
- 【三八】 六郡。并州の統ぶる所の六郡。平陽・西河・太原・新興・上黨・樂平。
- 【三九】 劉猛云云。七十九卷武帝泰始七年八年に見ゆ。

連結す。近者、〔四一〕郝散の變、〔四二〕穀遠に發す。今、五部の衆、戸、數萬に至り、人口の盛なること、西戎よりも過ぎ、其の天性の驕勇なること、弓馬の便利なること、氏羌に倍せり。若し不虞風塵の慮有らば、則ち并州の域、寒心を爲す可し。正始中、〔四三〕母丘儉、句驪を討ち、其餘種を滎陽に徙す。始めて徙すの時、戸落百數、子孫孳息し、今、千を以て計る。數世の後、必ず殷熾に至らん。今、〔四四〕百姓、職を失へば、猶ほ或は亡叛す。犬馬肥充すれば、則ち噬齧する有り。況んや夷狄に於てをや。能く變を爲さざらんや。但だ其の微弱にして執力速ばざるを顧みるのみ。〔四五〕夫れ邦を爲むる者は、憂、寡きに在らずして、安からざるに在り。四海の廣き・士民の富めるを以てして、豈に夷虜内に在るを須ちて、然る後足るを取らんや。此等は、皆、申論して發遣し、其の本域に還し、彼の羈旅にして土を懷ふの思を慰め、我が華夏の織介の憂を釋く可し。〔四六〕此の中國を惠み、以て四方を綏んじ、徳、永世に施さん。計に於て長せりと爲すなり」と。朝廷、用ふる能はず。

散騎常侍賈謐、東宮に侍講し、太子に對して倨傲なり。成都王穎、見て之を叱す。謐怒り、賈后に言ふ。穎を出して平北將軍と爲し、鄴に鎮せしめ、梁王彤を徵して大將軍と爲す。故に之を用ふ。

- 【四一】 郝散。前卷四年に見ゆ。
- 【四二】 穀遠。縣の名、今の山西省冀寧道沁源縣の地。
- 【四三】 母丘儉云云。七十五卷魏の邵陵厲公正始七年に見ゆ。
- 【四四】 百姓職を失ふ。民、耕作に安んずるを得ざるをいふ。
- 【四五】 夫れ邦を云云。論語季氏篇に、孔子曰く、丘聞く、國を有ち家を有つ者は、寡きを患へずして均しからざるを患ふ。貧を患へずして安からざるを患ふと。晉書江統傳には「邦を爲むる者は」の下に「患、貧しきに在らずして、均しからざるに在り」の八字あり。
- 【四六】 「此の中國を惠み、以て四方を綏んず」は詩經の大雅民勞の辭。

と爲し、尙書の事を録せしめ、〔四七〕河間王頤を以て鎮西將軍と爲し、關中に鎮せしむ。初め武帝、石函の制を作り、至親に非ざれば、關中に鎮するを得ざらしむ。頤、財を輕んじ士を愛す。朝廷、以て賢と爲す。故に之を用ふ。

夏六月戊戌、高密の文獻王泰・薨す。
 賈后、淫虐日に甚だしく、〔四八〕太醫令程據等に私し、又、〔四九〕籠箱を以て道上の年少を載せて宮に入れ、復た其の漏泄せんことを恐れ、往往之を殺す。賈模、禍の己に及ばんことを恐れ、甚だ之を愛ふ。裴頴、模及び張華と、后を廢して更に謝淑妃を立てんと議す。模・華、皆曰く、「主上・自ら廢黜の意無きに、吾等専ら之を行ひ、僞上の心、以て然りと爲さずんば、將に之を若何せんとする。且つ諸王方に疆に、朋黨各異なり。恐らくは一旦禍起り、身死し國危く、社稷に益無からん」と。頴曰く、「誠に公の言の如し。然れども中宮、其の昏虐を逞しうせば、亂、立ちて待つ可きなり」と。華曰く、「卿二人は、中宮に於て、皆親戚なり。言或は信せられん。宜しく數、爲めに禍福の戒を陳ぶべし。庶はくは大に悖る無からん。則ち天下尙ほ未だ亂るるに至らず、吾が曹、以て優游して歳を卒ふるを得ば已む」と。頴、旦夕、其の從母廣城君に説き、〔五〇〕賈后を戒諭するに太子を親厚するを以てせしむ。賈模も亦數、后

- 【四七】 頤は安平の獻王孚の孫、太原の烈王瓌の子なり。初め父の爵を襲ぎ、咸寧三年、改めて河間に封ぜらる。
- 【四八】 太醫令。宗正に屬す。
- 【四九】 籠箱。竹にて作りたる高き篋。
- 【五〇】 謝淑妃。太子の母。

の爲めに禍福を言ふ。后、用ふる能はず、反つて模を以て己を毀ると爲し、而して之を疎んず。模、志を得ず、憂憤して卒す。秋八月、裴頌を以て尙書僕射と爲す。頌、賈后の親屬なりと雖も、然れども雅望素より隆に、四海、惟だ其の權位に居らざらんことを恐る。尋いで頌に詔して、【五〇】專ら門下の事に任せしむ。頌、上表して固辭して以はく、「賈模適に亡し、復た臣を以て之に代ふるは、外戚の望を崇くし、偏私の擧を彰す。聖朝の累たり」と。聽かず。或るひと頌に謂つて曰はく、「君、以て言ふ可くんば、當に言を中宮に盡すべし。言ひて而も從はれずんば、當に遠く引きて去るべし。儻し二つの者立たずんば、十表有りと雖も、以て免れ難からん」と。頌、慨然たること之を久しうす。竟に從ふ能はず。帝、人と爲り、【五一】黷驂なり。嘗て華林園に在りて蝦蟇を聞き、左右に謂つて曰はく、「此の鳴く者は、官の爲めにするか、私の爲めにするか」と。時に天下荒饑し、百姓餓死す。帝、之を聞きて曰はく、「何ぞ肉糜を食はざる」と。是に由りて、權、羣下に在り、政、多門に出で、執位の家、更、相薦託し、互市の如き有り。賈郭恣横にして、貨賂公行す。南陽の魯褒、錢神論を作り、以て之を譏りて曰はく、「錢の體たる、【五二】乾坤の象有り。之を親しむこと兄の如し。字して【五三】孔方と曰ふ。徳無くして而も尊

- 【五〇】 專ら云云。晉の制、侍中と給事黃門侍郎と、同じく門下の事を管す。頌、侍中と爲り、專ら門下の事に任するは、賈后の意なり。
- 【五一】 黷驂。愚にして癡なり。
- 【五二】 肉糜。肉を入れたるかゆなり。
- 【五三】 乾坤の象。錢は形圓くして孔方なり。天は圓くして地は方なり。故に乾坤の象ありと曰ふ。
- 【五四】 孔方も亦錢の體を以て言ふ。

く、裁無くして而も熱し、金門を排して紫闥に入り、危きをも安からしむ可く、死したるをも活かしむ可く、貴きをも賤しからしむ可く、生きたるをも殺さしむ可し。是の故に、忿争は錢に非ざれば勝たず、幽滯は錢に非ざれば抜けず、怨讎は錢に非ざれば解けず、令聞は錢に非ざれば發せず。洛中の朱衣、當塗の士、我が家兄を愛し、皆、已み已む無く、我的手を執り、我を抱きて終始す。凡そ今の人は、惟だ錢あれば已む」と。又、朝臣、務めて苛察を以て相高ぶり、疑議有る毎に、羣下各、私意を立て、刑法、壹ならず、獄訟繁滋なり。裴頌、上表して曰はく、「先王は、刑賞相稱ひ、輕重、二無し。故に下聽、常有り、羣吏、業に安んず。去る元康四年、大に風ふき、廟闕の屋瓦、數枚傾き落つる有り。太常荀勗を免す。事輕く責重く、常典に違ふ有り。五年二月、大風有り。【五五】蘭臺の主者、前事に懲り懼れ、【五六】阿棟の間を求索し、瓦の小しく邪なるもの十五處を得たり。遂に太常を禁止し、復た刑獄を興せり。今年八月、陵上の荆一枝、圍七寸二分なる者、斫らる。司徒、太常、道路に犇走す。事小なるを知ると雖も、而も按劾測り難し。【五七】搔擾驅馳し、各競うて、負を免れんとす。今に于て、太常の禁止未だ解けず。夫れ刑書の文は限有り、而して舛違の故は方無し。故に時に臨みて、【五八】處を議するの制有り。誠に、皆常に循ふを得る能はざるなり。此等に至りては、皆、過當なりと爲す。恐ら

- 【五五】 朱衣。晉の制、諸王は朱衣なり。
- 【五六】 當塗。要路に當る也。
- 【五七】 蘭臺の主者。御史臺の主者、即ち令史の類なり。
- 【五八】 阿。屋根の隅。
- 【五九】 搔。搔と通ず。
- 【六〇】 負。罪の責任。
- 【六一】 處。其の罪を處分する也。

くは姦吏因縁して、淺深を爲すを得ん」と。既にして 曲議猶ほ止まず。三公尙書劉頌、復た上疏して曰はく、「近世より以來、法漸く門多く、令甚だ一ならず。吏、守る所を知らず、下、避くる所を知らず。姦僞なる者、(法ノ門) 因りて以て其の情(ノ淺深)を售る。上に居る者、以て其の下を 檢し難し、事同じくして(ト欲スル所) 獄狂、平かならず。夫れ君臣の分、各、司る所有り。法は必ず奉せんことを欲す、故に主者をして 文を守らしむ。理に窮塞有り、故に大臣をして滯を釋かしむ。事に時宜有り、故に人主 權斷す。主者、文を守るは、(釋之) 釋之が蹕を犯せるの平を執るが若きなり。大臣、滯を釋くは、(公孫弘) 公孫弘が郭解の獄を斷するが若きなり。人主權斷するは、(漢祖) 漢祖が丁公の爲を戮せるが若きなり。天下の萬事、此の類に非ざるよりは、意を出して妄に議するを得ず、皆、律令を以て事に従ふ。然る後、法、下に信あり、人聽、惑はず、吏、姦を容れず、以て政を言ふ可し」と。乃ち詔を下して、(郎令史) 郎令史、復た 法を出でて駁案する者は、事に隨つて以て聞せしむ。然れども亦、革むる能はざるなり。頌、吏部尙書に遷る。九班の制を建て、百官をして職に居り、遷ること希ならしめ、能否を考課し、其の賞罰を明かにせんと欲す。

- 【六二】 曲議。法を曲げて議し、自ら淺深を爲すをいふ。
- 【六三】 檢。檢束する也。
- 【六四】 獄狂。狂は郷亭の獄なり。
- 【六五】 文。法文なり。
- 【六六】 權斷。權宜を以て裁斷する也。
- 【六七】 釋之云云。十四卷漢の文帝三年に見ゆ。
- 【六八】 公孫弘云云。十八卷漢の武帝元朔二年に見ゆ。
- 【六九】 漢祖云云。十一卷漢の高祖五年に見ゆ。
- 【七〇】 郎令史。尙書郎及び尙書闕臺の令史。
- 【七一】 法を出でて駁案す。法の外に出でて異議を爲す也。

賈郭、權を用ひ、仕ふる者、速かならんことを欲し、事竟に・行はれず。裴頌、(七二) 平陽の韋忠を張華に薦む。華、之を辟す。忠、疾と辭して・起たず。人、其の故を問ふ。忠曰はく、「張茂先は、華にして・實ならず、(七三) 裴逸民は、慾にして・厭く無く、典禮を棄てて賊后に附く。此れ豈に大丈夫の爲す所ならんや。逸民、毎に・我に託するに心有り。我、常に恐る、其の・深淵に溺れて、餘波、我に及ばんことを。沉んや裳を褰げて之に就く可けんや」と。關内侯敦煌の索靖、(七四) 天下將に亂れんとするを知り、洛陽の宮門の (七五) 銅駝を指し、歎じて曰はく、「會す汝が荆棘の中に在るを見んのみ」と。

冬十一月甲子朔、日、之を食する有り。

初め廣城君郭槐、賈后が子無きを以て、常に后に勸め、太子を慈愛せしむ。賈謐・驕縱にして、數、太子に無禮なり。廣城君、恒に之を切責す。廣城君、韓壽の女を以て太子の妃と爲さんと欲す。太子も亦、韓氏に婚して以て自ら固くせんと欲す。壽の妻賈午及び后、皆、聽かず。而して太子の爲めに王衍の少女を聘す。太子、衍の長女の美なるを聞く。而るに后、賈謐の爲めに之を聘す。(太子) 心、平かなる能はず、頗る以て言を爲す。廣城君病みて終に臨むに及びて、后の手を執り、心を太子に盡さしむ。言甚だ切に至る。又曰はく、「趙榮・賈午、必ず汝の家の事を亂さん。我が死後、復た入るを聽す勿かれ。深く吾が

- 【七二】 魏の邵陵厲公正始八年、河東郡の汾北を分ちて平陽郡と爲す。今の山西省河東道臨汾縣の西南。
- 【七三】 張茂先。張華、字は茂先。
- 【七四】 裴逸民。裴頌、字は逸民。
- 【七五】 銅駝。魏の明帝の景初元年、長安より之を洛陽に徙す。

言を記せよ」と。后從はず。更に祭・午と、太子を害せんことを謀る。太子、幼にして令名有り。長するに及びて、學を好まず、惟だ左右と嬉戲す。賈后、復た黃門の輩をして之を誘ひ、奢靡威虐を爲さしむ。是に由りて、名譽浸く減じ、驕慢益彰る。或は朝侍を廢して、遊逸を縱にし、宮中に於て市を爲し、人をして屠酤せしむ。手をもて斤兩を揣るに、輕重差はず。其の母は本屠家の女なり。故に太子、之を好む。東宮、月俸錢五十萬、太子、常に二月を採取して之を用ふ。猶ほ足らず。又、西園をして葵・菜・藍子・雞・麴等の物を賣らしめて、其の利を收む。又、陰陽の小數を好み、拘忌する所多し。洗馬江統・上書して五事を陳ぶ、『二に曰はく、微苦有りと雖も、宜しく疾を力めて朝侍すべし。二に曰はく、宜く勤めて保傅を見て善道を諮詢すべし。三に曰はく、畫室の功、宜しく減省す可し。後園の刻鏤雜作、一に皆罷遣せよ。四に曰はく、西園に葵・藍の屬を賣るは、國體を虧敗し、令聞を貶損す。五に曰はく、牆を繕ひ瓦を正すは、必ずしも小忌に拘繫せざれ』と。太子、皆、從はず。

【六三】 預。杜預。武帝の時、吳を平ぐるの功を建つ。
 【六四】 詹事。太子の家を掌る。
 【六五】 楊氏の故事。賈后、楊駿を殺し太后を廢せしむ。
 【六六】 左衛率。帝、東宮に在るとき、衛率を置く。初め中衛率と曰ふ。泰始五年、分ちて左右と爲し、各一軍を領す。愍懷太子、東宮に在るとき、又、前後二率を加ふ。これを四率と謂ふ。
 【六七】 須昌。縣の名、東平國に屬す。故城は今の山東省東臨道東平縣の西北に在り。

に著き、之を刺して血を流す。錫は、預の子なり。太子、性剛にして、賈謐が中宮を恃みて驕貴なるを知り、之を假借する能はず。謐、時に侍中たり、東宮に至る。【六二】 或は之を捨て、後庭に於て遊戯す。詹事裴權諫めて曰はく、『謐は後の親昵する所なり。一旦交構せば、則ち事危からん』と。從はず。謐、太子を后に譖して曰はく、『太子、多く私財を畜へ、以て小人に結ぶは、賈氏の爲めの故なり。若し宮車晏駕し、彼、大位に居らば、楊氏の故事に依りて、臣等を誅し、后を金墉に廢せんこと、手を反すが如くならんのみ。早く之を圖るに如かず。更めて慈順なる者を立て、以て自ら安んず可し』と。后、其の言を納れ、乃ち太子の短を宣揚し、遠近に布く。又、詐りて娠む有る爲し、葦物産具を内れ、妹夫幹壽の子慰祖を取りて之を養ひ、以て太子に代らしめんと欲す。是に於て、朝野、咸、賈后が太子を害するの意有るを知る。中護軍趙俊、太子に后を廢せんことを請ふ。太子、聽かず。左衛率東平の劉卞、賈后の謀を以て張華に問ふ。華曰はく、『聞かず』と。卞曰はく、『卞は、須昌の小吏より、公の成拔を受け、以て今日に至れり。士は知己に感ず。是を以て言を盡す。而るに公は更に卞を疑ふ有りや』と。華曰はく、『假令此れ有らば、君は如何せんと欲する』と。卞曰はく、『東宮の

て矯るに(一〇三)長廣公主の辭なるを以てして帝に白さしめて曰はく、「事、宜しく速かに決すべし。而るに羣臣各、同じからず。其の詔に從はざる者は、宜しく軍法を以て事に從ふべし」と。議、日西するに至るまで、決せず。后、華等の意堅きを見、事變を懼れ、乃ち表す、「太子を免じて庶人と爲さん」と。詔して之を許す。是に於て、尙書和郁等をして節を持して東宮に詣らしめ、太子を廢して庶人と爲す。太子、服を改めて出で、再拜して詔を受け、歩して(一〇四)承華門を出で、麤犢車に乗る。東武公澹、兵仗を以て太子及び妃王氏・三子(一〇五)彰・臧・尙を送り、同じく金墉城に幽す。王衍自ら表し、離婚せん」とす。之を許す。妃、慟哭して歸る。太子の母謝淑媛及び彰の母(一〇六)保林蔣俊を殺す。

(一〇七)永康元年、春正月癸亥朔、天下に赦し、改元す。
(一〇八)西戎校尉司馬閭續、棺を輿ひて關に詣り、上書して以爲はく、「漢の戻太子、兵を稱げて命を拒む。言者猶は曰はく、「罪、咎に當するのみ」と。今、遙、罪を受くるの日、敢て道を失はず。猶は戻太子よりも輕しと爲す。宜しく重ねて師傅を選び、先づ嚴誨を加ふべし。若し悛改せずんば、之を弃つとも未だ晚からざるなり」と。書、奏す。省

- 【一〇三】長廣公主。武帝の女、甄徳に降嫁す。
- 【一〇四】承華門。東宮の門なり。
- 【一〇五】保林。東宮の女官の名。
- 【一〇六】永康元年。西紀三〇〇年なり。
- 【一〇七】武帝、南蠻校尉を襄陽に、西戎校尉を長安に、南夷校尉を寧州に置き、各々長史・司馬有り。
- 【一〇八】棺を輿ふ云云。死を決して上書せるをいふ。
- 【一〇九】漢の戻太子云云。二十二卷漢の武帝征和二年三年に見ゆ。

せられず。續は、圃の孫なり。賈后、黃門をして自首せしむ、「太子と與に逆を爲さんと欲せり」と。詔して、黃門の首辭を以て公卿に班ち示し、東武公澹をして、千兵を以て太子を防衛し、許昌宮に幽せしめ、持書御史劉振をして、節を持して之を守らしめ、宮臣に詔して、辭送するを得ざらしむ。洗馬江統・潘滔、舍人王敦・杜蕤・魯瑤等、禁を冒して伊水に至り、拜辭して涕泣す。司隸校尉滿奮、統等を收縛して、獄に送る。其の河南の獄に繋がるる者は、樂廣、悉く之を解き遣る。洛陽の縣獄に繋がるる者は、猶ほ未だ釋されず。都官從事孫琰、賈謐に説きて曰はく、「太子を廢徙する所以は、其の惡を爲すを以ての故なるのみ。今、宮臣、罪を冒して拜辭す。而して加ふるに重辟を以てす。四方に流聞せば、乃ち更に太子の徳を彰さん。之を釋すに如かず」と。謐乃ち洛陽の令曹攄に語り、之を釋さしむ。廣も亦坐せず。敦は、覽の孫、攄は、肇の孫なり。太子、許に至り、王妃に書を遣り、自ら誣枉を陳ぶ。妃の父衍、敢て以て聞せず。

丙子、皇孫彰卒す。

三月、尉氏に血を雨らし、妖星、南方に見はれ、太白晝見え、中台、星拆る。張華の少子躄、華に勸めて位を遜れしむ。華從はずして曰はく、

- 【一〇九】圃。閭圃。六十七卷漢の獻帝建安二十年に見ゆ。
- 【一一〇】持書御史は即ち治書侍御史なり。
- 【一一一】晉志に、太子舍人、十六人、職、散騎中書等の侍郎に比す。
- 【一一二】樂廣は、時に河南の尹たり。
- 【一一三】郡に付する者は、河南の尹、これを解き遣るを得。洛陽の獄に繋がれたる者は、尹、典るを得ず、故に未だ釋されず。
- 【一一四】覽。王覽。七十七卷魏の高貴郷公甘露元年に見ゆ。
- 【一一五】肇。曹肇。七十四卷魏の明帝景初二年に見ゆ。

「天道は幽遠なり。靜以て之を待つに如かず」と。

太子既に廢せられ、衆情・憤怒す。右衛督司馬雅・常從督許超、皆、嘗て東宮に給事せり。殿中郎士猗等と與に、賈后を廢して太子を復せんと謀り、以へらく、張華・裴頠は、常に安んじ位を保つ、與に權を行ひ難し。右軍將軍趙王倫は、兵柄を執り、性貪冒なり。假りて以て事を濟す可しと。乃ち孫秀に説きて曰はく、「中宮、凶妬無道にして、賈謐等と共に、誣ひて太子を廢せり。今、國、嫡嗣無く、社稷將に危からんとす。大臣將に大事を起さんとす。而して公は、名、中宮に奉事し、賈郭と親善なり。太子の廢せらるる、皆、「豫め知れり」と云ふ。一朝、事起らば、禍必ず相及ばん。何ぞ先づ之を謀らざるや」と。秀・許諾し、倫に言ふ。倫これを納れ、遂に通事令張林及び省事張衡等に告げ、内應を爲さしむ。事將に起らんとす。孫秀、倫に言つて曰はく、「太子、聰明剛猛なり。若し東宮に還らば、必ず制を人に受けざらん。明公素より賈后に黨せること、道路、皆、之を知る。今、大功を太子に建つと雖も、太子謂はん、公、特別に百姓の望に違はれ、翻覆して以て罪を免るるのみと。宿怨を今忍すと雖

【二】尉氏。縣の名、陳留郡に屬す。今の河南省開封道尉氏縣の地。

【三】中台星拆る。中台は星座の名。魁の下に六星あり、兩相比ぶ。これを三台といふ。即ち上台に上下兩星、これは天子・女主に擬し、中台に上下兩星、これは諸侯卿大夫に擬し、下台に上下兩星、これを士・庶人に擬す。星拆るとは兩星比せざることにして、この兆は諸侯・卿大夫の和せざるをいふ。

【四】華が謂はゆる靜以て之を待つとは、何を待たんと欲するか。華も亦老いたり。

【五】右衛督・常從督・殿中郎は、皆、二衛に屬す。武帝、甚だ兵官を重んじ、殿中の軍校には多く朝廷の清望の士を選びてこれに居らしむ。司馬

雅は宗室の疎屬なり。

【六】通事令史。中書令史なり。中書侍郎は、もと通事郎。官名、改まると雖も、令史は猶ほ通事を以てこれに冠す。

【七】省事。亦、吏職なり。賈充、尙書令たるとき、目疾を以て、表して省事吏四員を置く。省事は蓋しこれより始まる。

【八】百姓、太子の復せんことを望む、倫等畏逼す、故に賈氏に背きて太子を復し、以て自ら罪を免るるを求むるなりとの意。

【九】殿中の人。司馬雅・許超・士猗は、皆、殿中の人なり。

も、必ず深く明公を徳とする能はざらん。若し瑕釁有らば、猶ほ誅を免れざらん。若かず遷延して期を緩くせんには。賈后必ず太子を害せん。然る後、賈后を廢し、太子の爲めに讎を報せば、豈に徒に禍を免るるのみならんや、乃ち更に以て志を得可し」と。倫、之を然りとす。秀因つて人をして反間を行ひ、「殿中の人、皇后を廢し太子を迎へんと欲す」と言はしむ。賈后數、官婢を遣はし、微服して民間に於て聽察せしむ。之を聞きて甚だ懼る。倫・秀因つて謚等に勸む、「早く太子を除き、以て衆望を絶て」と。癸未、賈后、太醫令程據をして毒藥を和せしめ、詔を矯め黃門孫慮をして、許昌に至り、太子を毒せしむ。太子、廢黜せられしより、毒せられんことを恐れ、常に自ら食を前に煮る。慮、以て劉振に告ぐ。振乃ち太子を小坊の中に徙し、其の食を絶つ。宮人猶ほ竊に牆上より食を過して之に與ふ。慮、太子に逼るに藥を以てす。太子、肯て服せず。慮、藥杵を以て之を椎殺す。有司、庶人の禮を以て葬らんと請ふ。賈后・表請して、廣陵王の禮を以て之を葬る。

夏四月辛卯朔、日、之を食する有り。

晉孝惠皇帝永康元年

趙王倫・孫秀、將に賈后を討たんとし、(二〇)右衛伏飛督閏和に告ぐ。和、之に従ふ。期すらく、癸巳の丙夜一籌を以て、鼓聲を以て應と爲さんと。癸巳、秀、司馬雅をして張華に告げしめて曰はく、「趙王、公と共に社稷を匡し、天下の爲めに害を除かんと欲し、雅をして以て告げしむ」と。華、之を拒む。雅怒りて曰はく、「刃將に頸に加はらんとす。猶ほ是言を爲すや」と。顧みずして出づ。期に及びて、倫、詔を矯め、(二一)三部の司馬に敕して曰はく、「中宮、賈謐等と、吾が太子を殺せり。今、(二二)車騎をして入りて中宮を廢せしむ。汝等、皆、當に命に従ふべし。事畢らば、爵關中侯を賜はん。從はざる者は、三族を誅せん」と。衆、皆、之に従ふ。又、詔を矯め、門を開きて夜入り、兵を(二三)道南に陳し、(二四)翊軍校尉齊王冏を遣はし、百人を將ゐて、閏を排して入らしむ。(二五)華林の令駱休、内應を爲し、帝を迎へて東堂に幸せしむ。詔を以て賈謐を殿前に召す。將に之を誅せんとす。謐走り、西鍾の下に入り、呼んで曰はく、「阿后、我を救へ」と。就きて之を斬る。賈后、齊王冏を見、驚きて曰はく、「卿、何爲れぞ來る」と。冏曰はく、「詔有りて后を收へしむ」と。后曰はく、「詔は當に我より出づべし。何の詔ぞや」と。后、上閏に至り、遙に帝を呼びて曰はく、「陛下、婦有り、人をして之を廢せしむ。亦行、自ら廢せ

- 【二〇】右衛伏飛督。晉の制、右衛に伏飛・虎賁の二督あり。
- 【二一】丙夜一籌。三更一點。夜の十時。
- 【二二】三部の司馬。晉の二衛に、前驅・田基・彌弩の三部の司馬あり。
- 【二三】車騎。時に趙王倫、車騎將軍を以て右軍將軍を領す。
- 【二四】道南。御道の南。
- 【二五】武帝太康元年、翊軍校尉を置く。
- 【二六】華林の令。華林園の令。

られん」と。是の時、梁王彤も亦其の謀に預る。后、冏に問うて曰はく、「事を起せる者は誰ぞや」と。冏曰はく、「梁・趙なり」と。后曰はく、「狗を繋ぐには當に頸を繋ぐべし。(二七)反つて其の尾を繋ぐ。何ぞ然らざるを得ん」と。遂に后を廢して庶人と爲し、之を建始殿に幽す。趙榮・賈午等を收へ、(二八)暴室に付して考竟す。尙書に詔して、賈氏の親黨を收捕せしめ、中書監・侍中・黃門侍郎・八座を召し、皆、夜、殿に入らしむ。尙書、始め、詔に詐有るを疑ふ。(二九)郎師景、露版をもて手詔を奏請す。倫等、之を斬り以て徇ふ。倫、陰に秀と、位を篡はんことを謀り、先づ(三〇)朝望を除き、且つ宿怨を報せんと欲し、乃ち(三一)張華・裴頠・解系・解結等を殿前に執ふ。華、張林に謂つて曰はく、「卿、忠臣を害せんと欲するか」と。林、詔と稱して之を詰りて曰はく、「卿、宰相と爲り、太子の廢せらるるとき、節に死する能はざるは、何ぞや」と。華曰はく、「式乾の議、臣の諫事具に存せり。覆按す可きなり」と。林曰はく、「諫めて而も從はれずんば、何ぞ位を去らざる」と。華、以て對ふる無し。遂に皆、之を斬り、仍て三族を夷ぐ。解結の女、裴氏に適き、明日當に嫁すべくして、禍起る。裴氏、認めて之を活かさんと欲す。女曰はく、「家既に

- 【二七】反つて云云。先づ梁・趙を誅せざりしを恨むなり。
- 【二八】暴室。暴室令は光祿勳に屬す。
- 【二九】郎。尙書郎なり。師は姓、景は名。
- 【三〇】朝望。朝廷の名望ある者なり。
- 【三一】張華云云。倫秀が華領系を怨むこと前卷元康六年に見ゆ。結ば系の弟なり。
- 【三二】女云云。父母又は父母の家に從つて死に坐せざる也。
- 【三三】端門。宮門の正南門。
- 【三四】賈庶人。賈后をいふ。楊太后・太子適は共に廢せられ、庶人とせられしが、庶人と書せず、特に賈后に庶人と書

此の若し。我、何を以てか活くるを爲さん」と。亦、坐して死す。朝廷、是に由りて、議して舊制を革め、女は従つて死せざらしむ。甲午、倫、

端門に坐し、尙書和郁を遣はし、節を持して賈庶人を金墉に送らし

め、劉振・董猛・孫慮・程據等を誅す。司徒王戎及び内外の官、張裴の親黨に

坐して、黜免せらるる者甚だ衆し。閻纘、張華の尸を撫し、慟哭して曰

はく、「早く君に「位を遜れよ」と語れども、(君)肯せず。今、果して免れ

ず。命なり」と。是に於て、趙王倫、詔と稱して天下に赦し、自ら使持

節都督中外諸軍事・相國・侍中と爲り、一に宣文が魏を輔けし故事に依

り、府兵萬人を置く。其の世子散騎常侍琇を以て允從僕射を領せしめ、

子馥を前將軍と爲し、濟陽王に封じ、虔を黃門郎と爲し、汝陰王に封

じ、詔を散騎侍郎と爲し、霸城侯に封す。孫秀等、皆、大郡に封せられ、

竝に兵權に據る。文武官、侯に封せらるる者數千人。百官、己を總べ、以て倫に聽く。倫は素より

庸愚にして、復た制を孫秀に受く。秀、中書令と爲り、威權、朝廷に振ふ。天下、皆、秀に事へて、

倫に求むる無し。詔して、故の太子遜の位號を追復し、尙書和郁をして、東宮の官屬を帥る、太子の喪

を許昌より迎へしむ。遜の子胤を追封して南陽王と爲し、胤の弟斌を封じて臨淮王と爲し、尙書を襄陽

したるは、意、その罪を正すにあるなり。

【三五】 宣文云云。宣王懿、丞相を以て魏を輔け、文王昭、相國を以て魏を輔けしをいふ。

【三六】 允從僕射。光祿勳に屬す。

【三七】 黃門郎は即ち黃門侍郎なり。散騎侍郎は魏の初、散騎常侍と同じく置く。魏より晉に至るまで、散騎常侍侍郎は侍中黃門侍郎と共に、尙書の奏事を平す、皆、要官なり。

【三八】 己を總ぶ。己が職を總攝するを謂ふ。

王と爲す。有司、奏す、「尙書令王衍、位に大臣に備はり、太子、誣ひられしとき、志、苟くも免

るるに在り。請ふ終身を禁錮せん」と。之に従ふ。相國倫、人望を收めんと欲し、海内の名徳の士を

選用す。前の平陽の太守李重・滎陽の太守荀組を以て左右長史と爲し、東

平の王堪・沛國の劉謨を左右司馬と爲し、尙書郎陽平の束皙を記室と

爲し、淮南王の文學荀崧、殿中郎陸機を參軍と爲す。組は、曷の子、

崧は、或の玄孫なり。李重、倫が異志有るを知り、疾と辭して、就かず。

倫、之に逼りて、已まず。(重)憂憤して疾を成し、扶曳せられて拜を受く。

數日にして卒す。

丁酉、梁王彤を以て太宰と爲し、左光祿大夫何劭を司徒と爲し、右光祿

大夫劉寔を司空と爲す。

太子遜の廢せらるるや、將に淮南王允を立てて太弟と爲さんとす。議

者合はず。會、趙王倫、賈后を廢す。乃ち允を以て驃騎將軍・開府儀同三

司と爲し、中護軍を領せしむ。

己亥、相國倫、詔を矯め、尙書劉弘を遣はし、金屑酒を齎して、賈

后に死を金墉城に賜ふ。

【三九】 太子、王妃に書を遣り、自ら誣枉を陳べしかども、衍敢て以て聞せざるを謂ふ。

【四〇】 陽平。郡の名、魏の文帝黃初二年、魏郡を分ちて陽平郡を置く。今の山東省東臨道莘縣治。

【四一】 記室。文書を主る。

【四二】 殿中郎。尙書郎なり。

【四三】 荀曷は晉初の佐命の臣たり。

【四四】 荀或は魏初の佐命の臣たり。

【四五】 議者合はず。異議を持つる者有る也。

【四六】 金屑酒。毒酒なり。

五月己巳、詔して、臨海王臧を立てて皇太孫と爲し、妃王氏を還し、以て之に母とす。太子の官屬を、即ち轉じて太孫の官屬と爲す。相國倫、太孫太傅を行ふ。

己卯、故の太子に諡して愍懷と曰ふ。六月壬寅、顯平陵に葬る。清河の康王遐、薨す。

中護軍淮南王允、性沈毅にして、宿衛の將士、皆之に畏服す。允、相國倫及び孫秀が異志有るを知り、陰に死士を養ひ、之を討たんと謀る。

倫、秀深く之を憚る。秋八月、允を轉じて太尉と爲す。外は優崇を示し、實は、其の兵權を奪ふ。允、疾と稱して、拜せず。秀、御史劉機を遣はし、允に逼り、其の官屬以下を收へしめ、劾するに、詔を拒み、大逆不敬なるを以てす。允、詔を視るに、乃ち秀の手書なり。大に怒り、御史を收へ、將に之を斬らんとす。御史走りて免る。其の令史二人を斬る。

〔九〕色を厲まして左右に謂つて曰はく、「趙王、我が家を破らんと欲す」と。遂に國兵及び帳下七百人を帥ゐ、直に出で、大呼して曰はく、「趙王・反す。我、將に之を討たんとす。我に従ふ者は左袒せよ」と。是に於て、之に歸する者甚だ衆し。允將に宮に赴かんとす。尙書左丞王與、掖門を閉づ。允、入るを得ず。遂に相府を圍む。

允が將ゐる所の兵、皆精銳なり。倫與に戦ひ、屢敗れ、死する者千餘人。太子、左率陳徽、東宮の兵を勸し、内に鼓譟し、以て允に應ず。允、陳を承華門前に結び、弓弩齊しく發して倫を射る。飛矢雨のごとく下る。主書司馬睦祕、身を以て倫を蔽ふ。箭其の背に中りて死す。倫の官屬、皆樹に隠れて立つ。樹毎に輒ち數百箭を中つ。辰より未に至る。中書令陳淮は、徽の兄なり。允に應せんと欲し、帝に言つて曰はく、「宜しく白虎幡を遣はして以て鬪を解くべし」と。乃ち司馬督護伏胤をして、騎四百を將ゐ、幡を持して宮中より出でしむ。侍中汝陰王虔、門下省に在り、陰に胤と誓つて曰はく、「富貴は當に卿と之を共にすべし」と。胤乃ち空板を懷にして出づ。詐りて言はく、「詔有り、淮南王を助く」と。

允、之を覺らず、陳を開きて之を内れ、車を下りて詔を受く。胤因つて之を殺し、并せて允の子秦王郁、漢王迪を殺す。允に坐して夷滅せらるる者數千人。洛陽に曲赦す。初め孫秀、嘗て小吏と爲り、黃門郎潘岳に事ふ。岳屢、之を撻つ。衛尉石崇の甥、歐陽建、素より相國倫と隙有り。崇、愛妾有り、綠珠と曰ふ。孫秀、使をもて之を求む。崇與へず。

【七】妃王氏。先に太子の廢せらるるや、王妃を父母の家に歸しし也。
【八】其兵權云云。中護軍は兵を掌る。太尉に轉ずるときは兵權去る也。
【九】其の令史。蘭臺の令史なり。
【一〇】國兵。淮南國の兵。
【一一】帳下。中護軍の帳下。
【一二】掖門。宮門の端門の左を左掖門と曰ひ、右を右掖門と曰ふ。晉書武十三王傳には「東掖門」に作る。
【一三】相府。時に倫、東宮を以て相府と爲す。

允が將ゐる所の兵、皆精銳なり。倫與に戦ひ、屢敗れ、死する者千餘人。太子、左率陳徽、東宮の兵を勸し、内に鼓譟し、以て允に應ず。允、陳を承華門前に結び、弓弩齊しく發して倫を射る。飛矢雨のごとく下る。主書司馬睦祕、身を以て倫を蔽ふ。箭其の背に中りて死す。倫の官屬、皆樹に隠れて立つ。樹毎に輒ち數百箭を中つ。辰より未に至る。中書令陳淮は、徽の兄なり。允に應せんと欲し、帝に言つて曰はく、「宜しく白虎幡を遣はして以て鬪を解くべし」と。乃ち司馬督護伏胤をして、騎四百を將ゐ、幡を持して宮中より出でしむ。侍中汝陰王虔、門下省に在り、陰に胤と誓つて曰はく、「富貴は當に卿と之を共にすべし」と。胤乃ち空板を懷にして出づ。詐りて言はく、「詔有り、淮南王を助く」と。

【一四】左率。即ち左衛率。
【一五】主書司馬は蓋し相國府の官屬にして、倫が自ら署置する所なり。
【一六】前に中書令陳準あり。淮は蓋し準の字の誤ならん。
【一七】白虎幡。晉書武十三王傳には「白虎幡」に作る。白虎幡は以て軍を應じて進み戦はしむる幡。騶虞幡は鬪を解く幡。胡三省曰く、陳準、蓋し帝の庸愚なるを以て、故に請うて白虎幡を以て軍を應じ、倫の兵これを見て、允が倫を攻むるは帝の命に出づと以爲ひ、將に自ら潰えんとせんことを欲するなり。否すんば何を以てか允に應ぜんと。
【一八】司馬督護も亦殿中の將校にして二衛に屬す。
【一九】空板。何も書かざる板。詔書無きを以て空板を取りてこれを懷にし、詔書あるが如

淮南王允敗るるに及びて、秀因つて『石崇・潘岳・歐陽建、允を奉じて亂を爲す』と稱し、之を收ふ。崇・歎じて曰はく、『奴輩、吾が財を利とするのみ』と。收ふる者曰はく、『財の禍たるを知らば、何ぞ早く之を散せざる』と。崇、答ふる能はず。初め潘岳の母、常に岳を誚責して曰はく、『汝、當に足るを知るべし。而るに乾没して已まざるか』と。敗るるに及びて、岳、母に謝して曰はく、『阿母に負けり』と。遂に崇・建と皆族誅せらる。崇の家を籍没す。相國倫、淮南王の母弟吳王晏を收へ、之を殺さんと欲す。光祿大夫傅祗、之を朝堂に争ふ。衆、皆、諫止す。倫乃ち晏を貶して賓徒縣王と爲す。齊王問、功を以て游擊將軍に遷る。問、意、滿たず、恨色有り。孫秀、之を覺り、且つ其の内に在るを憚り、乃ち出して平東將軍と爲し、許昌に鎮せしむ。

光祿大夫陳準を以て太尉と爲し、尙書の事を録せしむ。未だ幾くならずして薨す。

孫秀、相國倫に九錫を加ふるを議す。百官、敢て異議するもの莫し。吏部尙書劉頌曰はく、『昔、漢の魏に錫ひ、魏の晋に錫ひしは、皆、一時

【六〇】 曲赦。普く天下に赦せずして、ただ洛陽に赦する也。

【六一】 孫秀は琅邪の人。潘岳が琅邪の内史たるとき、秀、小吏と爲り、之に事ふ。狡黠にして自ら喜ぶ。岳、其の人と爲りて惡み、數々これを撻辱す。

【六二】 歐陽建云云。建が倫の罪惡を表すること、前卷元康六年に見ゆ。

【六三】 汝云云。岳が時に乘じて利を射て止まるを知らざるを戒むる也。乾没とは微倖して利を取る也。利を得るを乾といひ、利を失ふを没といふ。

【六四】 賓徒縣。昌黎郡に屬す。奉天省遼瀋道錦縣に在るか。

【六五】 漢の魏に錫ひ云云。漢帝が魏王曹丕に九錫を加へしこと及び魏の元帝が晉公司馬昭に九錫を加へしことをいふ。

の用にして、通行す可きに非ず。周勃・霍光は、其の功至つて大なれども、皆、九錫の命有るを聞かざるなり』と。張林、忿を積みて已まらず、頌を以て張華の黨と爲し、將に之を殺さんとす。孫秀曰はく、『張・表を殺し、已に時の望を傷へり。復た頌を殺す可からず』と。林乃ち止む。頌を以て光祿大夫と爲す。遂に詔を下して、倫に九錫を加ふ。復た其の子苒に撫軍將軍を、虔に中軍將軍を加へ、詔を侍中と爲す。又、孫秀に侍中・輔國將軍を加へ、相國の司馬・右率たること故の如し。張林等、竝に顯要に居る。相府の兵を増して、二萬人と爲す。宿衛と同じ。并に陰匿する所の兵、數、三萬に踰ゆ。九月、司徒を改めて丞相と爲し、梁王彤を以て之と爲す。彤、固辭して受けず。倫及び諸子、皆、頑鄙にして識無し。秀、狡黠貪淫にして、與に事を共にする所の者、皆、邪佞の士、惟だ榮利を競ひ、遠謀深略無く、志趣乖異し、互に相憎嫉す。秀の子會、射聲校尉と爲る。形貌短陋にして、奴僕の下なる者の如し。秀、帝の女河東公主に尙せしむ。

冬十一月甲子、皇后羊氏を立て、天下に赦す。后は、尙書郎泰山の羊玄之の女なり。外祖平南將軍樂安の孫旂、孫秀と善し。故に秀、之を立つ。

玄之を光祿大夫・特進散騎常侍に拜し、興晉侯に封す。詔して、益州の刺史趙廞を徵して大長秋と爲す。成都の内史中山の

【六六】 右率。右衛率なり。

【六七】 晉の諸王國には内史を置く。猶ほ漢の王國の相のこと。武帝の大康九年、諸王國の相を改めて内史と爲す。

【六八】 買後の親黨なるを以て連坐せんことを懼る。

【六九】 廞云云。李特の黨類はもと、巴氏にして、趙廞も亦巴西の人なり。

【七〇】 特等が蜀に入ることを、前卷元康八年に始まる。

耿滕を以て益州の刺史と爲す。廡は賈後の姻親なり、徵を開きて〔六八〕甚だ懼れ、且つ晋室衰亂するを以て、陰に蜀に據るの志有り、乃ち倉廩を傾けて流民を賑し、以て衆の心を收む。李特兄弟が材武にして、其の黨類は皆巴西の人。〔六九〕廡と郡を同じうするを以て、厚く之を遇し、以て爪牙と爲す。〔七〇〕特等、廡の教に憑恃し、専ら衆を聚めて盜を爲す。蜀人、之を患ふ。滕數、密に表す、「流民は剛烈にして、蜀人は懦弱なり。主、客を制する能はず。必ず亂階を爲さん。宜しく〔七一〕（流民ヲ）本居に還らしむべし。若し之を險地に留めば、恐らくは秦雍の禍、更に梁益に移らん」と。廡聞きて之を惡む。州、詔書を被り、文武千餘人を遣はして滕を迎ふ。是の時、成都は少城に治し、益州は太城に治す。廡猶ほ太城に在り、未だ去らず。滕、州に入らんと欲す。功曹陳恂諫めて曰はく、「今、州郡、怨を構ふるごと日深し。城に入らば、必ず大禍有らん。少城に留まりて以て其の變を觀、諸縣に檄して、村保を合はせて以て秦氏に備ふるに如かず。〔七二〕陳西夷、行、至らんとす。且く當に之を待つべし。然らずんば、退きて犍爲を保ち、西して江源を渡り、以て非常を防げ」と。滕從はず。是の日、衆を帥めて州に入る。廡、兵を遣はして

- 【七一】 險地。蜀をいふ。
- 【七二】 秦雍。流民の本居は秦雍の二州なり。
- 【七三】 少城・太城は皆秦の張儀の築く所なり。
- 【七四】 州郡云云。州は益州を謂ひ、郡は成都を謂ふ。廡と滕と怨を構ふるをいふ。
- 【七五】 秦氏。李特等はもと巴氏なれども、蜀人、其の徙りて秦州の界に居りたるを以て、因りてこれを秦氏と謂ふ。
- 【七六】 陳西夷。西夷校尉陳總を謂ふ。晋、西夷校尉を置き、平越中郎將を廣州に、南蠻校尉を襄陽に、南夷校尉を寧州に置く。
- 【七七】 江源。縣の名、蜀郡に屬す。崇慶縣の東十里に在り。

之を逆へ、西門に戰ふ。滕敗れて死す。郡吏、皆、竄れ走る。惟だ陳恂のみ面縛して廡に詣り、滕の死を請ふ。廡、義として之を許す。廡、又、兵を遣はして西夷校尉陳總を逆ふ。總、江陽に至り、廡が異志有るを聞く。主簿蜀郡の趙模曰はく、「今、州郡協はず。必ず大變を生せん。當に速かに行きて之に赴くべし。〔七八〕府は是れ兵要なり。〔七九〕順を助けて、逆を討たば、誰か敢て動く者ぞ」と。總更に道に緣りて停留す。〔八〇〕南安の魚涪津に至る比、已に廡の軍に遇ふ。模、總に白す、「財を散じて士を募り、以て拒ぎ戰へよ。若し州軍に克たば、則ち州、得可し。克たずんば、流に順つて退かん。必ず害無からん」と。總曰はく、「趙益州、耿候を忿る、故に之を殺せり。吾と嫌無し。何爲れぞ此の如くせん」と。模曰はく、「今、州、事を起す。必ず當に君を殺して以て威を立つべし。戰はずと雖も益無きなり」と。言、涕を垂るるに至る。總聽かず。衆遂に自ら潰ゆ。總、草中に逃る。模、總の服を著て格戦す。廡の兵、模を殺す。〔八一〕其の是に非ざるを見、更に捜求し、總を得て之を殺す。廡自ら大都督・大將軍・益州の牧と稱し、僚屬を署置し、召され、敢て往かざるもの無し。李庠、妹婿李含・天水の任回・上官品・扶風の李攀・始平の費他・氏苻

- 【七八】 死。屍なり。一本、喪に作る。其の屍を請うて之を葬る也。
- 【七九】 江陽。縣の名、犍爲郡に屬す。今の四川省永寧道江安縣。
- 【八〇】 府云云。西夷府は蜀兵の要を總ぶるを言ふ。
- 【八一】 順。耿滕をいふ。
- 【八二】 逆。趙廡をいふ。
- 【八三】 南安。縣の名、犍爲郡に屬す。今の四川省建昌道夾江縣。
- 【八四】 州軍。廡の軍。
- 【八五】 其の是に非ず。總にあらざるをいふ。
- 【八六】 王官。晉朝の任命せる官。王官、守令を改易す。

成・隗伯等四千騎を帥る、廐に歸す。廐、庠を以て威寇將軍と爲し、陽泉亭侯に封じ、委ぬるに心膂を以てし、〔六〕六郡の壯勇を招合せしむ。萬餘人に至る。以て北道を斷つ。

【六七】六郡。即ち天水・略陽等の六郡。
【六八】壯勇。流民の壯勇なる者。
【六九】北道。關中より蜀に入る道。

卷の第八十四

晉紀六

孝惠皇帝中の上

永寧元年、春正月、散騎常侍安定の張軌を以て涼州の刺史と爲す。軌、時方に多難なるを以て、陰に河西に保據するの志有り、故に涼州と爲らんことを求む。時に州境、盜賊縱横し、鮮卑、寇を爲す。軌至り、宋配・氾瑗を以て謀主と爲し、悉く之を討ち破る。威、西土に著る。相國倫、孫秀と與に、牙門趙奉をして詐りて宣帝の神語を傳へしむ。云はく、「倫、宜しく早く西宮に入るべし」と。散騎常侍義陽王威は、望の孫なり、素より倫に諂ひ事ふ。倫、威を以て侍中を兼ねしめ、威をして逼りて帝の璽綬を奪ひ、禪詔を作らしめ、又尙書令滿奮をして、節を持して璽綬を奉じ、位を倫に禪らしむ。左衛將軍王興・前軍將軍司馬雅等、甲士を帥めて殿に入り、三部

【一】永寧元年。西紀三〇一年なり。正月乙丑、趙王倫、建始と改元し、四月、帝、永寧と改元す。
【二】張氏が涼土に保據すること此に始まる。
【三】宣帝。司馬懿を追諡して宣皇帝といふ。
【四】西宮。時に倫、東宮を以て相國府と爲し、禁中を謂ひて西宮と爲す。

の司馬を曉諭し、示すに威賞を以てす。敢て違ふ者無し。張林等、諸門に屯守す。乙丑、倫、法駕を備へ、宮に入り、帝位に即く。天下に赦し、建始と改元す。帝、華林の西門より出で、金墉城に居る。倫、張衡をして兵を將ゐて之を守らしむ。丙寅、帝を尊びて太上皇と爲し、金墉を改めて永昌宮と曰ひ、皇太孫を廢して濮陽王と爲し、世子莠を立てて皇太子と爲す。子馥を封じて京兆王と爲し、虔を廣平王と爲し。詔を霸城王と爲す。皆、侍中にして兵に將たり。梁王彤を以て宰衡と爲し、何邵を太宰と爲し、孫秀を侍中・中書監・票騎將軍・儀同三司と爲し、義陽王威を中書令と爲し、張林を衛將軍と爲す。其餘、黨與、皆、卿將と爲る。階を超え次を越ゆること、勝げて紀す可からず。下、奴卒に至るまで、亦、爵位を加ふ。朝會する毎に、貂蟬、座に盈つ。時の人、之が諺を爲して曰はく、

- 【五】 諸門。宮城の諸門をいふなり。
- 【六】 華林。華林園なり。
- 【七】 卿將。列卿及び諸中郎將なり。
- 【八】 貂蟬。侍中・中常侍の冠なり。貂の尾を以て飾と爲し、蟬を附けて文と爲す。
- 【九】 詔云。貂蟬の冠を戴く侍中中常侍の輩の朝廷に列なるだにも不體裁なるに、尙ほそれにても足らずして、狗の尾も同前なるやくざ者までも居並びたりとの意。
- 【一〇】 倫・秀、濫恩を以て衆心を收めんと欲するなり。
- 【一一】 郡の綱紀。功曹の屬。
- 【一二】 縣の綱紀。主簿・錄事・史の屬。
- 【一三】 廉吏。選舉の一科。

とすべき者多く、印を鑄ること給らず、或は白板を以て之を封す。初め平南將軍孫旂の子弼・弟の子髦・輔・琰、皆、孫秀に附會し、之と族を合はせ、旬月の間に、位を通顯に致す。倫が帝と稱するに及びて、四子、皆、將軍と爲り、郡侯に封せらる。旂を以て車騎將軍・開府と爲す。旂以へらく、弼等、倫の官爵を受くること、（一四）差に過ぐ、必ず家の禍を爲さんと。幼子回を遣はして之を責む。弼等、從はず。旂、制する能はず、慟哭するのみ。

- 【一四】 差に過ぐ。過當なり。
- 【一五】 方面に據る。罔は許昌に鎮し、潁は鄴に鎮し、頤は關中に鎮す。

癸酉、濮陽の哀王臧を殺す。孫秀、専ら朝政を執る。倫の出す所の詔令、秀輒ち改更與奪し、自ら青紙に書して詔と爲し、或は朝に行ひ夕に改め、百官轉易すること流るるが如し。張林素より秀と相能からず、且つ開府を得ざるを怨み、潛に太子莠に賤を與へて言はく、「秀、權を専らにし、衆心に合はず。而して功臣皆小人にして、朝廷を撓亂す。悉く之を誅す可し」と。莠、書を以て倫に白す。倫、以て秀に示す。秀、倫に勧め、林を收へて之を殺し、其の三族を夷ぐ。秀、齊王冏・成都王穎・河間王顥が各、疆兵を擁し、（一五）方面に據るを以て、之を惡み、乃ち、盡く其の親黨を用ひて三王の參佐と爲し、罔に鎮東大將軍を、穎に征北大將軍を加へ、皆、開府・儀同三司とし、以て之を寵安す。

李庠、驍勇にして衆心を得たり。趙廞浸く之を忌む。而れども未だ言はず。長史蜀郡の杜淑・張粲、

獻に説きて曰はく、『將軍、兵を起すこと始めて爾り。而るに遽に李庠をして疆兵を外に握らしむ。我が族類に非ざれば、其の心必ず異なり。此れ戈を倒にして人に授くるなり。宜しく早く之を圖るべし』と。會庠、庠、獻に尊號を稱せんことを勸む。淑・粲因りて獻に白し、庠、大逆不道なりといふを以て、引きて之を斬り、其の子姪十餘人を并す。時に李特・李流、皆、兵を將ゐて外に在り。獻、人を遣はして之を慰撫して曰はく、『庠、宜しく言ふべき所に非ず。罪應に死すべし。兄弟、罪、相及ばず』と。復た特・流を以て督將と爲す。特・流、獻を怨み、兵を引きて、縣竹に歸る。獻の牙門の將、涪陵の許翕、巴東の監軍と爲らんことを求む。杜淑・張粲、固く執りて、許さず。弇怒り、手づから淑・粲を獻の閣下に殺す。淑・粲の左右、復た弇を殺す。三人は皆獻の腹心なり。獻、是に由りて遂に衰ふ。獻、長史健爲の費遠・蜀郡の太守李苾・督護常俊を遣はし、萬餘人を督して、北道を斷ち、縣竹の石亭に屯せしむ。李特密に兵を收めて七千餘人を得、夜、遠等の軍を襲うて之を燒く。死する者十に八九。遂に進みて成都を攻む。費遠・李苾及び軍祭酒張微、夜、關を斬りて走り、文武盡く散す。獻、獨り妻と、小船に乗り、走りて廣都に至り、從者に殺さる。特、成都に入り、兵を縱ちて大に掠め、使を遣はして洛陽に詣り、獻の罪狀を陳べしむ。初め梁州の刺史羅尚、趙獻・反すと聞き、獻は雄才に非ず。蜀人附かず。敗亡、

【二六】李庠云云。獻が庠をして壯勇を招合して以て北道を斷たしむるをいふ。
 【二七】縣竹。縣の名、新都郡に屬す。漢代の廣漢郡の地。故城は今の四川省西川道德陽縣の北に在り。

日を計りて待つ可し』と表す。詔して、尚を平西將軍・益州の刺史に拜し、牙門の將、王敦・蜀郡の太守徐儉・廣漢の太守辛冉等七千餘人を督し、蜀に入らしむ。特等、尙來ると聞き、甚だ懼れ、其の弟驥をして道に於て奉迎し、并に珍玩を獻せしむ。尙悦び、驥を以て復た牛酒を以て尙を縣竹に勞ふ。王敦・辛冉、尙に説きて曰はく、『特等専ら盜賊を爲す。宜しく會に因りて之を斬るべし。然らずんば、必ず後の患を爲さん』と。尙、從はず。冉、特と舊有り。特に謂つて曰はく、『故人相逢ふ。吉ならずんば當に凶なるべし』と。特、深く自ら猜ひ懼る。三月、尙、成都に至る。汶山の羌・反す。尙、王敦を遣はして之を討たしむ。羌に殺さる。
 齊王冏、趙王倫を討たんと謀る。未だ發せず。會、離狐の王盛・潁川の處穆、衆を濁澤に聚む。百姓、之に従ふこと、日に萬を以て數ふ。倫、其の將管襲を以て齊王の軍司と爲し、盛・穆を討ち、之を斬る。冏因つて襲を收へ、之を殺す。遂に豫州の刺史何曷・龍驤將軍董艾等と與に、兵を起し、使を遣はして成都王穎・河間王顥・常山王父及び南中郎將新野公叡に告げしめ、檄を征鎮州郡縣國に移し、『逆臣孫秀、趙王を迷誤す。當に共に誅討すべし。命に従はざる者有らば、誅、三族に及ばん』と稱す。

【二八】王敦。此れ別の一の王敦なり。
 【二九】騎督。騎兵を督す。
 【三〇】離狐。縣の名、濟陰郡に屬す。故城は今の山東省濟寧道濰縣の西北に在り。
 【三一】濁澤。潁川の長社縣に在り。今の河南省開封道長葛縣に在り。
 【三二】欲。扶風王駿の子なり。
 【三三】征鎮。四征四鎮の、方面に居る者。

使者、鄴に至る。成都王穎、鄴の令盧志を召して之を謀る。志曰はく、「趙王・篡逆し、人神共に憤る。殿下、英俊を收めて以て人望に従ひ、大順に杖りて以て之を討たば、百姓必ず召さずして自ら至り、臂を攘うて争ひ進み、克たざる蔑からん」と。穎、之に従ふ。志を以て左長史に補す。志は、毓の孫なり。穎、兗州の刺史王彥、冀州の刺史李毅、督護趙驥、石超等を以て前鋒と爲す。遠近響應す。朝歌に至る。衆二十餘萬。超は、苞の孫なり。常山王父、其の國に在り。太原の内史劉暉と與に、各衆を帥ゐて、穎の後繼を爲す。新野公歆、岡の檄を得、未だ従ふ所を知らず。嬖人王綏曰はく、「趙は、親にして強く、齊は疎にして弱し。公宜しく趙に従ふべし」と。參軍孫洵、衆に大言して曰はく、「趙王は凶逆なり。天下、當に共に之を誅すべし。何の親疎強弱か之れ有らん」と。歆乃ち岡に從ふ。前の安西參軍夏侯爽、始平に在り、衆數千人を合はせ、以て岡に應じ、使を遣はして河間王頤を邀へしむ。頤、長史隴西の李含の謀を用ひ、振武將軍河間の張方を遣はし、討ちて爽及び其の黨を擒にし、之を腰斬す。岡の檄至る。頤、岡の使を執へて倫に送り、張方を遣はして兵を將ゐて倫を助けしむ。方、華陰に至る。頤、二王の兵盛なりと聞き、復た方を召

【一】 諸議參軍。晉の公府、皆これを置く。軍事を諮詢謀議する官。其の位、諸參軍の上在り。
 【二】 毓。盧毓。七千三卷魏の明帝景初元年に見ゆ。
 【三】 朝歌。縣の名、汲郡に屬す。今の河南省河北道淇縣の東北に在り。
 【四】 苞。石苞。文帝・武帝に事ふ。
 【五】 親。歆の父扶風王駿は、趙王倫と皆宣帝の子なり。歆は倫に於て叔姪と爲す。其の屬親し。岡は歆に於て從子なり。其の屬、倫に比ぶれば疎と爲す。
 【六】 二王。齊王冏・成都王穎

して還らしめ、更めて二王に附く。岡の檄、揚州に至る。州人、皆、岡に應せんと欲す。刺史郝隆は、慮の玄孫なり。兄の子璽及び諸子悉く洛陽に在るを以て、疑うて未だ決せず、悉く僚吏を召して之を謀る。主簿淮南の趙誘・前の秀才虞潭、皆曰はく、「趙王・篡逆し、海内の疾む所なり。今、義兵四もに起る。其の敗れんこと必せり。明使君の計を爲すに、自ら精兵を將ゐて徑に、許昌に赴くに若くは莫し。上策なり。將を遣はして兵を將ゐて之に會せしむるは、中策なり。量りて小軍を遣はし、形に隨つて勝を助けしむるは、下策なり」と。隆退き、密に別駕顧彥と之を謀る。彥曰はく、「誘等の下策は、乃ち上計なり」と。治中留寶・主簿張褒・西曹留承、之を聞き、見えんことを請うて曰はく、「明使君の今當に何を施すべきかを審かにせず」と。隆曰はく、「我、俱に、二帝の恩を受く。偏助する所無し。州を守らんと欲するのみ」と。承曰はく、「天下は、世祖の天下なり。太上、代を承くること已に久し。今上、之を取り、平かならず。齊王、時に順つて事を擧ぐ。成敗、見る可し。使君、早く兵を發して之に應せず、狐疑遷延せば、變難將に生せんとす。此の州、豈に保つ可けんや」と。隆、應せず。潭は、翻の孫なり。隆、檄を停

【一】 在。いふ。
 【二】 慮。郝慮。漢の獻帝の時、御史大夫たり。
 【三】 許昌。齊王冏、時に許昌に鎮す。
 【四】 二帝。宣帝・武帝をいふ。或は曰はく、惠帝及び趙王倫をいふと。前説、是なるに似たり。
 【五】 世祖。文帝をいふ。文帝始めて晉業を弘む。
 【六】 太上。惠帝をいふ。時に太上皇と號す。
 【七】 今上。趙王倫をいふ。
 【八】 成敗云云。趙王倫必ず敗るべきをいふ。
 【九】 虞翻は吳主權に事へ、直を以て開ゆ。
 【十】 檄云云。岡の檄を停めて、曹に下さざる也。

むること六日、下さず。將士・憤怒す。參軍王遂、石頭に鎮す。將士争うて往きて之に歸す。隆、從事を牛渚に遣はして之を禁せしむ。止むる能はず。將士遂に遂を奉じて隆を攻む。隆父子及び顧彥、皆死す。首を岡に傳ふ。安南將軍監河北諸軍事孟觀、以爲へらく、『紫宮の帝座、他の變無し。倫必ず敗れざらん』と。乃ち之が爲めに固守す。倫・秀、三王の兵起ると聞き、大に懼る。

詐りて岡の表を爲りて曰はく、『何の賊なるかを知らず、猝に攻圍せらる。臣、懦弱にして、自ら固くする能はず。乞ふ。中軍救はれよ。庶はくは死を歸するを得ん』と。其の表を以て、内外に宣示す。上軍將軍孫輔・折衝將軍李嚴をして、兵七千を帥ゐて、延壽關より出で、征虜將軍張泓・左軍將軍蔡瑁・前軍將軍閻和をして、兵九千を帥ゐて、峽阪關より出で、鎮軍將軍司馬雅・揚威將軍莫原をして、兵八千を帥ゐて、成阜關より出で、以て岡を拒がしむ。孫秀の子會をして、將軍士猗・許超を督し、宿衛の兵三萬を帥ゐ、以て穎を拒がしむ。東平王楙を召して衛將軍と爲し、諸軍を都督せしめ、又、京兆王馥・廣平王虔をして、兵八千を帥ゐて、二軍の繼援を爲さしむ。倫・秀、日夜、禱祈服勝し、以て福を求め、巫覡をして戦日を選ばしめ、

【元】吳を平ぐる後、揚州は移りて秣陵に鎮す。今、牛渚に於て、將士の石頭に行くを禁ず。疑ふらくは此の時、揚州又還りて淮南に治するならん。

【四〇】紫宮。星座の名。
【四一】三王。齊王閻、成都王穎、河間王顥。
【四二】中軍。禁兵を云ふ。魏晉、禁兵を以て中軍と爲す。
【四三】延壽關。今の河南省河洛道偃師縣に在り。
【四四】峽阪關。今の河南省河洛道登封縣に在り。
【四五】成阜。今の河南省開封道汜水縣に在り。
【四六】三軍。孫會・士猗・許超の三人の將ある所の軍。

又、人をして嵩山に於て、羽衣を著、詐りて仙人王喬と稱し、書を作りて倫の祚の長久なるを述べしめ、以て衆を惑はさんと欲す。

閏月丙戌朔、日、之を食する有り。正月より是の月に至るまで、五星互に天を經り、縱橫、常無し。張泓等進みて、陽翟に據り、齊王岡と戦ひ、屢之を破る。岡、穎陰に軍す。夏四月、泓、勝に乗じて之に逼る。岡、兵を遣はして逆へ戦ふ。諸軍動かす。而るに孫輔・徐建の軍夜亂る。徑に洛に歸り、自首して曰はく、『齊王の兵盛にして、當る可からず。泓等已に沒せり』と。趙王倫大に恐れ、之を祕し、而して其の子虔及び許超を召して還らしむ。會、泓が岡を破るの露布至る。倫乃ち復た之を遣はす。泓等、悉く諸軍を帥ゐて、穎を濟り、岡の營を攻む。岡、兵を出し、其の別將孫髦・司馬譚等を撃ち、之を破る。泓等乃ち退く。孫秀詐りて稱す、『已に岡の營を破り、岡を擒得せり』と。百官をして皆賀せしむ。成都王穎の前鋒、黃橋に至り、孫會・士猗・許超に敗らる。殺傷萬餘人。士衆震駭す。穎、退きて朝歌を保たんと欲す。盧志・王彥曰はく、『今、我が軍、利を失ひ、敵新に志を得、我を輕んずるの心有り。我若し退縮せば、

【四七】五星は水金火木土の五星なり。天を經るとは、晝間に星、天上に見ゆるをいふ。支那の天文學にては、其の占、不臣と爲す。然れども五星悉く天を經ることは、蓋し有る可からざる事なり。誤傳なるべし。
【四八】陽翟縣は河南郡に屬す。今の河南省開封道禹縣治なり。
【四九】穎陰縣は潁川郡に在り、陽翟を去ること四十里。今の河南省開封道許昌縣治。
【五〇】河北の軍を召し還し以て自ら衛らんと欲する也。
【五一】露布。軍中、捷を奏するの辭。辭を帛に書し、之を漆竿の上に建つるなり。
【五二】黃橋。朝歌(今の河南省淇縣の地)の西に黃澤あり、澤水右して蕩水に入る、これを黃雀溝と謂ふ。橋は當に溝の上に在るべし。

士氣沮衄し、復た用ふ可からざらん。且つ戦は何ぞ能く勝負無からん。若かず、更に精兵を選び、星行して道を倍し、敵の不意に出でんには。此れ兵を用ふるの奇なり」と。穎、之に従ふ。倫、黃橋の功を賞し、士猗・許超と孫會と、皆、節を持す。是に由りて、各相從はず、軍政、一ならず。且つ勝を恃み穎を輕んじて、備を設けず。穎、諸軍を帥ゐて之を撃ち、大に、涇水に戦ふ。會等大に敗れ、軍を棄てて南に走る。穎、勝に乘じ、長驅して河を濟る。罔等が兵を起ししより、百官將士、皆、倫・秀を誅せんと欲す。秀懼れ、敢て中書省に出でず。河北の軍敗れぬと聞くに及びて、憂慙して、爲す所を知らず。孫會・許超・士猗等至り、秀と謀る。或は餘卒を收めて出で戦はんと欲し、或は宮室を焚き・己に附かざる者を誅し・倫を挾みて南して、孫旂・孟觀に就かんと欲し、或は船に乗り東走して海に入らんと欲し、計、未だ決せず。辛酉、左衛將軍王興、尙書廣陵公灌と與に、營兵七百餘人を帥ゐて、南掖門より宮に入り、三部の司馬、應を内に爲し、孫秀・許超・士猗を中書省に攻め、皆、之を斬り、遂に孫奇・孫弼及び前將軍謝恢等を殺す。灌は卞の子なり。王興、雲龍門に屯し、八坐を召す。皆、殿中に入る。倫をして、詔を爲らしめて曰はく、「吾、孫秀に誤られ、以て三王を怒らす。今、己に秀を誅す。其れ太上皇を迎へて位に復し、吾は農畝に歸老せん」と。傳詔、賜虞幡を以て、將士に

【三六】 星行。夜、星を戴きて行く也。
 【三五】 涇水。今の河南省河北道濟源縣に在り、東流して河に入る。
 【三六】 孫旂孟觀。孫旂は荊州に在り、孟觀は宛に在り。
 【三七】 傳詔。詔命を宣傳せしむる官。

敕して兵を解く。黃門、倫を將ゐて、華林の東門より出で、及び太子壽、皆、汝陽里の第に還る。甲士數千を遣はし、帝を金墉城より迎ふ。百姓、咸、萬歲と稱す。帝、端門より入り、殿に升る。羣臣・頓首して罪を謝す。詔して、倫・秀等を送り、金墉城に赴かしむ。廣平王虔、河北より還り、九曲に至り、變を聞き、軍を棄て、數十人を將ゐて、里第に歸る。癸亥、天下に赦し、改元す。大に酹すること五日。使者を分遣して、三王を慰勞す。梁王彤等表す、「趙王倫、父子凶逆なり、宜しく誅に伏すべし」と。丁卯、尙書袁敞を遣はし、節を持して倫に死を賜ひ、其の子芳・馥・虔・詡を收へ、皆、之を誅す。凡そ百官、倫に用ひらるる者、皆、斥免せらる。臺省・府・衛に、僅に存する者有り。是の日、成都王穎至る。己巳、河間王順至る。穎、趙驤・石超をして齊王罔を助け、張泓等を陽翟に討たしむ。泓等皆降る。兵興りてより六十餘日、戦鬪して死する者、十萬人に近し。張衡・閭和・孫髦を東市に斬る。蔡璜・自殺す。五月、義陽王威を誅す。襄陽の太守宗岱、罔の檄を受け、孫旂を斬る。永饒治の令、空桐機、孟觀を斬る。皆、首を洛陽に傳ふ。三族を夷ぐ。

【三七】 汝陽里。洛陽城中に在り、倫の私第ここに在り。
 【三六】 九曲澧は今の河南省洛陽道鞏縣の西に在り。
 【三五】 永寧と改元す。
 【三六】 臺省・府・衛。臺は尙書・御史・謁者の三臺。省は門下・中書・祕書省。府は諸公府。衛は二衛及び六軍をいふ。
 【三六】 永饒治。當に南陽の宛縣に在るべし。
 【三六】 空桐機。空桐は姓。機は名。

襄陽王尙を立てて皇太孫と爲す。

六月乙卯、齊王冏、衆を帥ゐて洛陽に入り、軍を通章署に頓す。甲士數十萬、威、京都に震ふ。戊辰、天下に赦す。

復た賓徒王晏を封じて吳王と爲す。

甲戌、詔して、齊王冏を以て大司馬と爲し、九錫を加へ、備物典策、宣景文武の魏を輔けし故事の如し。成都王穎を大將軍・都督中外諸軍事と爲し、黃鉞を假し、尙書の事を録せしめ、九錫を加へ、入朝して趨らず、劍履して殿に上らしむ。河間王頤を侍中・太尉と爲し、三賜の禮を加ふ。常山王乂を撫軍大將軍と爲し、左軍を領せしむ。廣陵公濯の爵を進めて王と爲し、尙書を領せしめ、侍中を加ふ。新野公歆の爵を進めて王と爲し、荊州の諸軍事を都督せしめ、鎮南大將軍を加ふ。齊・成都・河間の三府、各、掾屬四十人を置く。武號森列し、文官は員に備はるのみ。識者、兵の未だ戢まらざるを知るなり。己卯、梁王彤を以て太宰と爲し、司徒を領せしむ。光祿大夫劉蕃の女、趙の世子苻の妻たり。故に蕃及び二子散騎侍郎興・冠軍將軍琨、皆、趙王倫に委任せらる。大司馬冏、琨父子が才望有るを以て、特に之を宥し、興を以て中書郎と爲し、琨を尙書左丞と爲す。又、前の司徒王戎を以て尙書令と爲し、劉暉を御史中丞と爲し、王衍を河南

【三】 京都。晉、景帝の諱を避けて、京師を京都と曰ふ。
【四】 晏が貶せられしこと前卷永巷元年に見ゆ。
【五】 三賜の禮。弓矢・鉞・圭瓚を賜ふなり。
【六】 歆、南中郎將より鎮南を加ふ。
【七】 東漢より以來、公府に皆掾あり屬あり、但だ武號を帯びざりしなり。
【八】 中書郎。即ち中書侍郎なり。

の尹と爲す。新野王歆、將に鎮に之かんとし、冏と同じく乗りて、陵に謁す。因つて冏に説きて曰はく、「成都王は至親にして、同じく大勳を建てたり。今宜しく之を留めて與に政を輔くべし。若し爾る能はずんば、當に其の兵權を奪ふべし」と。常山王乂、成都王穎と俱に陵を拜す。乂、穎に謂つて曰はく、「天下は、先帝の業なり。王、宜しく之を維正すべし」と。其の言を聞く者、憂懼せざるは莫し。盧志、穎に謂つて曰はく、「齊王の衆、百萬と號し、張泓等と相持し、決する能はず。大王、逕に前みて河を濟る。功、與に貳ぶもの無し。今、齊王、大王と共に朝政を輔けんと欲す。志聞く、兩雄は俱に立たずと。宜しく太妃の微疾に因り、還りて定省せんことを求め、重きを齊王に委ね、以て四海の心を收むべし。此れ計の上なり」と。穎、之に従ふ。帝、穎を東堂に見、之を慰勞す。穎、拜謝して曰はく、「此れ大司馬冏の勳にして、臣は豫る無し」と。因つて冏の功德を表稱し、「宜しく委ぬるに萬機を以てすべし」といひ、自ら母の疾を陳べ、藩に歸らんことを請ふ。即ち辭して出で、復た營に還らず、便ち太廟に謁し、東陽城門より出で、遂に鄴に歸る。信を遣はして冏と別る。冏

【九】 鎮云云。將に出でて荊州を鎮せんとする也。
【一〇】 至親。帝の弟なるをいふなり。
【一一】 憂懼云云。冏と乂・穎と必ず兵を阻みて相鬪るに至らんことを憂懼する也。
【一二】 太妃云云。穎の母程才人を册して成都の太妃と爲す。定省は、曲禮に、人の子たる者は、冬は温にして夏は清しくし、昏に定めて晨に省みる」とあるより來る。孝養を盡すことなり。
【一三】 重き云云。朝政の重きを齊王に委ぬるときは、四海の人、穎は功大なれども居らずと謂ひ、將に心を穎に歸せんとする也。
【一四】 東陽門。洛陽城の東面北頭の第二門なり。

大に驚き、馳せ出でて穎を送り、(七五) 七里澗に至りて之に及ぶ。穎、車を住めて別を言ひ、流涕滂沱たり。惟だ太妃の疾苦を以て憂と爲し、時事に及ばず。是に由りて、士民の譽、皆、穎に歸す。周、新興の劉殷を辟して、軍諮祭酒と爲し、洛陽の令曹攄を(七六) 記室督と爲し、尙書郎江統、陽平の太守河内の荀晞を(七七) 參軍事とし、吳國の張翰を(七八) 東曹掾と爲し、孫惠を(七九) 豫掾と爲し、前の廷尉正顧榮及び(八〇) 順陽の王豹を主簿と爲す。惠は(八一) 賁の曾孫、榮は(八二) 雍の孫なり。殷、幼にして、孤貧なり。曾祖母を養ひ、孝を以て聞ゆ。人、穀帛を以て之に遺れば、殷、受けて謝せず、直云はく、『後貴からんを待ちて、當に相酌ゆべきのみ』と。長ずるに及びて、博く經史に通ず。性、倜儻にして、大志有り、儉なれども陋ならず、清なれども介ならず、之を望むに(八三) 頽然たれども、侵す可からざるなり。周、何易を以て中領軍と爲し、董艾をして樞機を典らしめ、又、其の將佐の功有る者(八四) 葛旗・路秀・衛毅・劉眞・韓泰を封じ、皆、縣公と爲し、委ぬるに心膂を以てす。號して五公と曰ふ。成都王穎、鄴に至る。詔して使者を遣はし、就きて前命を申べしむ。穎、大將軍を受け、九錫の殊禮を讓り、

- 【七五】 七里澗。今の河南省洛道洛陽縣内にあり。
- 【七六】 晉の制、文武官公及び諸方面征鎮府には皆軍諮祭酒を置く。
- 【七七】 晉の諸公府には皆記室督あり、上章表奏報書記を主る。
- 【七八】 晉の諸公、諸從公の、持節都督たるものは、參軍を増して六員と爲す。
- 【七九】 晉の制、東曹は倉曹の上に在り、戸曹は倉曹の下に在り。廷尉の屬官に正監平あり。
- 【八〇】 順陽。魏、南陽を分ちて南郷郡を立つ。武帝太康中、名を順陽郡と改む。
- 【八一】 賁。孫賁。吳主權の從兄。
- 【八二】 雍。顧雍。吳の相なり。
- 【八三】 倜儻。卓異なり。
- 【八四】 頽然。柔順なる貌。
- 【八五】 葛旗云。葛旗は平平公、路秀は小黃公、衛毅は陰平公、劉眞は安郷公、韓泰は封丘公。

(八六) 表して、興義の功臣を論ず。皆、公侯に封す。又、表して稱す、「大司馬、前に陽翟に在るとき、賊と相持すること既に久しく、百姓困敝す。乞ふ河北の邸閣の米十五萬斛を運び、以て陽翟の饑民を賑さん」と。棺八千餘枚を造り、成都の國秩を以て衣服を爲り、黃橋の戰士を斂祭す。其の家を旌顯すること、常の戦亡に二等を加ふ。又、(八七) 溫縣に命じて、趙王倫の戰士萬四千餘人を瘞む。皆、盧志の謀なり。穎、貌美なれども神昏く、書を知らず。然れども氣性敦厚にして、事を志に委ぬ。故に其の美を成すを得たり。詔して、復た使を遣はし、穎に諭して入りて輔けしめ、并に九錫を受けしむ。穎の嬖人孟玖、洛に還るを欲せず。又、程太妃、(八八) 鄴都を愛戀す。故に穎、終に辭して、拜せず。初め大司馬問、中書郎陸機が趙王倫の爲めに禪詔を撰せしを疑ひ、收へて之を殺さんと欲す。大將軍穎、之が爲めに辯理し、死を免るるを得たり。因つて表して平原の内史と爲し、其の弟雲を以て清河の内史と爲す。機の友人顧榮及び廣陵の戴淵、中國多難なるを以て、機に吳に還らんことを勸む。機、穎の全濟の恩を受けたるを以て、且つ、穎・時望有り・與に功を立つ可しと謂ひ、遂に留まりて去らず。

秋七月、(八九) 復た常山王父を封じて長沙王と爲し、開府驃騎將軍に遷す。

- 【八六】 穎、亦、表して盧志・和演・董洪・王彥・趙驥等を封す。
- 【八七】 溫縣。河内郡に屬す。今の河南省河北道溫縣の地。
- 【八八】 鄴。今の河南省河北道臨漳縣の境に在り。
- 【八九】 武帝太康十年、父を封じて長沙王と爲す。楚王璋が誅せらるるや、父、同母なるを以て、貶せられて常山王と爲る。今、舊封に復す。

東萊王薤、凶暴にして酒を使ひ、數大司馬閻を陵侮し、又、閻に従つて開府を求め、得ずして之を怨み、密に「閻、權を専らにす」と表し、左衛將軍王輿と、閻を廢せんことを謀る。事覺はる。八月、詔して、薤を廢して庶人と爲し、輿の三族を誅し、薤を上庸に徙す。上庸の内史陳鍾、閻の旨を承け、潜に之を殺す。

天下に赦す。

東武公澹、不孝に坐して遼東に徙さる。九月、其の弟、東安王緜を徵して舊爵を復し、尙書左僕射に拜す。緜、東平王楙を擧げて、平東將軍・都督徐州諸軍事と爲し、下邳に鎮せしむ。

初め朝廷の符、秦・雍州に下り、流民の蜀に入る者を召し還さしめ、又、御史馮該・張昌を遣はして之を督せしむ。李特の兄輔、略陽より蜀に至り、「中國方に亂る。復た還るに足らず」と言ふ。特、之を然りとし、累に天水の閻式を遣はして羅尙に詣らしめ、權に停めて秋に至らんことを求む。又、略を尙及び馮該に納る。尙、該、之を許す。朝廷、趙廞を討ちし功を論じ、特を宣威將軍に、弟流を奮武將軍に拜し、皆、侯に封す。璽書、益州に下り、六郡の流民の・特と同じく廞を討ちし者を條列せしめ、將に封賞を加へんとす。廣漢の太守辛冉、廞を滅ぼすを以て己の功と爲さんと欲し、朝命を寢め、實を以て上さず。衆、威、之を

【九一】東安王緜が廢徙せられたること、八十二卷元康元年に見ゆ。
【九二】朝命を寢む。特と流とを封拜するの命を寢むる也。
【九三】衆。六郡の衆。

怨む。羅尙、從事を遣はし、流民を督遣し、七月を限りて道に上らしむ。時に流民、布きて梁・益に在り、人の備力と爲る。州郡逼り遣ると聞き、人人愁怨し、爲す所を知らず。且つ水潦方に盛に、年穀未だ登らず、以て行資と爲す無し。特復た閻式を遣はして尙に詣らしめ、停めて冬に至らんことを求む。辛冉及び犍爲の太守李苾、以て不可と爲す。尙、別駕蜀郡の杜駿を秀才に擧ぐ。式、駿の爲めに、逼り移すの利害を説く。駿も亦、流民を寛くすること一年ならんことを欲す。尙、冉・苾の謀を用ひ、從はず。駿乃ち秀才の板を致し、出でて家に還る。冉、性貪暴にして、流民の首領を殺して其の資貨を取らんと欲す。乃ち苾と輿に尙に白して言はく、「流民は、前に趙廞の亂に因り、剽掠する所多し。宜しく因りて移して關を設け、以て之を奪ひ取るべし」と。尙、書を梓潼の太守張演に移し、諸要に於て關を施し、實貨を搜索せしむ。特數、流民の爲めに、留まらんことを請ふ。流民、皆、感じて之を恃み、多く相帥ゐて特に歸す。特乃ち大營を縣竹に結び、以て流民を處き、辛冉に移し、自ら寛くせんことを求む。

【九四】行資。旅行の費用。
【九五】致。送り致す也。
【九六】移。移書なり。流民、蜀土に安んず。朝命を以て驅りて本土に還らしめんとすと雖も、猶ほ其の去らざるを恐る。況んや關を設けて其の資財を奪取せんと欲するをや。是れこれをして亂を爲さしむる也。
【九七】諸要。往來の津要に當る地。
【九八】分勝。諸處に勝を以て掲示する也。

冉大に怒り、人を遣はして通衢に分勝し、特兄弟を購募し、許すに重賞を以てす。特、之を見、悉く取りて以て歸り、弟驥と輿に其の購を改め、云はく、「能く六郡の會豪李・任・閻・趙・楊・上官及び

氏【九六】叟侯王を送らば、一首ごとに百匹を賞せん」と。是に於て、流民大に懼れ、特に歸する者愈衆く、旬月の間に、二萬人に過ぐ。流も亦衆數千人を聚む。特、又、閻式を遣はして羅尙に詣らしめ、申ねて期せんことを求む。式【九七】衝要に營柵して、流民を拵はんと謀るを見、歎じて曰はく、「民心方に危し。今にして之を速す。亂將に作らんとす」と。又、辛冉・李苾の意の回らす可からざるを知り、乃ち尙を辭して縣竹に還る。尙、式に謂つて曰はく、「子、且く吾が意を以て、諸の流民に告げよ。今、寛くするを聽さん」と。式曰はく、「明公、姦説に惑ふ。恐らくは寛理無からん。弱けれども輕んず可からざる者は、民なり。今、之を趣すに、理を以てせず。衆怒は犯し難し。恐らくは禍を爲すこと淺からざらん」と。尙曰はく、「然り。吾、子を欺かず。子其れ行け」と。式、縣竹に至り、特に言つて曰はく、「尙、爾云ふと雖も、然れども未だ信す可からざるなり。何となれば、尙、威刑立たず、冉等、各、彊兵を擁す。一旦、變を爲さば、亦、尙が能く制する所に非ざらん。深く宜しく備を爲すべし」と。特、之に従ふ。冬十月、特分ちて二營と爲し、特は北營に居り、流は東營に居り、甲を繕ひ兵を厲ぎ、戒嚴して以て之を待つ。冉・苾相與に謀りて曰はく、「羅侯は貪りて斷無く、日復た一日、流民をして姦計を展ぶるを得しむ。李特兄弟、竝に雄才有り、吾が屬將に虜にせられんとす。【一〇〇】宜しく計を決するを爲すべし。羅侯は

【九六】 蜀叟は自ら是れ一種。
 【九七】 申れて云云。重ねて期限を爲すを求むるなり。流民をして自ら寛くするを得しむる也。
 【一〇〇】 一戰して以てこれを決せんと欲する也。

復た問ふに足らざるなり」と。乃ち廣漢都尉曾元・牙門張顯・劉苾等を遣はし、潜に步騎三萬を帥ゐて、特の營を襲はしむ。羅尙、之を聞き、亦、督護田佐を遣はして元を助けしむ。元等至る。特、安臥して動かす。其の衆半入るを待ち、伏を發して之を撃つ。死する者甚だ衆し。田佐・曾元・張顯を殺し、首を傳へて以て尙・冉に示す。尙、將佐に謂つて曰はく、「【一〇一】此の虜、去るを成せり。而るに【一〇二】廣漢、吾が言を用ひず、以て賊勢を張れり。今、之を若何せん」と。是に於て、六郡の流民李含等、共に特を推して、鎮北大將軍【一〇三】を行はしむ。制を承けて封拜し、其の弟流を以て鎮東大將軍【一〇四】を行はしめ、東督護と號し、以て相鎮統す。又、兄輔を以て驃騎將軍と爲し、弟驥を驍騎將軍と爲す。兵を進めて冉を【一〇五】廣漢に攻む。尙、李苾・費遠を遣はして、衆を帥ゐて冉を救はしむ。特を畏れ、敢て進まず。冉出で戦ひ、屢敗れ、圍を潰して【一〇六】德陽に奔る。特入りて廣漢に據る。李超を以て太守と爲す。兵を進めて尙を成都に攻む。尙、書を以て閻式を諭す。式復書して曰はく、「辛冉は傾巧、曾元は小豎、【一〇七】李叔平は將帥の才に非ず。式、前に【一〇八】節下及び【一〇九】杜景文の爲めに、徙すを留むるの宜を論ず。人、【一一〇】桑梓を懷ふ。孰か之を願はざ

【一〇一】 此の虜云云。特、行期を緩くせんことを求むと雖も、去計已に成れり。
 【一〇二】 廣漢云云。辛冉、廣漢の太守たり。冉が輕しく兵を用ひて、特に敗られ、其の勢をして愈々張らしむるを云ふなり。
 【一〇三】 廣漢郡は廣漢縣に治す。故城は今の四川省嘉陵道遂寧縣の東北に在り。
 【一〇四】 德陽。縣の名、廣漢郡に屬す。今の四川省嘉陵道遂寧縣の東南に在り。
 【一〇五】 李叔平。李苾、字は叔平。
 【一〇六】 節下。晉人、方面專征の將帥を稱して節下と曰ふ。
 【一〇七】 杜景文。杜叟、字は景文。
 【一〇八】 桑梓。父祖の樹みて以て

らん。但(一〇九)往日初めて至るや、穀(一〇八)に隨つて庸賃し、一室五分す。復た秋潦に値ふ。冬熟を須たんことを乞ふ。而も終に聽されず。之を繩すこと太だ過ぎたり。窮鹿も虎に抵る。流民、肯て頸を延べて刀を受けず。以て變を爲すを致せり。卽し式の言を聽き、寛くして、(一一〇)嚴を治めしめば、去る九月を過ぎずして盡く集まり、十月、道に進み、今、郷里に達せん。何ぞ此の如きこと有らんや」と。特、兄輔・弟驥・子始・蕩・雄及び李含・含の子國・離・任回・李攀・攀の弟恭・上官晶・任威・楊褒・上官惇等を以て、將帥と爲し、閻式・李遠等を僚佐と爲す。羅尚素より貪殘にして、百姓の患と爲る。特、蜀の民と、法三章を約し、(一一一)施捨賑貸し、賢を禮し滯を抜き、軍政肅然たり。蜀の民大に悦ぶ。尙頻に特に敗らる。乃ち長圍を阻とし、(一一二)郫水に縁りて營を作り、連延七百里、特と相拒ぎ、救を梁州及び(一一三)南夷校尉に求む。

十二月、穎昌の康公何劭・薨す。

大司馬閻の子氷を封じて樂安王と爲し、英を濟陽王と爲し、超を淮南王と爲す。

太安元年、春三月、(一一四)冲太孫尙・薨す。

夏五月、乙酉、梁の孝王彤・薨す。

右光祿大夫劉寔を以て太傅と爲す。尋いで老病を以て罷む。

河間王顥、督護衛博を遣はして李特を討たしむ。(一一五)梓潼に軍す。朝廷復た張微を以て廣漢の太守と爲す。德陽に軍す。羅尚、督護張龜を遣はし、

(一一六)繁城に軍す。特、其の子鎮軍將軍蕩等をして博を襲はしむ。而して自ら將として龜を撃ち、之を破る。蕩、博の兵を陽河に敗る。梓潼の太守張

演、城を委てて走り、巴西の丞毛植、郡を以て降る。蕩進みて博を(一一七)葭

萌に攻む。博走り、其の衆盡く降る。河間王顥、更に許雄を以て梁州の

刺史と爲す。特自ら大將軍・益州の牧・都督梁益二州諸軍事と稱す。

大司馬閻、久しく大政を専らにせんと欲し、以へらく、帝の子孫俱に

盡き、大將軍穎、次いで立つの執有り。清河王暉は遐の子なり、方に八

歳なりと。乃ち上表して之を立てんと請ふ。癸卯、暉を立てて皇太子と

爲す。閻を以て太子太師と爲し、東海王越を司空と爲し、中書監を領せし

む。

晉孝惠皇帝太安元年

子孫に遺す所の者なり。故に故郷を懐ふを、桑梓を懐ふといふ。

【一〇九】往日云云。往日、流民初めて蜀に至るの時、以て自ら給する無く、往く所に隨つて糧を逐うて力を出し、人の爲めに備作す。

【一一〇】秋潦。秋期の大雨水。

【一一一】嚴。旅裝。

【一一二】施捨。恩恵を施し勞役を捨つ。

【一一三】郫水。川の名。綿水は西のかた綿竹縣に出で、又、瀕水と合す、亦、これを郫江と謂ふ。

【一一四】南夷校尉。南中の諸郡を統ぶ。

【一】太安元年。西紀三〇二年なり。是の年十二月、齊王閻死し、方めて太安と改元す。此

れば猶ほ是れ永寧二年なり。

【二】冲。諡なり。

【三】梓潼。今の四川省西川道梓潼縣の地。

【四】繁城。縣の名、蜀郡に屬す。今の四川省西川道新繁縣の地。

【五】陽河。四川省西川道綿陽縣の地。

【六】葭萌。縣の名、巴西郡に屬す。故城は今の四川省嘉陵道昭化縣の東南に在り。

【七】帝の子孫云云。太子遙死し、帝、子無し。彭・咸・尙、弟にして、當に帝に次いで立つべきをいふ。

秋八月、李特、張微を攻む。微、撃ちて之を破り、遂に進みて特の營を攻む。李蕩、兵を引ゐて之を救ふ。山道險隘なり。蕩、力戦して前み、遂に微の兵を破る。特、涪に還らんと欲す。蕩及び司馬王幸諫めて曰はく、「微の軍已に敗れ、智勇俱に竭く。宜しく銳氣に乗じて遂に之を禽にすべし」と。特復た進みて微を攻め、之を殺し、微の子存を生禽し、微の喪を以て之に還す。特、其の將蹇碩を以て德陽を守らしむ。李驥、(二〇)毗橋に軍す、羅尙、軍を遣はして之を撃ち、屢、驥に敗らる。驥遂に進みて成都を攻め、其の門を燒く。李流、成都の北に軍す。尙、精勇萬人を遣はして驥を攻む。驥、流と合撃し、大に之を破る。還る者什に一二。許雄數、軍を遣はして特を攻め、勝たす。特の勢益々盛なり。(二一)建寧の大姓李叡・毛詵、太守許俊を逐ひ、朱提の大姓李猛、太守雍約を逐ひ、以て特に應ず。衆各數萬。南夷校尉李毅、討ちて之を破り、誅を斬る。李猛、牋を奉じて降る。而して辭意不遜なり。毅誘うて之を殺す。冬十一月丙戌、復た(二二)寧州を置き、毅を以て刺史と爲す。

齊の武閔王問、既に志を得、願る驕奢にして權を擅にし、大に府第を起し、公私の廬舎を壞る

【一八】王幸。晉書載記には王幸に作る。
 【一九】蹇。晉書載記には蹇に作る。
 【二〇】毗橋。今の四川省西川道新都縣の地。
 【二一】建寧。古の滇王國の地にして、漢開きて益州郡を置く、劉蜀、名を建寧郡と改む。今の雲南省舊雲南大理等の府の地。
 【二二】朱提。前漢の縣の名、劉蜀分ちて朱提郡を置く。故城は今の四川省永寧道宜賓縣の西南に在り。晉シユシ。
 【三】寧州云云。寧州を罷むること、八十一卷武帝太康五年に見ゆ。

こと、百を以て數へ、制、西宮と等し。中外、望を失ふ。侍中稽紹・上疏して曰はく、「存して亡を忘れざるは、易の善戒なり。臣願はくは陛下、金甌を忘るる無く、大司馬、顯上を忘るる無く、大將軍、黃橋を忘るる無からんことを。則ち禍亂の萌、由つて兆す無からん」と。又、問に書を與へて以爲はく、「唐虞は茅茨し、夏禹は宮を卑くす。今、大に第舎を興し、及び三王の爲めに宅を立つ。豈に今日の急ならんや」と。問、遜辭して之を謝す。然れども從ふ能はず。問、宴樂に耽り、入りて朝見せず、(二五)坐ながら百官を拜し、(二六)三臺に符敕し、選舉均しからず、嬖寵、事を用ふ。(二七)殿中御史桓豹、事を奏するに先づ問の府を経ず。(二八)即ち考竟を加ふ。南陽の處士鄧方、上書して問を諫めて曰はく、「今、大王、安くして危きを慮らず、宴樂、度に過ぐ。一の失なり。宗室骨肉は、當に纖介無かるべし。今は則ち然らず。二の失なり。(二九)蠻夷靜ならず。大王「功業已に隆なり」と謂ひ、以て念と爲さず。三の失なり。兵革の後、百姓窮困すれども、賑救を聞かず。四の失なり。大王、義兵と盟約す、「事定まるの後、賞、時を踰えじ」と。而るに今猶ほ功の未だ論せられざる者有り。五の失なり」と。

【二四】存して亡を忘れず。易の繫辭傳に曰はく、君子は、安くして、危きを忘れず、存して、亡を忘れず、治まりて、亂るるを忘れず、然る後、身安くして國家保つ可きなりと。
 【二五】坐ながら百官の拜を受くる也。一説に天子、三公九卿諸將軍を用ふるに、猶ほ引きてこれを拜す。今、問は府第に安坐して、百官を拜受する也と。
 【二六】私意を以て人を選用し、三臺に符敕して、奉行せしむ、均しからざるの大なる者なり。
 【二七】殿中御史。魏の制、御史臺、二御史をして殿中に居り、非法を伺察せしむ。晉に及びて四人を置く。
 【二八】桓夷云云。李特等が梁益を寇亂するを謂ふ。

岡・謝して曰はく、「子に非ずんば、孤、過を聞かざりしならん」と。孫惠・上書して曰はく、「天下に五難・四不可有り。而して明公、皆、之に居る。鋒刃を冒犯するは、一の難きなり。英豪を聚め致すは、二の難きなり。將士と勞苦を均しくするは、三の難きなり。弱きを以て強きに勝つは、四の難きなり。皇業を興復するは、五の難きなり。大名は久しく荷ふ可からず。大功は久しく任ず可からず。大權は久しく執る可からず。大威は久しく居る可からず。大王、其の難きを行つて、而も以て難しと爲さず。其の不可に處りて、而も之を可と謂ふ。惠が竊に安んせざる所なり。明公、宜しく、功成り身退くの道と思ひ、親しきを崇び、近きを推し、重きを長沙・成都の二王に委ね、長揖して藩に歸るべし。則ち太伯・子臧、美を前に専らにせざらん。今、乃ち高亢の危かる可きを忘れ、權教を貪りて以て疑を受く。高臺の上に遐遊し・重墉の内に逍遙すと雖も、愚竊に謂ふに、危亡の憂、穎翟に在るの時よりも過ぐるなり」と。岡、用ふる能はず。惠、疾と辭して去る。岡、曹據に謂つて曰はく、「或るひと吾に「權を委て國に還れ」と勸む。何如」と。據曰はく、「物は太だ盛なるを禁ず。大王、誠に能く高きに居り危きを慮り、裳を褰げて之を去らば、斯れ善の善なる者なり」と。岡聽

- 【一】 其の難きを行つて而も以て難しと爲さずとは、穎上に在りし時を謂ふ。其の不可に處りて而もこれを可と謂ふとは、今の時を謂ふ。惠の此の言、婉にして而も切なり。
- 【二】 功成り身退く。老子曰はく、功成り名遂げて身退くは、天の道なりと。
- 【三】 太伯子臧云云。吳の太伯は天下を譲り、曹の子臧は國を讓る。
- 【四】 高亢。高きこと極まるなり。
- 【五】 穎翟。潁川、陽翟。

かず。張翰・顧榮、皆、禍に及ばんことを慮る。翰、秋風起るに因りて、菰菜・蓴羹・鱸魚の鱠を思ひ、歎じて曰はく、「人生、志に適するを貴ぶのみ。富貴何をか爲さん」と。即ち引き去る。榮、故らに酣飲し、府事を省せず。長史葛旗、其の職を廢するを以て岡に白し、榮を徙して中書侍郎と爲す。潁川の處士庾袞、岡が若年まで朝せざるを聞き、歎じて曰はく、「晉室卑し。禍亂將に興らんとす」と。妻子を帥りて、林慮の山中に逃る。王豹、賤を岡に致して曰はく、「伏して思ふに、元康以來、宰相、位に在るもの、未だ一人の終を獲る者有らず。乃ち事執、然らしむ。皆不善を爲せるに非ざるなり。今、公、禍亂を克平し、國を安んじ家を定む。乃ち復た覆車の軌を尋ぎ、長く存せんことを冀はんと欲す。亦難からずや。今、河間、根を關右に樹る、成都、舊魏に盤桓し、新野、大に江漢に封せらる。三王、各方に剛にして強盛なるの年を以て、竝に戎馬を典り、要害の地に處る。而して明公、賞し難きの功を以て、主を震ふの威を挾み、獨り京都に據り、専ら大權を執る。進みては則ち亢龍、悔有り。退きては則ち蒺藜に據る。此を冀ひ安きを求むるは、未だ其の

- 【一】 菰。菰類植物にして、陂澤に生ず、高さ五六尺、葉、蒲葦の如く、春秋兩季に、中心に白蘆を生ず、藕の如くにして軟し、菰菜と曰ふ。
- 【二】 元康元年、楊駿誅せられ、繼いで汝南王亮死し、永康元年、張華・裴頠死す。
- 【三】 河間。河間王。
- 【四】 成都。成都王。
- 【五】 舊魏。曹魏、鄴都を以て王業を基す、故にこれを舊魏と謂ふ。
- 【六】 盤桓。廣大なる領地を有するをいふ。
- 【七】 新野。新野王。
- 【八】 亢龍悔有り。易の乾卦上九の爻辭。
- 【九】 蒺藜に據る。易の困卦の六三の爻辭。蒺藜は、其の實刺有り、狀、麥の如くにして小なり。蒺藜に據るとは其の凶傷を言ふなり。